

平成28年9月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（9月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情の付託	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	13
北 畠 正 君	14
後 藤 修 君	17
円 谷 要 君	26
熊 田 喜 八 君	33
散会の宣告	49

第2号（9月7日）

議事日程	51
本日の会議に付した事件	52
出席議員	52
欠席議員	52
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	52
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
議事日程の報告	53

報告第1号の説明、報告	53
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第8号～議案第22号の一括上程	74
延会の宣告	78

第 3 号 (9月8日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	80
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
議案第8号～議案第22号の説明	81
延会の宣告	111

第 4 号 (9月9日)

議事日程	113
本日の会議に付した事件	113
出席議員	113
欠席議員	114
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	114
職務のため出席した者の職氏名	114
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
議案第8号～議案第22号の説明	115

議案第8号の質疑、討論、採決	137
議案第9号の質疑、討論、採決	160
議案第10号の質疑、討論、採決	164
議案第11号の質疑、討論、採決	165
議案第12号の質疑	165
延会の宣告	167

第 5 号 (9月12日)

議事日程	169
本日の会議に付した事件	170
出席議員	170
欠席議員	170
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	170
職務のため出席した者の職氏名	171
開議の宣告	172
議事日程の報告	172
議案第12号の質疑、討論、採決	172
議案第13号の質疑、討論、採決	174
議案第14号の質疑、討論、採決	175
議案第15号の質疑、討論、採決	175
議案第16号の質疑、討論、採決	179
議案第17号の質疑、討論、採決	180
議案第18号の質疑、討論、採決	180
議案第19号の質疑、討論、採決	181
議案第20号の質疑、討論、採決	181
議案第21号の質疑、討論、採決	185
議案第22号の質疑、討論、採決	185
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	198
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	202
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	203

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	207
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	212
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
陳情審査報告	216
閉会中の継続審査申出	217
日程の追加	219
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
閉会の宣告	224

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年9月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 例月出納検査の結果
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克彦	君	6番	揚 妻 一男	君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜八	君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和吉	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保育所 栄長	兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学 習長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪木利弘	書記	小山ちえみ
書記	星千尋		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成28年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから平成28年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 後藤 修 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

[議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇]

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月30日午後1時30分より審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月6日より12日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より9月12日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例議会の会期は、本日9月6日より12日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表のとおりであります。なお、本件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、例月出納検査の結果について。

皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、村長行政報告。

村長より平成28年9月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成28年天栄村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には

ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案37件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、原発事故に伴う放射性物質の除染作業の進捗状況につきましては、7月に飯豊地区、高林地区、8月に沖内地区が完了し、これにより、地区の除染作業は現在進めている西郷地区のみを残すところとなっております。

今後は、現在実施している通学路等の除染作業のほか、事業所等の作業も進め、年度内に全ての除染作業を完了させて参りたいと考えております。

次に、仮置場の進捗につきましては、現在、高トヤ地区仮置場の二期建設工事を実施しており、年度内完了を目指し、工事を進めて参ります。

また、除染土壌等が全て搬出された沢邸地区仮置場につきましては、原形復旧の実施設計を進めており、地権者の皆様の意見等を頂戴しながら、今後、原形復旧工事に着手して参ります。

次に、中間貯蔵施設の進捗につきましては、用地確保が進まず、各市町村の除染土壌等の搬出時期や搬出量が不明確な状況ではありますが、早期搬出が実施できるよう、国・県へ求めて参りたいと考えております。

次に、湯本テニスコート解体工事につきましては、7月に発注し、9月完了を目指し、工事を進めております。

また、湯本地区における高齢者世帯巡回事業では、7月より看護師が週2回、高齢者世帯・ひとり暮らし世帯の巡回・安否確認を実施し、住民と行政とのパイプ役として、高齢者の方々の安心・安全の確保を行っております。

次に、第5次天栄村総合計画の策定につきましては、7月15日に第1回振興計画審議会を開催し、委員の方々20名を委嘱させていただいたところであり、計画策定のスケジュールの確認や村の課題についての意見交換を行ったところでもあります。今後は、8月上旬に実施した住民アンケートの集計結果を踏まえ、第2回の審議会に向け、策定業務を進めて参ります。

また、庁内におきましても、第4次天栄村総合計画の評価・検証、そして次期計画についてのヒアリング等を行い、村の5年後・10年後を見据えた内容とすべく協議しているところでもあります。

地方創生事業につきましては、7月21日に有識者会議を開催し、今年度の事業についてのご意見等をいただき、その内容を各課に周知したところであり、今後は実効性をさらに高めるべく、進捗状況を確認しながら取り組んで参ります。その中の天栄村PRプロモーションビデオ作成では、6月末に制作業者と村内をめぐり、現在、作品イメージや内容について検討を行っているところでもあります。

また、定住・二地域居住関係につきましては、その業務を天栄村ふるさと子ども夢学校に委託しており、田舎暮らしモニターツアーを、1回目は7月22・23日に実施したところであり、2回目は、10月9・10日の実施を予定しているところです。今後も移住・定住に向け、田舎暮らしをしてみたい都市部の方々への募集活動を積極的に進めて参ります。

次に、ふるさと納税につきましては、新しいパンフレットにあわせたインターネットの申し込みサイトを9月にリニューアルしたところであり、今後もさらなる寄附金の申し込みをいただけるよう、さまざまな角度からPRを実施して参ります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、内部被曝検査を7月27日から31日までの5日間、妊婦の方々と1歳のお子さんを中心に57人に実施し、全員が健康への影響はないとの結果でありました。また、外部被曝検査につきましては、バッチ式積算線量計により7、8月の2カ月間、611人が測定し、現在、結果の評価を行っているところであります。

次に、健康づくりにつきましては、総合検診の結果に基づく事後指導会を7月上旬に延べ5日間開催し、60名の方に個別指導を実施いたしました。

また、7月27日と8月2日には乳がん検診を、8月5日は子宮頸がん、骨粗鬆症検診を実施し、昨年度を上回る延べ277人が受診しました。これらの集団検診の未受診者に対しましては、医療機関での個別検診を勧奨しているところであります。

減塩対策につきましては、昨年度より尿中塩分測定検査を実施しておりますが、検査結果を見ますと、村民の平均食塩摂取量は、男女ともに2年連続で国や県の平均を下回っており、健康づくりプロジェクトとしての取り組みの成果があらわれてきているものと考えております。

今後も、村民の健康意識の高揚を図るとともに、運動や食生活の改善を中心に、さらなる健康づくりを推進して参ります。

次に、福祉関係につきましては、消費税率引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和するため、昨年に引き続き臨時福祉給付金を、また、所得の少ない障害年金及び遺族年金受給者の方を支援するため、年金生活者等支援臨時給付金（障害・遺族年金受給者向け給付金）を支給するため、現在、対象者からの申請を受け付けているところであります。

高齢者福祉につきましては、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、天栄ホームの30床増床計画に伴い、用地造成工事及び調整池工事に着手したところであります。今後も、在宅介護の厳しい状況を踏まえ、老人福祉施設の充実に努めて参ります。

次に、高齢者の皆様の長寿を祝う敬老会を9月17日に開催することとしております。議員各位におかれましてもご臨席を賜り、今日の社会を築き上げてこられた皆様をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、景観の美化や環境意識の高揚を図るため、毎年実施している環境美化コンクールに

については先月審査を行い、花いっぱい部門では上松本行政区が、施設部門では沖内行政区が最優秀賞に選ばれました。今後、表彰を行って参ります。

次に、税務関係の本年度の課税状況につきましては、対前年比で、個人住民税が6.5%の増、固定資産税が4.3%の増、国民健康保険税で0.5%の増となっております。

収納に関しましては、今年度から軽自動車税を初め主要4税目のコンビニ収納を開始し、8月時点での利用状況では、全体で2,506件、9.52%の利用となっております。税目別では、村県民税の普通徴収で37.84%、固定資産税で5.57%、軽自動車税で22.69%、国民健康保険税で7.8%と、特に村県民税と軽自動車税についてはコンビニ納付の割合が高い傾向を示しており、利用しやすい環境が整ってきたものと感じております。

滞納者の抑制対策としましては、督促状の早期発布や催告書による新規滞納者の発生防止に努めるとともに、恒常的な滞納者の抑制のため、電話催告や臨戸訪問などにより、納税交渉に努めながら滞納額の圧縮を図っているところであり、交渉困難な場合については、滞納者の資産調査や滞納処分などに取り組んでいるところです。

また、国土調査につきましては、広戸第23地区として高林地区の地籍調査を昨年度に引き続き実施し、一筆地測量及び地籍測定などに着手しているところです。本年度は、新規に湯本第24地区として、田良尾字野仲、湯本字関場ほか2字の一筆地調査に着手し、所有者の協力をいただきながら、境界立ち会いを進めているところであります。

次に、農業振興につきましては、平成28年産米の放射性物質全量全袋検査の実施体制、方法等について、8月17日の須賀川岩瀬恵み安全対策協議会総会において決定され、現在、事業の円滑な実施に向け準備を進めているところであります。

生産調整につきましては、農家から提出された実施計画書について、7月及び8月に現地確認検査を実施し、経営所得安定対策に加入しております437の農業者が達成となる見込みであります。

環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、86名の農業者が冬期湛水、堆肥の施用等に取り組む予定であり、対策の効果が十分に発揮されるよう支援を行って参ります。

鳥獣被害防止対策につきましては、8月までにツキノワグマ30頭、イノシシについては62頭を捕獲しております。また、電気柵については、個人及び団体より16件の申請がありました。引き続き、有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置を推進し、被害防止に努めて参ります。

農産物の販売PR事業につきましては、管内の市町村長とJA夢みなみの組合長とともに、7月1日に東京の大田市場、7月8日には大阪中央卸売市場においてトップセールスを実施し、岩瀬きゅうりや米、インゲンなど、須賀川・岩瀬地方農産物の安全、安心、良食味をアピールして参りました。

次に、村と観光協会が一体となって進めている元気です天栄観光誘客促進事業につつま

ては、天栄村のサポーター800名を目標に募集しており、8月末現在、532名に会員登録をいただいております。また、合宿誘致助成事業につきましては、申し込み件数39件、延べ宿泊者942人となり、宿泊客の増加に大きく貢献しているところであります。今後も、冬のスキー合宿の誘致など、冬期間の誘客促進を図って参ります。

次に、7月10日に東京スクワール麴町において、議員の皆様にもご出席いただき、関東地方天栄村人会総会を開催し、天栄村出身の皆さんと交流を深めたところであります。

また、7月23日には、なつの天栄2016羽鳥湖高原ウオークが開催され、県内外より参加された約1,500名が爽やかな羽鳥湖高原でのウオーキングを満喫されました。終了後には、天栄ヤーコンや天栄長ネギを使ったカレーや田舎汁を振る舞うなど、村特産品のPRにも努めたところであります。

8月20日、21日には、子供たちのダンスの祭典として、ふくしま舞祭がレジーナの森にて開催され、県内外から23チーム、約370人が参加し、天栄村の自然の中でダンスを披露し、各チームがダンスを通じて交流を深めました。

後継者対策事業につきましては、9月3日に独身の男女を対象とした婚活パーティーを実施いたしました。また、秋から冬にかけては、コミュニケーション講座や2回目の婚活イベントを開催することとしております。

次に、主な道路整備についてであります。特定防衛施設交付金事業では、事業着手から2年目となる戸ノ内・丸山線道路改良工事を7月に発注したところであります。

また、社会資本整備総合交付金事業では、橋梁点検業務委託を6月に発注し、児渡・滝田線道路改良測量設計業務委託及び戸ノ内・丸山線落石防止網設置測量設計業務委託を8月に発注し、防災力の向上に向けて取り組んでおります。そのほか、各地区の道路補修工事等につきましても、順次整備に努めているところであります。

次に、農業土木事業であります。湯本の糯田地区の横断暗渠改修工事が6月に完成し、今後、用排水路改修を進めて参ります。

次に、今年度より事業を開始した天栄村民間賃貸住宅建設事業助成金交付事業では、2業者からの申請があり、1社につきましては交付決定を行い、もう一社につきまして、手続中であります。

上水道事業では、大山団地加圧ポンプ場の計装盤更新工事を発注し、石綿管更新事業の発注準備も進めているところであります。

湯本・野仲地区簡易水道事業では、田良尾地区の配水管布設替工事等の設計委託業務と配水管布設替工事2工区までの発注を行ったところであります。

次に、学校教育関係につきましては、つなぐ教育推進事業の一環として、7月21日から4日間、天栄中学校を会場に、村内小学6年生を対象とした公営塾サマースクールてんえいを

開催し、国語と算数の復習はもとより、中学校英語教師による英語の授業、部活動体験など、中学生の支援も加わり、小学校の学習から中学校の学習へスムーズな連携を図るとともに、村内4小学校の児童が一堂に会し、他校の児童と交流をすることにより、仲間づくりの場としても大きな役割を果たしました。

また、英語の村てんえいの一環では、次期指導要領を見据えた取り組みとして、新しい英語教育・英語活動のあり方、村研究指定校として、湯本小学校において始動し、フィリピン・セブ島にある英会話スクールとオンラインで結び、年間20回程度実施し、その成果を検証する新たな試みも始まりました。

こうした小・中学校連携の取り組みや学力向上のための研究成果を公開する天栄村公開授業研究会を今月16日に天栄中学校において、大里小学校の算数科授業及び天栄中学校の数学科授業を開催し、児童・生徒の学びをつなぐ取り組みを村内外に広く情報発信する予定であります。

吹奏楽コンクールでは、県南支部大会に引き続き、県大会でも中学校小編成の部で天栄中学校吹奏楽部が3年連続で金賞を受賞する快挙をなし遂げました。福島県中体連陸上競技大会では、天栄中学校生徒6名が出場し、共通女子1,500メートルで2年生が8位入賞、さらには共通女子800メートルで3年生が優勝となり、続いて出場した東北大会では、自己ベストを出し7位に入賞するというすばらしい成績をなし遂げました。いずれも、生徒の頑張りが実を結んだ結果ではありますが、学校・家庭・地域が一体となって取り組んだ成果でもあります。

村内小学校水泳大会では、7月29日に晴天のもと、広戸小学校プールで開催され、日ごろの練習の成果が発揮され、2種目で3つの新記録が出るなど、子供たちの頑張りが見えた大会となりました。

幼稚園では、7月15日に、恒例の年長児と保護者が参加しての夕涼み会を開催し、幼稚園生活最後の夏の思い出づくりができました。また、夏休み期間中の預かり保育では、49名の園児を受け入れ、保育が困難な家庭への支援を実施しました。

次に、生涯学習につきましては、6月18日に村体育協会主催の第36回行政機関対抗ソフトボール大会が総合農村運動広場において、昨年より1チーム多い9チーム参加のもと開催されました。各チームとも終始和やかな中で試合が行われ、チーム相互の親睦が図られたところです。

7月6日には、生涯学習センターにおいて、青少年育成村民会議総会とてんえい思いやりを育む推進委員会を開催し、いじめのない村づくりを進めるため、意見交換を行いました。また、同村民会議の主催による救命救急講習会を7月15日に開催し、水の事故から子供たちを守るため、須賀川消防署から講師を招き、水難事故防止の方法と心肺蘇生法やAEDの使

用方法を学びました。

7月には歴史学び教室を開催し、各小学校の6年生を対象に村内の県・村指定文化財等を見学してもらいました。この授業は、文化財に直接接するため、郷土愛護の精神を培うのに大変有効な手段であり、今後も継続して実施して参りたいと考えております。

また、てんえい夏休み子ども教室を山村開発センターにおいて開設したところ、32名の児童が参加し、パソコン教室や福島大学児童文化研究会影絵部の公演、英語でのDVD鑑賞、読書の時間の奨励など、バラエティーに富んだプログラムにより、安全管理員、活動指導員の方々のもと、安全、安心に過ごすことができました。

今年度も、昨年に引き続き各種講座を開設したところ、手話講座、パッチワーク教室を含む8つの講座に多くの住民が参加し、教養を高めました。湯本地区におきましては、中年層向け運動講座としてフラダンス講座を開設したところ、多くの住民の方の参加があり、日ごろの運動不足の解消が図られました。

8月15日には、文化の森てんえいで、村議会議員の皆様やご来賓の方々をお迎えし、成人式、2分の1成人式を挙行了しましたところ、67名の成人者が大人への責任を改めて自覚し、40名の小学4年生が、将来の自分の夢に向かって歩き出したところであります。また、式典終了後には、実行委員会による交流会を催し、楽しい世代間の懇親を深めました。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案37件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、両財産区の管理会委員の任期がともに9月30日をもって満了となるため、財産区管理会委員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第5号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも総務省省令の通知を受け、必要な改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所

得税法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定についてから議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定については、平成27年度各会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

各会計決算の概要を申し上げます。

一般会計は、歳入総額68億6,158万151円、歳出総額66億912万760円、歳入歳出差引額2億5,245万9,391円であります。前年度と比較しますと、歳入はマイナス2億4,851万2,010円、率にして約3.5%の減、歳出はマイナス2億3,125万4,238円、率にして約3.4%の減であります。

国民健康保険特別会計の事業勘定は、歳入総額9億4,577万3,524円、歳出総額8億4,048万4,195円、歳入歳出差引額1億528万9,329円であります。

また、診療施設勘定では、歳入総額4,907万9,648円、歳出総額4,684万3,153円、歳入歳出差引額223万6,495円であります。

牧本財産区特別会計は、歳入総額124万4,233円、歳出総額20万2,107円、歳入歳出差引額104万2,126円であります。

大里財産区特別会計は、歳入総額25万8円、歳出総額22万2,897円、歳入歳出差引額2万7,111円であります。

湯本財産区特別会計は、歳入総額176万2,641円、歳出総額167万6,300円、歳入歳出差引額8万6,341円であります。

工業用地取得造成事業特別会計は、歳入総額2,138万8,423円、歳出総額1,805万699円、歳入歳出差引額333万7,724円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計は、歳入総額1,416万8,839円、歳出総額1,069万5,480円、歳入歳出差引額347万3,359円であります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額2億845万6,105円、歳出総額2億276万333円、歳入歳出差引額569万5,772円であります。

二岐専用水道特別会計は、歳入総額270万4,502円、歳出総額113万1,373円、歳入歳出差引額157万3,129円であります。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額8,434万8,840円、歳出総額7,789万2,501円、歳入歳出差引額645万6,339円であります。

簡易排水処理施設特別会計は、歳入総額598万2,145円、歳出総額513万9,502円、歳入歳出差引額84万2,643円であります。

介護保険特別会計は、歳入総額6億5,795万5,965円、歳出総額6億5,109万7,992円、歳入歳出差引額685万7,973円あります。

風力発電事業特別会計は、歳入総額 1 億1,184万6,798円、歳出総額9,212万5,128円、歳入歳出差引額1,972万1,670円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4,510万8,600円、歳出総額4,503万1,400円、歳入歳出差引額 7 万7,200円であります。

水道事業会計の収益的収入及び支出は、収入 1 億5,553万8,670円、支出 1 億4,757万528円であります。

また、資本的収入及び支出は、収入が2,553万円、支出が 1 億3,949万6,996円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億1,396万6,996円は、過年度損益勘定留保資金 1 億1,001万2,567円及び当年度消費税資本的収支調整額395万4,429円で補填しております。

議案第23号 平成28年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5 万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ56億1,105万9,000円とするものであります。

議案第24号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,783万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 8 億 8,453万3,000円とし、診療施設勘定においては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ173万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,025万円とするものであります。

議案第25号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ96万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ358万9,000円とするものであります。

議案第26号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち、歳入予算を補正するものであります。

議案第27号 平成28年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ176万8,000円とするものであります。

議案第28号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ828万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,223万2,000円とするものであります。

議案第29号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,343万4,000円とするものであります。

議案第30号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ524万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億1,146万7,000円とするものであります。

議案第31号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ306万2,000円とするもので

あります。

議案第32号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ272万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,060万3,000円とするものであります。

議案第33号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ205万円とするものであります。

議案第34号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,738万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,975万円とするものであります。

議案第35号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,472万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,064万8,000円とするものであります。

議案第36号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,603万円とするものであります。

議案第37号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ670万8,000円を減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の対応についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成28年9月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで村長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。

質問は1番、北嶋正君、9番、後藤修君、2番、円谷要君、8番、熊田喜八君の順に行います。

一般質問の質問者は、質問席にて質問を行います。

また、一般質問は一問一答式で行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告

が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 北 島 正 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

○1番（北島 正君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき、質問します。

1、村の農業振興について。

村では、さまざまな国・県補助事業を活用して、農林業の振興について努めておりますことに敬意を表します。その中で、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業については、各地区の農地保全や農道・水路等環境整備の維持が図られ、農家にとっても、営農上大変重要になっていることはご承知のところと存じます。

さて、多面的機能支払交付金事業が今年度で終了する予定と聞いておりますが、次年度も同様な補助事業があるのか、事業内容が従来どおりなのかお聞きしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

お尋ねの多面的機能支払交付金事業につきましては、平成23年度から25年度まで、農業、農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための地域における共同活動等を支援する事業として実施されてきた農地・水保全管理支払交付金事業の後継事業として、平成26年度から実施されております。

また、平成27年度からは、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払とあわせて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払制度の一つに位置づけられ、法定の制度となったことから、安定的な制度運営が可能となったところであります。したがって、多面的機能支払交付金事業につきましては、今年度で終了することではなく、次年度以降も現行の事業内容で継続されることとなっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ただいま回答がありましたが、今までどおりの事業内容でよろしいということで考えてよろしいんですね。

〔「はい」の声あり〕

○1番（北島 正君） あと、それと、各団体の村の職員の方々、忙しいと思うんですが、サポートはどういうふうな体制でやっているか。あと支援関係、そういう関係はどういうふう

になっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

各団体への職員のサポートとのお尋ねでございますが、基本的には、事務の進め方、それから事業の進め方、そういったもので具体的に相談があった団体について回答並びに検討への照会をして、明確にした上でのお答えをするというふうなサポート体制をとっているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ありがとうございます。

では、次に、2番の村の少子化対策についてお尋ねしたいと思います。

村では、少子化対策としてさまざまな事業を展開しているところですが、しかしながら、学費に金がかかることと、病気やけがなどしたときの医療費の心配、育児のため仕事が続けられないとの不安から子供が欲しくても諦めているなど、子供を産み育てるため将来的に不安に思っているとの声を耳にします。村では、それらについての対策をいかに考え進めていくのか、お聞きしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の村の少子化対策についてであります。村では、妊娠から乳幼児、小中学生、高校生にわたり、さまざまな対策を講じております。まず、妊婦、乳幼児健診の無料化、出産育児手当金の支給及び第2子からの子宝祝金の支給、そして、ゼロ歳から18歳までの医療費を無料としております。

また、保育所の保育料も近隣市町村に比べ低い設定としており、幼稚園の授業料及び小学校の児童クラブや放課後子ども教室も利用料を無料としております。保育所につきましても、現在のところ、待機者がいない状況であります。

そのほかにも、さまざまな助成制度や子育て支援事業を行っておりますが、お子さんを産み育てることに不安である方がいらっしゃるなどのご指摘を受け、これらの支援の周知が行き届いていないのかと省みるところでございます。

今後につきましては、あらゆる機会を捉えまして、村の子育て支援事業を紹介し、お子さんを安心して産み育てるよう、また、第2子、第3子と子宝を増やしていただけるよう支援して参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ただいま、ゼロから18歳まで医療費が無料になっているということな

んですが、これ、ちょっと不勉強なんですけど、所得制限とか、そういうふうなさまざまなのがあるんでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

乳幼児医療、こども医療につきましては、ゼロ歳から18歳未満までが無料というふうになっておりまして、それにつきましては、所得制限はございません。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） わかりました。

では、次に、乳児がいるところへ、前であれば保健師さん等が家庭訪問等していたと思うんですが、そういうふうなバックアップ体制をとっていたと思うんですが、今現在はどのような体制でやっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず、保健師なんですけど、保健師のほうで定期的に、健診やなんかのときに伺って、あと、何か用事があるときには各家庭を訪問するというふうなことを行っております。

あと、健診につきましては、3～4カ月児健診、6～7カ月児健診、9～10カ月児健診ということで、1歳未満に関しては3回ほど、あと、1歳6カ月児健診、そして3歳児健診というふうに健診も行っております。

あと、ちなみに妊婦健診というのもございまして、妊婦さんがお医者さんにかかったときの健診につきましても、15回までは無料ということで、村のほうで助成しております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） わかりました。

これからの子供の育児のバックアップ体制とか、本当に村の宝でございますので、そういう点についてはあわせて厚く、手厚く保護していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君の一般質問は、以上で終了します。

それでは、暫時休議をいたします。11時5分まで休みます。

（午前10時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

○9番（後藤 修君） 村議会会議規則第61条に基づき、一般質問を通告書どおり質問いたします。

1つ目の事項、風評被害払拭の方策は。

大震災時の東京電力原発事故による農畜産物の風評被害は、約5年半にもわたる今日でも、まだまだ出荷物に対し、その影響は大きいものがあります。福島産というネーミングだけで買い控えが多い現状であることから、一刻も早く風評を払拭し、農家の方々が安全・安心して生産出荷に前進していけるよう望みます。村長にその方策を伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により5年が経過いたしました。村といたしましては、震災後の風評被害の払拭対策として、福島県やJAなど関係機関と連携し、首都圏を中心とした販売イベント等に参加し、福島県産品の安全・安心をPRして参りました。

また、両道の駅における農作物の放射性物質測定器による検査を初め、米の放射性物質の吸収抑制対策を図るなど、村独自の対策にも取り組み、安全性を確保して参りました。

さらに、須賀川・岩瀬管内市町村長とJAが合同で、直接、東京、大阪市場を訪問してのトップセールスを継続して実施しております。その成果もあり、福島県農産物の市場における評価は徐々に回復しつつありますが、いまだに風評被害は一部根強く残っており、震災前に戻ったとは言いがたい状況であります。

風評払拭には、これといった即効性のある方策はなく、今後においても、県やJAなどの関係機関と緊密に連携し、消費者に正確で詳細な情報を伝えるとともに、村農林水産物の安全・安心を訴え、風評被害の払拭に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この風評といいますのは、非常に厄介だと思うんですよ。といいますのは、どうしても風評というのは、人の、人間の心の問題だと思うんです。

まず1つ目には、完全に検査をして、福島県の農産物を検査をして、安全です、大丈夫で

すと幾ら声を大きくして訴えても、福島産というネーミングだけで消費者から素通りをされて、隣の福島産以外の農産物のほうに走ってしまう。とにかく、福島というような名前だけで、よい悪いは別にして行っちゃう。

それから、2つ目に考えられるのが、どうしても原発の事故の廃炉作業が延々と続いておられます、それらの作業内容が新聞、テレビ等のメディアのニュースにずーっと続いていくわけです。ニュースに出ている限り、一般国民の方は、放射能が飛散して、こっちのほうに影響があるわけではなくても、そのニュースが出るたびに、福島県の農作物は原発の事故でまだまだ影響があるんじゃないかというような気持ちの問題がなかなか払拭できなくて、風評被害は払拭できないのではないかなというような気がいたします。非常に厄介な問題だなと思います。

先ほど、道の駅等でもやっているというような、放射能の検査をやっていると言いましたけれども、村内の両道の駅での消費者の天栄村の農産物の評価、大丈夫なんですとか、どのようなことが言われますか。

それから、天栄村の現時点での放射能の農産物に対する各主要作物の含有状況がわかれば、大まかでよろしいですから、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1点目の道の駅でのお客様の反応状況でございますが、道の駅で販売している農作物につきましては、それぞれ道の駅におきまして放射性物質の測定をし、基準以下であるということを確認して、販売をしております。そういったことをお客様にきちんと説明をしておりますので、お客様は、あ、これは大丈夫なんですと、あ、じゃ、安心して食べられますねということで、販売されているものにつきましては、安心して買い求めをいただいているということでございます。

2点目の主要作物の含有状況につきましては、まず、お米につきましては、全量全袋検査を、平成24年産米から実施をしております。結果を申し上げますと、24年につきましては15万袋の検査を行いまして、25から50ベクレルの含有した袋が23袋、25年産米につきましては、約16万袋の検査を行いまして、25から50ベクレルの含有が11袋、26年産は同じく16万袋余りの検査で11袋、27年産につきましては、15万5,000袋の検査に対して7袋の含有といった結果になっておりまして、当然、基準値を超えるお米は出ておりませんが、まだ若干、50ベクレル以下の含有が見られているというような状況となっております。

それから、それ以外の、例えば岩瀬きゅうり等の野菜につきましては、それぞれ県のほうでモニタリングを実施しております。基準値を超えるものにつきましては、当然市場には出

回らないという対策になっておりますので、詳しい数値はちょっと把握はしておりませんが、基準値を超えるものはないというような状況になっているということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、米とキュウリについての現在の含有量を述べていただきましたけれども、キュウリについては、出荷する、出荷が始まりますよという前日までに農協に持って行って検査を受けなくちゃなりません。それから、中間検査といいまして、お盆前にもう一回受けて、2回も受けております。ですから、もうキュウリは、それでなくてもセシウムの含有量がなかなか吸収しない作物だと言われますので大丈夫かと思いますが。米も御存じのとおり、全袋検査をしております。それ以外、どうしても天栄村の農産物で、放射能で影響がありましたキノコ、シイタケ類のキノコ、それから、現在は出荷物とは言いませんが、山菜あたりの含有量は、現在はどのようなになっているか。

それから、畜産関係は大丈夫かと思いますが、果樹などもどのようなになっているか、その辺ももう少し、風評被害のやり玉に上がらないような状態の含有量であるんだかどうしたんだか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、キノコにつきましては、8月24日現在でございますが、天栄村におきましても、野生のものに限りませんが、まだ出荷制限を受けている状況でございます。ですので、これが解除になるためには、1カ月間3つの測定をして、基準値以下になることというような基準がございますので、まだ基準値を超えるものがあるというような状況にあることと思われま。

それから、山菜につきましては、コシアブラ、それから野生のフキが、天栄村産のものはまだ出荷制限を受けているというような状況でございます。山菜につきましては、収穫時期が限られておりますので、出荷制限を解除するためには1カ月の測定が必要ということで、収穫期間も短いということでございますので、まだ続いているのかなという状況になっております。

それから、果樹につきましては、現在のところ出荷制限を受けているものはございません。ですので、基準値を超えるものは出ていないというような状況であるというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。

米の全量全袋検査なんですけれども、これは、私が考えるには、表裏一体だと思うんです

よ。全袋検査やりますから、福島県では、米については絶対安心ですよ、安心して買って食べてくださいと言うことができます。これは、表向きは。しかし一方では、放射能の心配があるためにまだまだ検査をやらないとだめだ、福島県の米は、まだまだ米についてはこれだけ検査をして、全袋検査やって、大丈夫だというような情報を流しても、一般国民の消費者は、心配があるから全袋検査をやっているんじゃないのかというような気がしないでもない、それが裏の一面だと思うんです。ですから、なかなかこれはいいようで、私から言わせると、本当にいい政策なのかなというような気がいたします。

今年度は、全量全袋検査をやることが決まって、発表されましたが、今後いつまでこれを実施するのか。県の指導、指示だと思うんですが、村単独でやっているわけではないと思いますが、わかれば、県のほうの方針がわかれば、その点もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

全量全袋検査の、いつまで継続するんだというお尋ねでございますが、議員おっしゃるとおり、県の方針に従って実施をしているというものでございますので、県の方針が示されましたらば、それに従うということでございます。いつまでだという県の方針は、まだ明確に示されておられませんので、この場でいつまでというようなことをちょっとお答えはできない状況でございます。その方針が示された段階で、また、議員の皆様にも情報の提供をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうですね。これは県の方針で実施してくれというような通達が出ると思うんですから、まだ次年度以降はどうなるかわからないのは、ここでは答弁できないと思いますが、ただ、方針の方向性だけはわかれば聞きたいと思っただけですから、それはよろしいです。

先ほどの答弁、それから村長の挨拶文にもありましたとおり、トップセールスを大変やっておりますと。この風評を払拭するためには、やはりありとあらゆることをやって、そして福島県のものを、天栄村のものを消費者に多く買ってもらうというのが一番ベストだと思うんですが、このトップセールスをやったときのお客さんの反応、どのようなことをお客さんが来たときに言っていましたか。どうしても、トップセールスをやってきましたよ、やってきましたよというような話は聞かれるけれども、その内容は、どのようにして、どのような反応があつて、結果が、効果といたしますか、その点はどのようなことを考えたか。思いましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは、市場関係なものですから、仲買人の方々にお集まりをいただいて、岩瀬きゅうりの最盛期の時期にあわせて、そのほか、トマト、ナス、インゲン、アスパラガス等々、このすかがわ岩瀬管内でつくっている、出荷する夏野菜を持ってPRをしてくるんですが、これは26年度から開催をした中で、検査体制、そういったものも各市町村長もきちっと訴える、そしてJAの組合長もその体制についても訴えるという中で、昨年、27年度あたりから、もう風評の話はしないでくださいと、もうこれだけいいものをつくっているんですから、良食味、新鮮でおいしいものと、そういう話をしてくださいと、自分たちからいつまでも風評、風評と言っていたんではもう売れませんよと。

この岩瀬きゅうりに関しては、絶対数量がこれは日本一の生産、出荷量をはかっているというようなことで、それだけ皆さん、買い求めているんですよ。これは、需要と供給のバランスもあるんですが、やっぱり皆さん、いいものは売れるということは言うておりましたので、我々みずから、もうそういう話はしないで、本当に野菜の新鮮さ、おいしさ、それをPRしてくださいと。

あと、また、大阪に行って、スーパー等に行った中で、やっぱり議員おっしゃるように、震災前は福島産の米が陳列されておりましたが、これはデパート側、スーパー側でなかなか置かない。一人でもそういう声があると、やっぱり置けないと。ただ、おいしいですよ、というお話をいただきました。地道な、地道な努力をしながら、そこで試食販売とかをしながら、これをやっぱり続けるというようなことを進められてきましたので、これは本当に地道な努力、そしてJAも合併してわかるように、福島という、すかがわ岩瀬、全然ないです、夢みなみというような規模を持った形で、それではじゃ、行きましょと。

あとは、また、私、個人的にいろいろ思ってきたことは、やっぱり福島というよりも天栄ブランドで売れるものはもっとPRすべきだなというような思いできましたので、今後も観光のPR、そして農産物等々、地場産品、そういったものについては一緒にこの良食味、いいものをPRしていくことが風評、少しずつなんですがつながっていくのかなというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このトップセールスについては、県でもやはり一生懸命になっていたいて、七、八名、かなりPRに関東地方、関西方面に行っているのはニュース等で伺っております。これは、天栄村独自だけで幾ら一生懸命やっても、夢みなみ管内でやっても、やはり福島という名前があるためにこれは被害をこうむっているんですから、もっと広い範囲で、知事はもちろんやっているんですが、うちのほうとしても、夢みなみ、県南方部、もっ

と範囲を広げてやるのも一つの手かなというような気もいたしますので、今後のやり方等々を村長には考えていただきたいなと思います。

とにかく、この風評という被害については、大震災によって起こりました原発事故がもたらした大きな原因だと思っておりますが、本当の復興というのは、やはりこの風評被害がなくなって、完全に農家の方も消費者の方も安心して両方が両立するというような方向にいないと、本当の復興とは言えないと思っております。ですから、今後の風評に対する払拭については、特段に努力していただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

1 番目の質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま一般質問の途中でありますので、昼食のため、1 時30分まで休みます。

（午前 1 1 時 2 6 分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（廣瀬和吉君） 9 番、後藤修君。

○9 番（後藤 修君） それでは、午前中に引き続きまして、私の質問を続けさせていただきます。

2 つ目の事項でございますが、役場庁舎にバリアフリーを。

本村役場庁舎は3階づくりであり、2・3階に用事のある人たちにとって、階段の昇り降りは非常に大変です。特に、高齢者や体に障害のある弱者の方には重労働であると思われまふ。そのようなことから、エレベーターの設置はできないものか、その考えをお尋ねしたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、高齢者や体が不自由な方にとって、本庁舎の2階・3階への階段の昇り降りは大変であるため、平成24年度に正面玄関からの階段へ、高さの低いものも含め手すりを追加設置し、高齢者等への配慮を行ってきたところであります。

また、階段の昇り降りが難しい方へは、2階や3階の担当職員が1階へ赴き、各種の事務手続等を行っているところであります。

役場庁舎にエレベーターを設置できないものかのご質問でありますので、既設の建物に新たにエレベーターを設置する場合、壁に穴を開けるなど大規模な工事になり、建物の構造計

算や耐震性も考慮しなければなりません。このため、これまでどおり職員が動くことによって、高齢者や体が不自由な方へ配慮した行政サービスを実施して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） なかなか、既にでき上がっているこの庁舎の中にエレベーターを設置するということは、傷をつけることになるんですよね、建物に。ですから、いろいろな条件をクリアしないとなかなかできないとは思いますが、やはり今の時代は、どうしても人間、長生きします。長生きするがためにだと思いますが、足が弱る、腰が痛くなって、なかなか階段はおろか、歩くのも困難になるというような人たちが多くなっています。

そこで、村の中で議会を傍聴したい、議会としても無線あるいは広報等で傍聴に来てくださいというような呼びかけも再三しておりますが、ご覧のとおり、なかなか来ません。傍聴に来るのは、何も弱者の方ばかりが来るわけではございませんから、一概にそれは言えませんが、やはり車椅子の方であれ、それから体の弱い人でも、議会を一回傍聴して見てみたいというような方がおられると思うんですよ。

そういう方も来て、傍聴していただくのには、何らかの配慮をしていただかないとできないというような気がするものですから、ぜひ、エレベーターでなければ、事務的な説明とか対処は今、村長言ったとおり、下に、1階に降りていって、職員がそれなりの対応はできると思いますが、そののところに来なければできないというようなのは議会の傍聴だと思うんですよ。ですから、どうしてもエレベーターがあれば、そういう体の弱い人でも、ある程度年がいった人でもなんでも来ていただけるのではないかなというような思いもございまして、2階の用事に来た人でもなんでも、やはり楽ではないかと思うものですから提案してみたいんですが、どうしても事情でだめですか。全然見込みがないというか。

ここで、一発で、全然そういうことはできないかなというような答弁のように聞こえたんですが、一度専門家あたりに見てもらって、検討してもらいたいようなことも考えられないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今回、バリアフリーをとということで一般質問を受けてから、私のほうで、建築事務所のほうへちょっと考え方を伺ってみました。

先ほど、村長が答弁された内容が主なものでございますが、まず、エレベーターを建物の内部につける場合、そうしますと、天井、床に穴をあけてつけるんだと、あるいは外側につけるとなると、壁に穴をあけて出入りするようになる。あるいはもう一つ、エレベーター等

ということで、エレベーターを単独で設置した後、渡り廊下等でつなぐような方法も考えられるというようなことですが、ただ、いずれにしても、議員おっしゃるように建物に傷をつけるというふうなことで、建物を建てる場合に建築確認申請というのがございます。これにつきましても、その辺の事前協議を行って、あと耐震設計もございますので、その辺の考え方を、どういうふうにしなければならないというふうな考え方を聞いてからでないと、設計、どのような設計をすればいいか、そこまでもどのように考えていけばいいか、それが、なかなか考えが出ないというふうなことでもございました。

金額的なものもちょっとその辺、まだ全然そういうことでわからないところもございますが、とにかく建物に傷をつけるということで、なかなか大規模なものになるというふうなことでもございましたので、先ほどの答弁ということになっております。そのようなことで、全然考えないということではございませんですが、そのようなことでいろいろ検討させていただいて、現時点での考えられることを述べさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 階段の近く、いわゆる建物の内部に設置するということは、なかなかやはりいろいろな条件からしても大変かと思えます。考えられるのは、役場庁舎の外れというか、設置する場所は隣接したところで、外につくって、2階か3階に上がれるようなものかというふうな、私なりに考えたんですが、その点は考えられないですか。建物の外側、ここにつくると。内部でなくて、中心の内部を傷つけないで、外側にできることは可能だと思うんですが、その点は考えることはできないでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、私のほうで最後に申し上げた、エレベーター等というふうな考え方になるのかと思いますが、そういった場合、通常の耐震性とか、ほかに風に対しての影響とか、雪に対しての影響とか、一つの建物にあわせて別のものをつくりまして、つなぐというふうな形になりますので、エレベーター等だけでなく、建物と一体的に構造等を計算していかなくちゃならないということを確認をしております。

いろいろ、先ほど申し上げましたように、クリアしなければならない問題があるというふうなことでもございますので、その辺、ちょっとこの辺から話、細かいところを聞くことはできますが、まだ大分難しいというふうな話だけは伺っておりますので、その辺、ここで答えさせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君）　　こういうふうな公共建物と一般、民間の建物といえば、条件的にもいろいろ違うと思いますが、私が行きつけの病院、開業医なんですけど、既にエレベーターがなかったところだったんですけども、やはり年配の方とかに、体の弱い人に配慮して、後でエレベーターつけました。つけたんです、たった2階なんですけど。そうすると、やはり足の弱い人なんかはほとんどそこを利用しますし、弱くない一般の人でもなんでも、やはりエレベーターがあると利用しておるのを見ております。ですから、公共的な建物と一般、民間の建物とは一概に比較はできませんが、そういう例もあるということをお話します。

それから、新白河駅あります、新白河駅で、たった2階までですがエレベーターがあって、大変有効に活用させてもらっています。ですから、エレベーターがあるとないとは、大変、住民の方の役場に対する利用度も違うのかなというような思いがありますので、ぜひ、ここで一発回答で、もう全然条件でできないからだめですよ、できませんというようなことでなくて、前向きに考えて、今後検討課題として取り上げていただくようお願いできればと思うんですが、その点だけ答弁お願いします。

○議長（廣瀬和吉君）　　村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君）　　お答えいたします。

この建物の中、耐震補強をやったのは御存じでしょうが、私も就任後、その話があって、できればエレベーターはつけられないのかなというようなことも思っていたものですから話ししたんですけども、そのときの専門的な設計の方から言えば、建物ももう40年ぐらい、多分なるかと思うんですが、その中で新たに設置をするというのはなかなかやっぱり構造上厳しいですよというようなお話はいただきました。

なかなか、それはちょっと本当に難点がありますよと、今、議員がおっしゃったように外づけでやる方法はできないことはない。ただ、それだけの利用、今、議員が言ったように、病院のように障害を持った方々とかが来るのであれば、前向きに検討しなくちゃならない部分はあるんですけども、私も一度は考えたんですけども、余り専門的な方に相談をしたところ、なかなか厳しいですねというようなことで、私もそれ以上は話をしなくなったんですが、本当に役場に来て、また議会も傍聴したいというような方がいれば、職員で担ぎ上げることもできますので、そういった対応をして参りたいなと。

また、違った方向、技術もいろいろ進んでいるものですから、こんな方法でエレベーターも設置できますよというようなことがあれば、それは前向きに、今の技術ではなかなか厳しいというような状況を聞いたものですから、その点を含めましてご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君）　　9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村側の考えとしては、一応理解をいたしました。今後、これで、答弁でそういうふうにしたから、全然この件に対してはやる必要はないんだ、やることはないんだということだけでなく、これから、先ほども私が言いましたとおり、どうしても長生きすると足腰が弱い人が多くなってくる時代でございますので、村をやっぱり活用していただくには、そういうふうな方向も考えるべき時代ではないかと思っておりますので、ぜひ前向きに考えるようお願いをしておいて、私の質問は以上で終わりにします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は、以上で終了します。

◇ 円 谷 要 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君質問席登壇]

○2番（円谷 要君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき、通告どおり質問をさせていただきます。

質問の前に、本日出席されている職員の皆様は、長年にわたり行政のプロとして、村政、村民のために活躍されていることと思っておりますので、私にわかりやすい、納得のいくような答弁をひとつよろしくお願ひいたしまして、質問させていただきます。

まず第1に、天栄村栽培研究会並びにブランド化推進協議会についての質問に入ります。

現在、村では、基幹産業である農業・水稲に対し、栽培研究会とブランド化推進協議会が活動しておりますが、一般の農家の方から、活動内容が村内の農家のための組織なのか、組織のための活動なのかかわからないというような意見が多少ありましたので、私もちょっと100%わかっていませんでしたので、これは確認のために、活動内容についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、天栄米栽培研究会につきましては、天栄米の品質向上と生産量の確保を図るための研究を行うことを目的に設立されました。

主な活動内容は、毎月開催する定例会議における良食味米の栽培方法や生産量確保に向けた調査研究、イベントや消費者との交流を通じた天栄米のPR及び販売促進などです。

次に、天栄村ブランド化推進協議会につきましては、天栄米以外の農産物や加工品についてもブランド化を推進していくため、天栄米ブランド化推進協議会を母体に組織された団体です。主な活動内容は、平成26年度までは、米のブランド化に向け天栄米食味コンク

ールの開催による食味向上の意識醸成や天栄米のPR事業、平成27年度については、食味コンクールの開催に加え、農産物や加工品のうち特にすぐれたものを村独自の基準で認証し、信頼性の向上や販売促進を図る天栄ブランド認証制度の実施に向け、実施要綱の整備を行っております。

なお、資料につきましては、田植え機の利用に関しましては特に規定等は作成しておりません。また、各組織の規約は、お手元にお配りしたとおりでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 基本どおりの答弁でありましたが、実際は、私が言いたいのは、組織、天栄米研究会とブランド化推進協議会、これ、村としては、助成金は当初の年度から出しているのか出していないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

各組織に対しての助成金でございますが、まず、天栄米栽培研究会に対しましては、当初から助成金はありません。

また、天栄米ブランド化推進協議会、それから天栄村ブランド化推進協議会につきましては、設立時から、1年度当たり150万円を補助金として支出をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 栽培研究会については助成金はなしで、ブランド米推進協議会については年150万ですか、150万の補助制度があるということでしたが、先ほど、村長から答弁がありましたように、田植え機の関係なんですけれども、田植え機は多分村で購入した、当初、そういう話を私は聞いたことがあるんですけれども、その中身が、規約も何もないと、村で購入したにもかかわらず、そういう規約制度がないのかあるのかというのをちょっと確認したかったものですから、そこのところ、もう一度お伺いしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

天栄米栽培研究会に現在貸し出しをしております田植え機につきましては、平成20年に村が購入をしたものでございます。貸し出しにつきましては、天栄村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございます。昭和39年条例第8号でございますが、その条例の第7条に、物品は、公益上必要があると認めるときは、他の地方公共団体、その他公共団体または私人に無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるという規定がござ

います。この規定に基づきまして、公益上必要があるというふうな観点から、栽培研究会に田植え機を無償で貸し付けているということでございます。

また、利用に関する規約につきましては、利用される団体のほうで、会員の方にどういった基準で貸し出しをするかというような規定というふうに捉えておりますので、それにつきましては、村では特段の整備をしていないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） この田植え機の件は、栽培研究会が使っている会員の方のほうから、ある人が言われたということなので、機械が古くて、植えつけの刃ぐあいが悪くて、何だか使い勝手が悪いというような意見が出ているみたいで、それはおかしいんじゃないかと、村で購入して無償で与えているのに、そういう話はないだろうというふうな意見を聞いたものですから、じゃ、これはちょっと確認しなきゃならない、そう思いました、僕、質問したわけなんですけれども、村としては、条例に従って無償で提供しているということですから、それはそれで構いませんけれども。

あともう一つは、研究会がやっている漢方米、特裁米、この米に対していろいろ、村長を始め関東に行って、アンテナショップ等に行って、PRとか販売等をいろいろ働きかけてやっていると思うんですけれども、そこに持参する米自体そのものはどういうものを持ってPR販売等をしているのか、そこをちょっとご確認したいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

アンテナショップ等でのPRに使用している米はどのような米かというお尋ねでございます。

実際使用しているお米につきましては、今、議員からお話のありました漢方米、それから、化学肥料を半減、そして農薬の使用を除草剤1回のみとして栽培をした、いわゆるGPRというくくりで捉えている特別栽培米、それから通常の特別栽培米のコシヒカリ、これらをアンテナショップ等でPR、販売をしているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、そういう答弁じゃなくて、どういう立場の人のやつか、組織のやつかと聞いたんですよ。

特裁は、私もやっています。何回か産業課の職員に、自分のやつもちょっと持って行ってくれないかということを確認したこともあるんですけれども、なかなか持って行ってもらえなくて。だから、どういう組織のやつか、どういう立場のやつを米を持参してやっているの

か、そこを確認したかったんです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

どの方のお米かということでございますが、天栄米栽培研究会の方々がお作りになっているお米でございます。といいますのは、PR、それから販売を行うに当たって、首都圏においては特にそうなんです、小さな小袋に詰めたもの、これを主流で行っております。そういった種のもので、今の時点では栽培研究会のほうで作っている製品しかないというようなことでございますので、そちらのほうでPRを行っているというようなところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、実際は、一般の農家の方から希望を募ったりなんだりはしなくて、今までずっと栽培研究会の米しか扱ってこなかったということですね。これからもそういう方向でやるんですか。お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

従来までは、そういったことで栽培研究会の方のお米のみということでございました。

今後につきましては、天栄米の定義づけが特別栽培米以上のコシヒカリというような定義をしているところでございますので、そういった意欲ある、意欲あるといいますか、そういったご希望のある方で体制が整えられる農家の方がいらっしゃれば、そういった方のお米も含めてPRを行っていくというようなスタンスでいるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これからは検討をする余地があると思うんですけれども、村長さんもこの三大ブランドを一生懸命取り上げてやろうとしていると思うんですけれども、そこに反比例するような対応をとってもらいと、なかなか意欲のある人も意欲が出なくなっちゃうんですよ。だから、やっぱり、米を扱うには、生産者全員、村民全員の団結力をもって、おいしい米を作って、そしていろんな販売網を確立していくって。

私、つい最近、JAの職員とちょっと話したんですけれども、小袋とかそういうのではなくて、JAで委託されればやれないことはない、もう、天栄村のお米は一応JAさんで買い上げれば、天栄の米だけ倉庫は別なんですって言われました。そして、特裁と一般米と加工米とは分けて積んでおきますから、もしあれば幾らでも話し合いはできますよというような話もありました。

だから、そこまでやっぱりJAさんと突っ込んで話ししていかないと、なかなか販路拡大

もできないんじゃないかと。一つの組織のためにだけ恩恵をもたらすような販売方法じゃだめなんです。そういう組織であれば、別にブランド化推進協議会というのがあるんですから、そちらを優先的に、この組織も大分、資料をいただきましたけれども、いろんな団体が入っていますから、かえってそのほうがブランド化を拡大していくのには一番やりやすい組織名じゃないかなと思うんです。

だから、研究会は研究会で構わないですよ。これ、ブランド米として漢方米をやっていますから。それはそれで構わないです。それはそれでやっていただいて、普通の特産米は、研究会に入っていない方もたくさんおられます、ただ、その方は、直接農協に売っちゃうと、それで終わっちゃうんですよ。例えば、行政とJAが提携して、お願いします、買い戻しますというのは、それはふるさと納税の返礼品がメインですけども、それに対してのやつは、それは幾らでもできますと。でも、希望があれば、袋でもなんでも農協は幾らでもできます。だから、それはやっぱり話し合いなんです。行政が突っ込んでJAと話ししていかないと、なかなかこれも話が進まないから、だから、それを村長さん初め出向いていただいて、突っ込んだ話をしていただいて、天栄村の米を、今度はまたふるさと納税で多く出るのであれば、そういうふうな提携をしていただいて取り組んでもらいたい。そう希望いたします。

あと、これは若干違うんですけれども、それに関連することなんですけれども、ふるさと納税のカタログ、この前できましたけれども、その中身もそうですよね。あれも多分、栽培研究会の米しか扱っていないと思うんです。それはおかしいですよ。村民のために一生懸命やろうとしている村長の立場がなくなっちゃいます。ブランド化を推進していくという気持ちで始まったわけですから、それをやっぱり村民に疑われないような、そういう販売経路とか取り扱い、それをやっていただかないと村民は納得しないと思うんです。

今はそうではないかもしれませんが、前は、前任者は、ふるさと納税の返礼品に対しての米の集荷とかはそれはやって構わないですよ。それはあくまでも納税額が入ってくるわけですから。それは一生懸命行政が働いてやる。ただ、研究会だけで販売する米に対しても、それは職員が集配に当たっているという話を聞いたものですから、それはおかしいんじゃないかと。それはやっぱりやめていただかないと。

そして、研究会については、窓口は役場でやっていただいて、注文とかそういうのをやって、あと、集荷、配送関係はもう研究会に委託して、独立して、任意団体としてやっていただくような方式をとったほうがいいんじゃないかと。そうしないと、なかなかこれ、仕組みが、村長さんが言っているようにブランド化、ブランド化と言ったって、どこがブランド化だか全然わかりません。だから、ブランド化を1つにまとめてあげるのは、やっぱり村長さんの一声で職員を使って、みんな平等に扱えるようにしないと。1つの組織ばかりに偏ってはいは。

もう8年になるんですよ。8年になるんだから、独立させてやってもいいんですよ。そういう方向づけでやっていただくようお願いして、1つ目の質問は終わらせていただきます。

2つ目の質問です。

2つ目の質問なんですけれども、水田農業経営規模拡大支援助成金について。これについて、この助成金は、27年から29年、まだ1年間ありますけれども3年間の事業期間で実施している段階だと思うんですけれども、現在までに何名の申請があり、申請面積がどのくらいあったかお伺いします。

また、これから先……

[発言する声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 円谷議員、ちょっと待ってください。

村長さん、何。

○村長（添田勝幸君） ふるさと納税の返礼品には、天栄米と、あとは天栄産米と言って、両方の産品を返礼品にしています。

○議長（廣瀬和吉君） じゃ、村長のほうから、その辺、答弁。

○2番（円谷 要君） いいです、わかりました。

それでは、よく検討していただいて、それはやっていると言いますけれども、私らは、全然そういうのわからないんです。実際にやっているかどうか、そういうのは全然わからなかったものですから、それはそれで。また、もし機会があったときに、また次回にやりますので、ひとつよろしくお伺いします。

2番目の質問に入ります。

水田農業経営規模拡大支援助成について。これは27年から29年の3カ年の事業でやっておりますが、まだ、あと来年1年ありますが、現在までに何名の申請があり、申請面積はどのくらいあったか。また、これをどのくらい期間を置いてやるか。すぐやるか、その計画があるか、それもあわせてお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

水田農業経営規模拡大支援助成金につきましては、経営規模の拡大意欲のある農業者への水田集積を促し、水田の荒廃防止や農家経営の安定を図るため、平成27年度から3年間に限り交付することとしております。平成28年8月末時点の申請者数は23名、申請面積は20.83ヘクタールであります。

また、平成30年度以降の継続につきましては、29年度までの実績や平成30年以降の米政策の動向などを総合的に勘案しながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜り

ますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これは、この事業につきまして私が質問したのは、大変いいことばかりが出てきたものですから質問させていただきました。

この事業に対して、1つは、農家のために、私の知り合いなんですけれども、農地が増えるものですから申請したいという相談がありまして、行政の産業課のほうに行って説明を受けて、書類申請をしたらいんじゃないかということをお勧めして、やっていただきました。そうすれば、産業課の職員が、農家のために意識をもって、よりよい条件で補助金制度が出るように手続をしてくださったそうです。いや、これはうれしいことです。私にも報告がありました。やってよかったと。職員が親身になって相談に乗ってやってくれたからうれしいと、そうお褒めの言葉があるんです。

これは、村長の指導がいいんだかなんとかは、それはわかりませんよ。でも、職員が一生懸命やっているんです。やる職員もいるんです。やる職員というか、みんな職員が一生懸命やっていると思うんですけれども、でもやっぱり、そういう職員がいるということはいいことです。信頼が持てますから、村民に対して。

あともう一つは、多分産業課の職員が考えてやったのならわかるんですけれども、この制度をやることに対して、今まで宙に浮いていた面積が出てくるわけです。利用権設定を組んで農業委員会に通すと。そうすると、作付計画書に載ってくるわけですから。そうすると、転作の割り当て面積も増えてくるんですよ。実際。これはいいことです。今まで作っていたのはわかるんですけれども、利用権設定を組まないから作付計画書に面積が載ってこないんです。載っているものにしか配分できないんです。転作面積。だから、これをやったほうがいいし、それだけ面積が出れば、20ヘクタールに転作の配分がいくわけですから、そういういい点もありますので、やらないという、うーんと考えないでもらって、また次回、何とかこう。

皆さんも、やっぱり今の米価の下落のために、いろいろ設備投資をしようと思ってもなかなかできない農家が多いものですから、だから、できれば、また計画をもって、再度また村長にお伺いしますが、計画を推す気持ちがあるかないか、ご答弁。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほどは、大変ありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

30年度以降につきましては、いろんなことを踏まえながら検討するという答弁をさせていただいたところでございますが、これにつきましては、30年産以降の米につきましては、現

在、行政が生産数量目標を配分しているという生産調整の仕組みが廃止されることになっております。ですので、大変大きな転換期を迎えるというような状況でございます。その時点での農地の荒廃のおそれ等々、その辺も踏まえながら、その継続性については検討させていただきたいというようなお答えでございます。どうぞご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） なかなか計画を生むというのは容易でないと思いますが、なるべく実施計画をしていただくようお願いしまして、以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君の一般質問は、以上で終了します。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） 天栄村会議規則第61条の第2項に基づきまして、一般質問を3点ほどさせていただきます。

まず1点目、公共事業について。

指名願いについては、村はどのような基準で指名願いを受理しているのか伺いたい。また、公共事業の受注について、村内の業者名並びに村外の業者名とそれぞれの受注率、各業者名、村の工事の請負金額について、3,000万円まで、5,000万円まで、1億円まで、1億円以上に分けて、過去5年間分をわかりやすく一覧表にして伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 1点目の指名願いの受理基準につきましては、隔年で村ホームページ等により入札参加資格審査の情報を提供し、建設工事、測量等、物品購入、役務の提供と関係の入札参加資格審査申請書を受け付け、入札に係る契約を締結する能力を有しないものではないか、県税、村税を滞納していないかなど、入札に参加する者に必要な資格等があるかどうかを審査し、登録事業者を決定しております。

また、2点目の公共工事の受注の状況につきましては、お手元にお配りしました一覧表のとおりでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の村長の答弁を聞きまして、ある程度わかりましたけれども、村内の業者の方から、指名入札願いを出したんだけど外された。そのときに、その手続に

不備等とか、今の内容に反してなのか、反していないのかお伺いします。

議長、もう一回。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 3社ほど指名願いを出して、2社の業者は指名入札に参加されたんだけど、片方の業者は外されたんだけど、その規定に反していたんだかしていないのか、伺いたい。

とにかく、これでいいですよ。もし、指名願いで外された方があったとき、願い出して受理されなかったときには、その業者が基準に反していたのかしていないのかでいいです。もし、その方が。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃることはわかるんですが、もう少し具体的な部分がないと、2社とか3社の中での話だと、どこ、県内、県外の業者なんかも指名願いは出てきますので、そういう中でやってきて外れたりなんかというのは、当然それは出てきますので、もう少し具体的な部分がないと、何が外れたのか、どうなったのかなというのをここで、この時点でははっきり答えることがちょっと厳しいものですから、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 具体的に言うと支障がありますので、村内の業者と先ほど言いましたけれども、私のほうでそういうふうなことを聞いたので、今後、もし村内の業者がそういうふうな基準に何も反していなかった場合には、意欲のある村内の業者の場合には指名入札を公平、公正にやってもらいたい、それでよろしいです。

具体的に言うと、業者名とか何社名って、業者の名前まで出ちゃうもので、そこまではここで質問いたしませんので、そういうふうな業者がありましたので、今後とも公正、公平に村内の業者に対して取り扱ってくださいということです。

では、村外の公共の受注率についてですけれども、これを見ますと、何々会社天栄村支店、何々会社天栄村支店となっていますけれども、この支店というのは、例えば公共事業をやった場合には天栄村に税金は納めているんですか。この業者は。支店というのは。その辺を最初、伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

村に支店を置く業者、何社かおりますけれども、それぞれ税金は納めていただいております。

す。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 例えば、消費税とかなんかというのがありますよね、8%とかとなりますよね。消費税とか税金というのは、例えば、仕事、工事やって何%税金というのがありますよね。その税金を指しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

法人住民税のほうで納めていただくような形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、例えば、同じ1億円の仕事を天栄村の業者がやった場合の税金は幾ら納めるのか、村外の業者が天栄村の支店で同じ工事をやった場合には、税金は幾ら納めているのか、その金額をお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

法人住民税の場合ですと、事業所の事業規模、人数、そういったものを踏まえまして、1年間の法人税を基礎としまして算出していきますので、年間を通して計算してみないと、幾ら納めているというのは、確認はとれません。

〔「簡単に言うんですよ」の声あり〕

○税務課長（内山晴路君） 受注金額とは違いますので、年間の営業の所得とか、そういうふうな部分で計算しますので、天栄村で幾らやったというふうな形での税額というのは算出できないことになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、こういう質問をしたんですよ。例えば、天栄村の業者が1億円の仕事やった場合には、天栄村には税金は幾らおられるんですかと聞いたの。天栄村に支店を置く、結局は矢吹なり須賀川なりに、よその市町村に本社があって、天栄村に支店のある業者は幾らなんですかと、そういうふうに聞いているんですよ。

すぐわかるでしょう。だって、1億円なら1億円の金額に対して幾らもらうか、天栄村の在住の天栄村の業者の場合は、例えば法人税とかいろいろありますけれども、天栄村の場合は、村にこれだけの税金がおりますよ、例えば村外に住んでいて、天栄村に支店がある場合には幾ら幾らですよと、そこを聞いているんですよ。すぐわかるでしょう。1億円なら1億円の金額、全部の計算でやれって言っているんじゃないから、1億円、例を出しているんで

すから。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

法人の事業の年間の事業費で、法人税の申告をします。その法人税の額によって、各支店であるとか、本店であると、そういった部分の金額が算出されますので、天栄村で幾ら受注したからその部分が幾らというふうな形での金額は、算定はできないことになっています。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、簡単に言っているでしょう、1億円の場合って。1億円だったら、天栄村の業者は天栄村に幾らの税金を支払うんですかと、落とすんですかと聞いているんですよ。そして、今度は、天栄村の支店の業者の場合は天栄村に幾らの税金を落とすんですかと聞いているんです。それを算数できないのとか、法人だとか、そんな難しいこと聞いていないの、私は。ただ、1億円で仕事やった場合には、天栄村の業者から天栄村に幾らの税金が落ちるんですかと聞いているんですよ。そんなに難しくないのでしょよ。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時23分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時24分）

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞きたかったのは、結局は、ここに、村内の業者に支店名が入っているから、そこを聞きたかったんです。じゃ、村内の業者と村外の業者の税金はどうなっているのか聞きたかったんですよ。そうすると、税金は、恐らく、支店の場合は本店のあるところにほとんど税金を持っていかれるんですよ。そうすると、この村内業者に入らないんじゃないかと私はそう思ったから、税金はどうなっているのかと、そこを聞こうと思ったんですよ。そうすると、支店のある業者、あくまでも本店のところに税金はほとんど払っているわけでしょう。そうすると、これは村内の業者じゃないでしょうというのが。それで、税金はどうなっているのかと聞きたかったんですよ。

その税金の内容、後で教えてもらえれば結構です。この4社の業者名が天栄村に税金は幾ら払っているのかというのを、後で出してもらえればよろしいです。私が言いたかったのは、そういうことなんです。

あと、この受注率を見るんですけれども、これ、今の4社が外れると、天栄村の受注率と

いうのはすごく低くなるんですよ。4社が入っているから受注率が高いんですよ。23年度は36%、村外の業者、それと24年度は、43%が村外の業者がやっていることになるんですよ。これが入っていないと、5.8%なんですよ。だから、全然、この4社が入っていると入っていないのでは、天栄村の受注率がすごく違うんですよ。その辺をちゃんと確認したかったですよ。

これ、村長さん、副村長さん、よくこれ見るとわかるけれども、この支店というのはあくまでも支店ですよ。本店じゃないですよ。あくまでも支店ですよ。そうすると、税金というのは、天栄村には天栄村の業者と同じく、税金は天栄村に落ちないですよ。その辺は、後で出してもらえればわかります。出してください。

私の言いたいのは、結局は、そうすると天栄村の受注率がよくなっているように見えるけれども、よくなっていないんですよ、これ。天栄村の受注率が70%から80%、天栄村の受注率があります、ありますと言いますがけれども、この4社が入っていると、63%や62.3%や63.4%、そうすると、天栄村の業者というのは、55、6%しかやっていないということになるんですよ。そうでしょう。ここのやつを見ると。そのやつを、そのことをよく確かめたかったんですよ。

私の言いたいのは、前にも村長さんに言いましたけれども、天栄村の公共事業のできる工事は天栄村の業者にやらせてもらいたいということで、除染の問題なんかも、村長さん、それを言いましたよね。そうすると、天栄村の除染の場合は、ほとんど天栄村が100%やっていますよね。除染の場合は。別に天栄村の業者ができない仕事をやらせろと言っているわけじゃないですよ。天栄村の業者ができる仕事は天栄村の業者にやらせてもらいたいのと、あと、天栄村の業者をこれから育成するためには、これからだんだんこんな除染もなくなるし、天栄村の公共事業も少なくなりますから、そうすると、天栄村の業者を育成するには、やっぱり天栄村の公共事業は天栄村の業者にやってもらいたいと、そういう考えなんです。

なぜかという、天栄村の業者が鏡石とか須賀川に行って、公共事業をもらっている業者というのはそんなに多くないでしょう。恐らく、民間の仕事と公共事業とをあわせて会社が経営していると、そういう状態じゃないですか。村内の業者が鏡石とか矢吹とか須賀川に行って、仕事をやっている業者というのはそんなにいないんじゃないですか。いても1社か2社ですよ。だから、なるべく天栄村の公共事業は天栄村の業者にやってもらいたいというのは私の考えでありますので、そういう考えでありますので、村長の答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員今、おっしゃるとおり、私も地元でできるものは地元で落としたいという考えのもとに、これまでも仕事を進めてきたものですから、今後も地元業者、育成しながら、続けてつなげて参りたいと。

また、地元の建設業者と災害時の協定も結んでいるものですから、そういった関係も含めて育成をしっかりと参りたいというようなことをございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そういうふうに、なるべく是天栄村のできる公共事業は天栄村の業者になるべく、まだいろいろな問題がある、災害のときには村外の業者も大いに来てもらうような立場もありますので、そういう業者に、天栄村に貢献度のある業者なんかは一概に仕事を外すというわけには、それは存じておりますけれども、なるべく是天栄村の業者を育成して、業者は天栄村の村民が働いているんですから、天栄村の仕事はなるべく天栄村の業者に事業を与えるように、それが指名入札の一番の利点ですから、よろしくお願ひします。

じゃ、2点目に入ります。

婚活支援について。

9月3日に郡山ビューホテルアネックスにて、村主催の婚活パーティーがよしもと恋活・婚活応援隊の司会で開催されたとのことですが、どのような内容で行ったのか、具体的に伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

9月3日に郡山市内のホテルにおいて、村内の独身男性に出会いの場を提供するため、フルーツ&スイーツパーティーを開催いたしました。村内の20代前半から40代前半の男性12人、女性は県内外から15人の参加があり、男性陣には、パーティー開始前に、女性への声のかけ方、女性との接し方など、コミュニケーション能力を高める講座も実施いたしました。

今回のパーティーでは6組のカップルが成立いたしました。今後も独身男性に対し、イベントへの積極的な参加を呼びかけるとともに、コミュニケーション講座など、自信を持って女性に接することができるような支援も行いながら、出会いの場を提供して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） こういうことを数多くやってもらって、大変ありがたいんですけども、こういうふうなのが、私のところに来た人がいるんですよ。この方は45歳でバツイチの人と、あと未婚の人、「熊田さん、私らは出られないの」って言われたんですよ。これ、42

歳となっているの。年齢制限があったみたいですよ。年齢制限あったんですか、これは。年齢制限。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回のパーティーにつきましては、男女とも24歳から42歳ぐらいの方というような年齢の条件で進めてきたところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 女が12。

〔「16」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 男性が12の女性が16で、4組。

〔「6組」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 6組。実がいいですよ。ということは、私の聞きたいのは、45歳とか46歳、50歳ぐらいで独身の方がいるんですよ。そして、あと、バツイチの方もいるんですよ。1回離婚した方。あと、今、天栄村には、50歳過ぎて未婚の男性も結構いるんですよ。そういうほうにも力を入れてもらいたいんですよ。

バツイチの人も大変なんですよ。結局子供を育てて、母子家庭で、ある程度の村から支援はあるかもしれないけれども、それでもやっとならしいんですよ。でも、バツイチの方とか45歳の方々というのは、なかなか自分から女に口説きにいくとか、そういうことは、早いこと、諦めが先になっているのか、でも、結婚したい気持ちは十二分にあるんです。だから、そういう方々の出会いの場をつくってあげてもらいたいと思うんですよ。

今後、例えば年齢、もう年齢制限しないで、60歳の方でも結構ですよ。70歳、80歳まで入れる必要はないですけども、だから、村長さんも知っていると思いますけれども、天栄村には50歳以上の未婚の方が相当いるんですよ。この方々にも力を入れて、そしてまた、年齢も、もう結婚適齢期であったならば誰でもいいってことでよろしいんじゃないですか。年齢制限ありませんということで。そうすると、45歳の独身の方とか50歳の独身の方、そういう方々にも村のほうで力を入れて、村長が。

前にもこういう質問したことありますよね。昔は世話好きおばさんというのがいたんですけども、そういうことを考えてはいませんかということを知ることがありますよね。昔は、悪い言葉で世話好きばあちゃんって言ったんですけども、今は世話好きおばさんと言うんですか、口利き仲人というんですか、そういう方なんか天栄村で、ボランティアの方でそういう方を何人かに、話上手な人、あと、人と人との輪を持ってくれるような人、そういう人、天栄村にも役場の経験者とか民生委員の方とか、そういう方々いると思いますよ。そういう方々

のお力を借りて、そして40歳、その部落に行けば、ここに40歳とか50歳の方が何名いるんですかとかそういうのを聞いて、そしてそういう方にお互いに、じゃ、今度こういうふうな婚活パーティーをやりますのでぜひ出席してくださいとか、出席しなくちゃだめだよとか、そういうふうに誘って、もう少し天栄村の、結局は少子化対策、少子化対策と言いますけれども、最初に婚活しないことには子供は生まれませんから、だから、そういうほうにも力を入れたいんですけれども、村長の今後の考え方をお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、40代、50代、その上の方というような方で独身者もおります。昨年、40代、50代の方の婚活も行いました。いろいろ、若い方、あとは40代、50代の方それぞれにやって、次もバツイチの方というようなことで、そういったいろいろな方法を検討しながら、結婚できるような状況に持っていきたいという思いでございます。

ただ、なかなか、いろいろ話を聞いてみますと、今回なぜ郡山でやったかと、村内だと、あの人も来てこの人も来てたと、恥ずかしさが先に立って、一歩前に足が出ないというような話もあったものですから、場所を変えて、郡山会場で行ったというのが実情でございます。6組、前にやったのも8組ぐらいできているんですけれども、カップリングができて、その後の今度フォローもしないと、なかなか結婚までは至らないというお話もいただいているものですから、そちらの今、支援もしながら進めていく。いろんな手だてをしながら、担当課の職員ともども考えながら、外部のいろいろな情報も入れながら前向きにやっているものですから、今後、さらにいろんな年齢層を分けながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも言ったとおりに、村長、執行部の方々が一生懸命やっても、ある程度の限度があるんですよ。なかなか大変なんです。それ、わかっています。私もわかっています。だから、各行政区にそういう方々をお願いをして、そして、今度こういう婚活あるから、子供がいてもいいんだよと、50歳過ぎてもいいんだよと、そういうふうな世話をしてくれる方々を見つけてお願いして、そういう考えありますかと聞いているんですよ。

これも婚活、もう3回もやっていますから、わかっています、村長の考えも大変なもの。でも、大変でもこれをやらないと、天栄村はあと30年過ぎると3,000人割るんでしょう、この人口は。それはなぜかという、子供を産まない人が多いからでしょう。多いというのは、結婚していない人が多いからでしょう。だから、50代の人でもまだ大丈夫ですから、73歳で子供を産んだ方もいるんですから、だから、各行政区にそういうふうに口をきいて、そして

話上手な人に頼んで、そして、年齢制限はないから、40歳の人も出てくるし、50歳の人も出てくるんだから、若い人も出てくるんだからということで、これを繰り返し、繰り返しやっていかないと。

いや、大変なんです、大変なんです、それはわかっています。それを乗り越えるのが、結局は村のためじゃないですか。それを乗り越えて、何とか一つでも二つでもと、それはやる気じゃないですか。だから、大変なんですというのは私もわかっています。でも、それを今度はそういうふうに、各行政区に民生委員の方とか役場の職員のOBの方とか、そういう方々に骨を折ってもらって、そして口をきいてもらう人を、そういう方をお願いして、そういう考えはありませんかと聞いているんですよ。

前にも聞いたと思う。そのときには、そういう考えでいますと、前にはそう答弁したと思いますよ。でも、そういうことを今後も、だから年齢制限なくて、村長さんが言ったって、今度50歳の人に出てくれよって言ったって、絶対に出ませんよ。いやいや、いいです、いいですって言われますよ。それはやっぱり、地元の方で、話の上手な方で、役場の職員の方とか民生委員の方々とか、そういう方々をお願いして、一件でも二件でも多く村のために、少子化対策のためにもう少し力を入れてくださいということをお願いしているんですよ。だから、その答弁が欲しかったんですよ。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

女性団体の総会であるとか、もう機会あるごとに、私はお願いはしてきています。全くやっていないわけではないし、お願いをして、何とかご協力をいただきたいと。なかなか、その方々も一歩前に出ない部分があって、まだまだお願いが足りないのかというような部分でございまして、今後引き続き、いろんな方々にお知恵をいただきながら、あとは委嘱をするとか、あとはいろいろ知恵を絞りながら進めて参りますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも、150万じゃなく、10倍ぐらいの予算を使いなさいと言いましたよね。150万じゃ何もできませんよと。

村長の答弁でわかりましたけれども、まだやり足りないとは思っています。私から言うのと、まだ半分もやっていないと思っています。厳しいかもしれませんが。

じゃ、3点目に入ります。

○議長（廣瀬和吉君） それでは、ここで暫時休議をいたします。3時まで休議いたします。

(午後 2時43分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、3点目、ふるさと納税についてお伺いいたします。

議会の行政調査で訪れた山口県和木町は、地場産品がなく、ティッシュペーパーを返礼品にと考え、約5,000万円のふるさと納税を達成し、幼・小・中の給食の無償化と中3までの医療費無料化などに活用しておりますが、町長さんが先頭に立って始めたとのことでしたが、町の職員の意気込みを感じて参ったところではありますが、村長さんは、ふるさと納税に対して今後どのような対策を考えているのか、また、現在のふるさと納税額は幾らなのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

3番目のふるさと納税についてであります。本年度分につきましては、8月末現在の集計で、寄附件数は212件、金額が464万7,000円となっており、合計で2,775万9,000円となっております。

また、今後どのような対策を考えているかについてであります。現在、パンフレットを村内はもちろん、県庁関係、新白河駅、福島空港、福島交通などの主な施設にも置いていただいたり、村をPRできるイベントの際には持参しながら、村を紹介し、寄附金の納付をお願いしているところであります。その中で、ご寄附をいただいた動向を分析し、他市町村の返礼品の内容なども参考にしながら、より天栄村らしい特色を出せるよう、柔軟に対応して参ります。

加えまして、ふるさと納税の申し込みは、インターネットサイトからの寄附が9割を超えている状況もございますので、そのサイトのさらなる内容充実を図って参りたいと考えております。

当村にゆかりのある方だけでなく、天栄村を知らない方でも、返礼品や使い道から検索した際に目にとまり、村の魅力が伝わる内容となるよう、随時工夫をして参ります。

また、一度寄附いただいた方にも、さらに関心を持っていただけるよう、その使い道などを掲載するなどして、寄附金の増加につなげて参りますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さん、これも8年ほど前からやっているんですけども、やっぱり、執行部、村長自ら先頭になってやっている市町村は違います、意気込みが。

湯川村というんですか、湯川村は3万円をふるさと納税した場合には米1俵ということで、米が、返礼品がなくなった、前に、なくなってしまったんですね、返礼品が。それで打ち切ったんですよ、8月現在で。そのぐらいに、3億ですよ、3億。最初は、あそこはたしか100万ぐらいだったんです、米1俵ということで4,000万になったんです、次の年に。そして、その次の年から、今度は、余りにも米1俵ということで、結局は皆さんの人気を、人気を呼んで、そして今は米の返礼品の在庫がなくなったということで、8月いっぱい打ち切りになったみたいです。

この天栄村の、天栄米、天栄米と言っていますけれども、ここを見ますと、天栄米5キロで60ポイントということは、これ、金額にすると幾らなんですか。この天栄米というのは、5キロで60ポイントというのは。最初、金額でお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今ほどの、ふるさと納税のパンフレットに記載しておりますお米の値段についてでございますが、こちらのポイントは、納付金額に対しまして約半分の金額を想定して設定してあるものでございますので、細かい円までは、すみません、把握しておりませんでした、半分相当の金額というふうに考えております。よろしく願いいたします。

すみません、もう一点追加させていただきたいと思います。

60ポイントは、1万円以上寄附していただきますと60ポイントがつきまして、天栄米5キロで60ポイント、5キロということでの算定になっておりますので。

○8番（熊田喜八君） 60ポイントの金額は幾らですか。

○企画政策課長（北嶋さつき君） 60ポイントの金額は……すみません、細かい1円単位までも把握していなくて申し訳ないんですが、1万円……

〔「半分返し」の声あり〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） ええ、半分返しということで設定させていただいておりますので、1万円以上で60ポイントという計算で行っておりますので、この60ポイントは5,000円相当というふうに解釈はしております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） こちらからしてすぐ答弁できないということは、このパンフレットを見た方はわからないということでしょう。そうでしょう。60ポイントが幾らなんですかと聞いたときに、幾らだかわかりませんか、これ、見た人もわからないんじゃないですか。そ

うすると。ポイント制では。もう少しわかりやすいポイント制、例えば、3万円のふるさと納税をした場合には1万5,000円の返礼品をお返ししますよという、そういう内容でしょう。その内容が、そうすると、3万円で、1万5,000円のポイントは幾らになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

3万円以上になりますと、150ポイントになります。相当で言いますと、1万5,000円相当のものを選べるということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、この60ポイントというのは6,000円ということになるんじゃないですか。そうすると。そうでしょう。3万円で1万5,000円のポイントということは、60ポイントということは、6,000円ということですよ。そうでしょう。3万円で150ポイントになるわけですから。というところ、6,000円というのと、5、6、30、1俵3万円の米になるんじゃないですか、これ。1俵3万円の米。1俵3万円の米というのは、これ、一般の農家で作っている米なんか、1俵3万円するんですか。この辺よくわからないんですけども。

さっきの2番議員さんが言ったとおりに、やっぱりこういう場合は、天栄米じゃなくて、一般村民の米を対象にするべきじゃないですか。天栄米だけで、例えばこれ、5キロで60ポイントというのと、そうすると、天栄村の米は6万円の米になっちゃいますよ。何もわからない人は。天栄米のことも知らない人は。天栄の米は6万円の金額になりますよ。

そうすると、普通の、一般の米の場合、1万2,000円ぐらいじゃないですか、1俵。その計算でやったほうが公平じゃないですか。これは、天栄米だけを優遇しているようなパンフレットになりませんか、これでは。よそのパンフレットに対して、スキー場とかリフト券とか、ゴルフのプレー権、あと、温泉の宿泊券とか、こういうのに150ポイント入っていますけれども、こういうのはわかりますよ。ところが、米に対して、何かちょっと、私、あれ、これおかしいんじゃないかなと思ったんですよ。3万円の米というのは、一般常識では考えられない米ですよ。そうすると、これ、どういうふうに考えるんですか。天栄米しか、ふるさと納税には返礼品はないということなんですか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

先ほどのお米の金額、天栄米についての金額でございますが、実際に注文票がちょっと今、手に入りましたので申し上げさせていただきますと、5キロで4,968円ということになって

おります。

○8番（熊田喜八君） 5キロで4,980円。

○企画政策課長（北畠さつき君） はい、4,968円。特裁米につきましては、3,500円。

○8番（熊田喜八君） いいです、いいです。

○企画政策課長（北畠さつき君） ということになっておりまして、ポイントにつきましては、金額の設定と必ずしも合致したポイントの計算はしておりませんので、当初の設定では半返しという想定ではつくってございましたが、組み合わせをしやすいような形で設定したというふうに伺ってはおります。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 総額で467万と言ったんだっけ。総額で。村長さん、これ、パンフレット見ましたよね。

○村長（添田勝幸君） 見ました。

○8番（熊田喜八君） 前のパンフレット見ましたか。前のパンフレット。これを見ましたか。これではだめだと言ったんですよ。これでは。なぜかという、自分で選択できないから。だから、自分で選択できるようにしなくちゃだめですよということなの。

そして、村長さん、やっぱり村長さんが自ら先頭に立ってやると。この和木町は、町長に就任以来、すぐふるさと納税に取りかかったらしいですよ。そして、地場産品がなくて、ティッシュペーパーだけでも年間に5,000万集めているんですよ。ティッシュペーパーだけでも。だから、村がどのぐらい力を入れるかということによって、ふるさと納税というのは、結局、PRと、あと、マスコミ等、そういうふうに乗るようないろいろな方法を使わなくちゃだめなんですよ。

あとは、今、村長さんが言ったように、村外から来た人、私から言わせれば、天栄村の受注している業者などにもふるさと納税をお願いしてよろしいんじゃないですか。私のところに来た人いますよ。ふるさと納税してきましたからって、わざわざうちに寄ってきた人いますよ。だから、そのぐらいのPRをしなくちゃだめなの。ということは、なぜかという、このふるさと納税が1億とか2億になった場合には、村長さん、小・中学校全部の給食の無料化なり、2億円超えると村営バスまで、村長さんが言った村営バス、スクールバスまでの対応ができるんですよ。婚活支援なんかにもこのふるさと納税の金額を、村が一生懸命、村長さんが先頭になってやれば、この3億、湯川村は4,000人の人口ですよ、そこでもう3億超えているんですよ、そして打ち切りですよ、もう8月で。ふるさと納税。米の在庫がないということ。

天栄村には、スキー場もあるし、旅館もあるし、まんじゅう屋さんもあるし、しょうゆ屋

さんもあるし、みそ屋さんもあるわけですから、その中からどれでも選べるんだよと、そういうだけのこれを、やっぱりPR活動を増やす活動がまだ足りないんじゃないですか。460万ということは。そして、これを、天栄村で生まれ育った方々で村外に出ている方々は、村民の、6,000人弱ですけれども、その3倍、4倍の方が村外に住んでいるんじゃないですか、天栄村出身の方々が。そういう方々にお願いと、その方々は、前にも言った通りに、例えば5万円のふるさと納税をした場合には、4万8,000円を免除されるんですよと、ふるさと納税をすると、自分の住んでいる自治体から4万8,000円の免税をされるんですよと。それで、天栄村から半額の返礼品が来るんですよと、そういうことをPRしないから増えないんですよ。

ただ、ふるさと納税、ふるさと納税と言っても、ふるさと納税した場合には、自分の生まれ育ったところに親とかじいちゃん、ばあちゃんが住んでいるからと、そのところに今までお世話になったということで、そういう気持ちを持ってもらうためのふるさと納税なんですよ。そして、そのふるさと納税のために、今後、例えば少子化対策の金に使うようには、給食費を無料化とかなんかというのは財源では無理なんですから、そうすると、財源というのはふるさと納税なんですよ。だから、企画課のさつきさんには申し訳ないんだけど、この前研修に行ったけれども、結局はやる気なんですよ、その村の。担当課長が頭抱えるぐらい一生懸命やってみたいですよ。町長からも名指しでやられたから。

こんな立派なパンフレットできているんですから、これを各家庭にやって、ちゃんとこの上に、これだけではわかりにくいから、この中にこういうふうなシステムですよということもちゃんと入れたほうがよろしいんじゃないですか。

あと、先ほど言ったとおりに、米はこれ今、4,960円で、5,000円と5、5、25、2万5,000円の米では高過ぎますよ。普通。これは、天栄米とかブランド米の米だからこれだけの金額だけれども、一般の米でなくちゃまずいですよ、これは。そうでしょう。4,960円というと、5、5、25というと、5、6、30になるのか。そうすると、約2万5,000円以上する米になっちゃいます、1俵。だから、もう少し普通の一般の米を提示しないと、ここには。私の計算、間違っていますか。

〔「1俵6万」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 5、6、30で3万円じゃないの。

〔「違う。4,900円。5キロで約1万円、30キロで3万ですか」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） これ、そうすると、1俵6万になる米になるんじゃない。1俵6万の米なんかは、食べて買う人いないでしょう、返礼品で。これはやっぱり、一般の米を入れるべきですよ。天栄村の村民の、一般家庭の米を入れるべきです。これでは、余りにも高過ぎ

ます。

あと、こういう立派なパンフレットできたんですから、これを活用するように。天栄米、天栄米って、天栄米に力を入れるのは、それは私は反対はしませんけれども、余りにも天栄三大ブランドに力を入れ過ぎて、こういうふうなパンフレットにすると、天栄村の米は1俵6万円もするののかとなっちゃいますよ。その辺を勘違いされないように。

あとは、ポイント制をもう少しわかりやすく。あとは、これだけの立派なパンフレット、和木町にこのパンフレット見せたら、和木町の担当の方がびっくりしましたよ。和木町のパンフレットはこれですよ。これですよ。ここに、銀行の振り込み用紙が入っているんですよ。村長さん、見て、こういうふうな。これだけでも6,000万ですよ。これは、担当課長、行ったんだから、これは持っていますよね。村長さん、これ、見られますか。これ、見ましたか。和木町のふるさと納税のシステムというんですか、こういう方法でやっていますよというの。その中で、ふるさとチョイスというのをやっているらしいんですよ。天栄村は、ふるさとチョイスというのは今、対応しているんですか。答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

天栄村におきましては、ふるさとチョイスではなくて、さとふるというインターネットのサイト……

○8番（熊田喜八君） 何ですか。

○企画政策課長（北嶋さつき君） さとふるというところです。

○8番（熊田喜八君） さとふるど。

○企画政策課長（北嶋さつき君） はい。よろしくお願いいいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、まとめます。

このパンフレットに対して、天栄米の1俵6万の米でなくて、一般の米を入れるようにしなくちゃまずいということを、これどうするかと。

あと、今後、村長さんは、ふるさと納税に対してどのような対応、対策、今後どのようにやっていくか、それをまず、答弁をお願いします。追加。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、お米につきましては、天栄米と、あとは一般の特裁米も載せてありますので、これは村民の方々がつくっているお米もふるさと納税で使用できるように、今後も進めて参りたい

いと思います。

今後、このふるさと納税につきましては、今ほどお話ししましたように、インターネットを通じているのが村でも90%というようなことで、今回、リニューアルをした中で、9月1日にさとふるに初めてまた載せた中で、1日から、何件でしたっけ、大分件数が、申し込みがございました。

詳細については担当課長からお話をさせますが、今後も様々な村の観光、あとは農産物の販促に行ったときにもこれを配ったり、このパンフレットをやっぱり配ったり、そのほかにもいろんなネットでやっている会社もございますので、そういったところとなるべく多く提携をしながら、PRをしながら、ふるさと納税が多くなるように努めて参りますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 今ほど、村長の答弁に続きまして補足させていただきたいと思っております。

直近の情報提供になりますが、9月1日の午後から今までのサイトの内容を、ポイント制になっていなかったものですから、それを修正いたしました。完全にリニューアルしているわけではないんですが、今まで福島牛、それから宿泊券等の申し込みとかしかならないようなサイトになっておりましたので、9月1日の午後からリニューアルいたしまして、とりあえず26品目を載せておりましたところ、本日朝の情報ですと、もう既に50件くらい、ここ3日、4日でいただいたということで、通常の1月50件に、この3日、4日で到達したということでございまして、このサイトの反響の大きさを、ちょっと今朝、改めて感じたところでございますので、今後につきましては、この動向をもう少し見させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 長崎県の平戸市なんていうのは、14億ですよ。ここは、ふるさと納税課というのをつくっているんです。あと焼津市、あそこは18億ですよ。やっぱり、結局は、執行部のやる気ですよ。

あとは、PRですよ。天栄村というと、結構羽鳥湖とかなんかというのをみんな知っているんですから、天栄村というと羽鳥湖とか、二岐温泉とかって。そうすると、温泉客とかゴルフ場とか、そういうのに活用してもらえれば、私はありがたいと思うんですけども、それに天栄村の地場産というのはこういうようにいっぱいあるんですから、これを数多く村民の皆様方をお願いして、そして村外に行っているおじさんや兄弟なりにもお願いして、あと、各家庭にもパンフレットをつくって、そしてその内容をわかりやすく説明しなくちゃだめで

すよ。こちらが質問して、すぐ答弁できないようでは困りますよ、やっぱり。自分ですぐ答弁できるように。そうしないと、本人が把握していないのに、一般の人がもらったって、これ、見ても何だろうというぐらいでしょう。こういつてやられたら、何の実もないですよ。

これだけのふるさと納税というのは、ここで、村で育った方とか、天栄村のためにこういうふうに納税すると、これからの少子対策とか子育て支援とか、婚活支援にそれを活用するんですよって。そして、天栄村が衰退しないためには、結局はお願いですよ、そういうふうに村の出身者の方々に、この前、村人会でもやりましたけれども、結局はまだまだPR活動が私は足りないと思っています。また、村長が前面に立ってやる町村の場合は、こういうふうに金額を上げているというのも事実です。だから、執行部に本当にやる気があるかないかというのはこの金額で出てきますので、当分の間はこのままにしておきますけれども、また、あとは半年かその後にはもう一回質問させてもらいますけれども、そのときには、最低でも5,000万を超えているように努力をお願いします。

私の質問はこれで。お願いばかりで失礼ですけれども、これで私の質問は終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は、以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時27分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年9月7日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成27年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成27年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総務課長	清 淨	精 司 君
企画政策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	内 山	晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森	廣 志 君	参 事 兼 産業課長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 建設課長	佐 藤	市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤	栄 一 君
湯 支 所 長	星	裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子	弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山	富 美 夫 君
代 表 員 監 査 委 員	須 賀	章 君			

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 事 局 長	蕪 木	利 弘	書 記	小 山	ち え み
書 記	牧 野	真 吾			

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎報告第1号の説明、報告

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- 参事兼総務課長（清浄精司君） おはようございます。

ご報告を申し上げます。

1ページでございます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

まず、健全化判断比率でございます。

項目、実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらにつきましては黒字決算のため算定はされておられません。

実質公債費比率8.9%、将来負担比率22.6%。下の表をご覧ください。早期健全化基準、

財政再生基準、これらは国が定める全国共通の値となっております。本村の場合、いずれもその基準内にあります。

次に、資金不足比率でございます。

会計名、水道事業会計、大山地区排水処理施設事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、二岐専用水道特別会計、簡易水道事業特別会計、簡易排水処理施設特別会計、風力発電事業特別会計、工業用地取得造成事業特別会計、これら全ての会計におきまして資金不足が生じなかったため、一番右側の資金不足比率は算定されておられません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、平成27年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等、特別会計資金不足比率に関する意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。代表監査委員、須賀章君。

〔代表監査委員 須賀 章君登壇〕

○代表監査委員（須賀 章君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては8.9%となっており、昨年度とほぼ同様の比率であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。将来負担比率につきましては22.6%となっており、前年度より約7.7%の減少であります。基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好であると認めました。

次に、水道事業並びに特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上、審査意見については別冊のとおりです。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまでした。

以上で報告は終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 議案を朗読申し上げます。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字飯豊字宮ノ前48番地

氏 名 小 針 克 彦

生年月日 昭和32年5月25日生

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本年9月30日をもって、小針克彦委員の任期が満了となります。このため、小針氏を教育委員に再任したく、議会の同意を求めるものであります。

小針克彦氏は、平成26年10月1日から教育委員会委員長職務代理者を務めておられ、人格が高潔で教育及び学術・文化に関する識見も有し、教育委員として適任であります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

- 参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の牧本財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、氏名、生年月日。

天栄村大字牧之内字中林11番地、大須賀豊房、昭和34年11月24日生まれ。同大字牧之内字京谷原1番地、本間正一、昭和22年4月17日生まれ。同大字牧之内字児渡63番地、太田勘治、昭和22年10月16日生まれ。同大字上松本字竹之内東1番地、森孝俊、昭和24年1月17日生まれ。同大字下松本字畑中3番地1、芳賀孝夫、昭和23年11月1日生まれ。

- 議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

現在の委員の任期が9月30日までとなっております。このことから、今定例会において委員の選任について同意を求めるものであります。

上程した5名の方々は、芳賀さんが再任、ほかの4名の方が新任であります。地区の議員さんのご協力を賜りながら、駐在員さんのご推薦をいただき選任したものであります。

なお、任期は4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の湯本財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

住所、氏名、生年月日。

天栄村大字湯本字居平48番地、星恒美、昭和13年9月20日生まれ。同大字湯本字下河内1番地16、星正宏、昭和29年7月23日生まれ。同大字田良尾字滝下3番地、小山幸衛、昭和19年3月8日生まれ。同大字田良尾字野仲32番地2、星潔、昭和22年7月27日生まれ。同大字田良尾字居平53番地、相原一雄、昭和23年10月29日生まれ。

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

提案理由は先ほどの議案第2号と同じであります。

上程した5名の方々は、星潔さんが新任、ほかの4名の方が再任であります。

以上、上程いたしますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第4号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第4号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の下に、「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の下に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2

号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

5号、第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日。

6号、第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に改め、同条第2項中「次項」の下に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4項、第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

1号、第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間。

2号、当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間。

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第

4項の次に次の1項を加える。

5項、第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

1号、当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間。

2号、当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間。

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の下に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4項、第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達する

までの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の15の5第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

1号、当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間。

2号、当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2項、前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条、軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2項、前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3項、法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道

路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4項、法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

1号、救急用のもの。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3、環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

1号 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの、100分の1。

2号、法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの、100分の2。

3号、法第451条第3項の規定の適用を受けるもの、100分の3。

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5、環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6、環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2項、三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7、環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2項、前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3項、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8、村長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2項、前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号イ中「二輪のもの（側車付のものを含む。）、年額、3,600円、三輪のもの、年額、3,900円、四輪以上のもの、乗用のもの、営業用、年額、6,900円、自家用、年額、1万800円、貨物用のもの、営業用、年額、3,800円、自家用、年額、5,000円、専ら雪上を走行するもの、年額、3,600円」を、「（1）二輪のもの（側車付のものを含む。）年額、3,600円、（2）三輪のもの、年額、3,900円、（3）四輪以上のもの、（i）乗用のもの、営業用、年額、6,900円、自家用、年額、1万800円、（ii）貨物用のもの、営業用、年額、3,800円、自家用、年額、5,000円、（4）専ら雪上を走行するもの、年額、3,600円」に改め、同号ロ中「農耕作業用のもの、年額、2,400円、その他のもの、年額、5,900円」を「（1）農耕作業用のもの、年額、2,400円、（2）その他のもの、年額、5,900円」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3、村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4、第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5、村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要

する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6、営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第1号、100分の1、100分の0.5。

第2号、100分の2、100分の1。

第3号、100分の3、100分の2。

2項、自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」に下に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ(2)、3,900円、4,600円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、8,200円、1万800円、1万2,900円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、4,500円、5,000円、6,000円。

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ(2)、3,900円、1,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、1,800円、1万800円、2,700円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車」が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ(2)、3,900円、2,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、3,500円、1万800円、5,400円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ(2)、3,900円、3,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、5,200円、1万800円、8,100円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

(天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条、天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成26年天栄村条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「天栄村税条例第82条及び」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号イ(2)、3,900円、3,100円。

第82条第2号イ(3)(i)、6,900円、5,500円、1万800円、7,200円。

第82条第2号イ(3)(ii)、3,800円、3,000円、5,000円、4,000円。

附則第16条第1項、第82条、天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成26年天栄村条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条。

附則第16条第1項の表第2号イ(2)の項、第2号イ(2)、平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(2)、3,900円、3,100円。

附則第16条第1項の表第2号イ(3)(i)の項、第2号イ(3)(i)、平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(3)(i)、6,900円、5,500円、1万800円、7,200円。

附則第16条第1項の表第2号イ(3)(ii)の項、第2号イ(3)(ii)、平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ(3)(ii)、3,800円、3,000円、5,000円、4,000円。

第3条、天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成27年天栄村条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、新条例」を「、天栄村税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる

同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第1条中天栄村税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第30号）附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、天栄村税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」、「」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定、平成29年1月1日。

2号、第1条中天栄村税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第30号）附則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定、平成29年4月1日。

3号、第1条中天栄村税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定、平成30年1月1日。

（村民税に関する経過措置）

第2条、第1条の規定による改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の村民税に係る延滞金について適用する。

2項、新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

3項、新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2項、新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

改正の内容についてご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。

議案第4号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する等の法律の改正によりまして、改正後の地方税法の条文構成や条文の文言が改正されたものでございます。

また、平成28年4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、天栄村税条例等の一部を改正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第5号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 議案第5号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第40号」を「第2条第37号」に改める。

第3条の2中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

お手元の資料の20ページでございます。

議案第5号説明資料の新旧対照表により、ご説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

今回の改正は、減資補填等の制度を規定している政省令のうち、平成27年度末にその期限が到来するものについて所要の改正が図られたため、改正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第6号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 議案第6号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例（平成24年天栄村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日）」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

お手元の資料でございますが、21ページをご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、先ほどの議案第5号と同様に、減資補填制度を規定している政省令のうち平成27年度末にその期限が到来するものについて、所要の改正が図られたために改正されたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議をいたします。

11時15分まで休議いたします。

(午前11時05分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10項、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11項、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得

金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則。

（施行期日）

1項、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

2項、この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特定適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

お手元の資料の22ページをご覧くださいと思います。

議案第7号説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の改正に伴いまして、条例改正を行うものであります。

まず、附則第9条の後ろに附則10及び附則第11を新たに新設しまして、村民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割の額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めるものとして加えられました。このため、もともとの附則第10、附則11につきましては後ろのほうに移動しておりまして、附則第12及び附則第13として後ろのほうに移動しております。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第22号の一括上程

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定について、日程第10、議案第9号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第11、議案第10号 平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第12、議案第11号 平成27年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第13、議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第14、議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 平成27年度天栄村大山区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第21、議案第20号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第22、議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第23、議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、平成27年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、須賀章君。

[代表監査委員 須賀 章君登壇]

○代表監査委員（須賀 章君） 決算審査意見書について申し上げます。

平成27年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成27年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成27年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成27年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成27年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成27年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

平成28年8月3日から平成28年8月5日の3日間

3 審査の手続

この審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実

質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類と照合した結果誤りないものと認められた。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りないものと認められた。

なお、次ページ以降についてはお目通しをしていただきたいと思います。

8 ページをお願いします。

2 審査の意見

(1) 一般会計

財政構造については、前述のとおり、財政力指数は前年度と横ばいとなっているが、財政の健全性の範囲であり、経常収支比率並びに、公債費・起債制限比率にあつては、やや上昇の傾向が見られるが健全性を維持していると認められる。

歳入の根幹をなす村税は、税全体での収納率で2.0%の上昇となったが、課税調定額が減少したため、総収納額では約1,408万円の減となっている。この主な原因は、固定資産の評価見直しにより土地の課税額が減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は1億1,801万円余りと依然として多額である。負担の公平性の観点からも、地方税法に基づく厳正な滞納処分や、徴収不納者に対する不納欠損処分などにより、更なる徴収率の向上並びに収入未済額の縮減を図るとともに、課税客体を的確に把握し、適正公平な課税に努められたい。

近年の少子高齢化の進展はとどまるところを知らず、80歳以上の高齢者は670名を超え、村高齢化率は30.1%に達している。

迅速な支援対策が求められているところであり、要介護生活を防止するための生きがい対策や独居老人の見守りなど、健やかな老後生活の確保に向けた施策について、さらに積極的に進めていく必要がある。

住民生活の安定には所得の向上が不可欠であるが、地方にあつてはアベノミクス効果の浸透を感じるには至っておらず、TPP実施の行き先が懸念されるなど、経済状況の見通しは混沌として予断を許さないところでもある。

また、村の産業である農業や商工観光業振興のためには、後継者の育成が不可欠であり、魅力ある職業として、誰もが就業したく思うような仕組みづくりが望まれる。

国の推進する地方創生事業などにより、村もイメージアップ戦略を積極的に進めており、その効果が徐々に発揮されつつあると感じるが、原子力発電所事故による風評被害の払拭には、いまだ多くの課題が残っているところである。

社会の多様化が進む中にあつて、村の行財政運営にあつてはますます厳しさが増すことと慮られるが、限られた財源を有効に活用し、事務の効率化を図るとともに財務規則を遵守し、適正に執行されたい。

(2) 各特別会計

各特別会計は、特定の事業を行うため又は特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計とも、各種事業の執行は、全体的には良好なものとなっているので、今後も従来に増して歳入歳出両面にわたって財政運営に工夫を凝らし、各種事業の推進になお一層努められたい。

次に、定額基金の審査意見でございます。

審査意見。

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係諸帳簿を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業の審査意見を申し上げます。

平成27年度天栄村水道事業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- 1 平成27年度天栄村水道事業会計決算書
- 2 平成27年度天栄村水道事業会計決算附属書類

2 審査の期間

平成28年8月3日から平成28年8月5日までの3日間

3 審査の手續

この審査に当たっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるその他の審査手續を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりである。

8ページをお開きください。

第3 審査意見

本水道事業会計は独立採算が原則であり、健全財政に向けての事業経営努力は認めるもの

の、さらなる収入率の向上等財源措置を検討し、繰入金の減に努めていただきたい。

また、過年度繰越水道料金の収納は年々図れているが、所在不明者など徴収が困難なものについては不納欠損等の手続を含め、今後ともなお根気強く未収金の回収に努力されたい。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 大変ご苦労さまでした。

平成27年度決算審査意見書の報告が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時40分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成28年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第 9号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第10号 平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第11号 平成27年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第14号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第20号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	増子清一君	参事兼 総務課長	清浄精司君
企画政策課長	北畠さつき君	税務課長	内山晴路君
住民福祉課長	森廣志君	参事兼 産業課長	揚妻浩之君
参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本長	星裕治君	天保所 栄長	兼子弘幸君
学校教育課長	櫻井幸治君	生涯学習 課長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪木利弘	書記	小山ちえみ
書記	星千尋		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第8号～議案第22号の説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで一括議題となっていますので、先日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） おはようございます。

10ページをご覧ください。

議案第8号 平成27年度天栄村一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、予算現額1億6,949万9,000円、調定額1億9,941万5,040円、収入済額1億8,763万3,458円、不納欠損額15万9,911円、収入未済額1,162万1,671円。この内訳でございますが、現年度課税分で494万6,381円、滞納繰越分で667万5,290円でございます。

2目法人分、予算現額3,845万5,000円、調定額3,753万3,100円、収入済額3,748万3,100円、不納欠損額5万円、収入未済額ゼロ。

2項固定資産税、1目固定資産税、予算現額3億9,491万円、調定額5億993万1,856円、収入済額4億584万1,664円、不納欠損額24万9,549円、収入未済額1億384万643円。こちら、内訳としては現年課税分で436万2,000円ほど、滞納繰越分で9,947万円ほどでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,459万8,000円、調定額、収入済額とも、いずれも1,459万8,400円でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、予算現額1,543万8,000円、調定額1,543万1,329円、収入済額1,537万63円、収入未済額6万1,266円。内訳といたしましては、現年課税分で6万1,000円、滞納繰越分で266円でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額3,608万5,000円、調定額、収入済額いずれも3,649万2,184円でございます。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額566万5,000円、調定額925万948円、収入済額659万140円、不納欠損額16万7,753円、収入未済額249万3,055円。内訳といたしましては、現年度課税分が13万2,750円、滞納繰越分で236万305円でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,364万6,000円、調定額、収入済額いずれも2,559万3,000円でございます。

2項自動車重量譲与税、次のページをご覧ください。1目自動車重量譲与税、予算現額5,708万4,000円、調定額、収入済額いずれも5,866万2,000円でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額80万円、調定額、収入済額いずれも77万1,000円でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額137万円、調定額、収入済額いずれも193万7,000円でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額130万円、調定額、収入済額いずれも157万7,000円でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額9,583万5,000円、調定額、収入済額いずれも1億759万4,000円でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,126万3,000円、調定額、収入済額いずれも1,201万6,847円でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額1,280万6,000円、調定額、収入済額いずれも1,536万4,000円でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額985万4,000円、調定額、収入済額いずれも985万4,000円でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額193万2,000円、調定額、収入済額いずれも193万2,000円でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額18億2,198万3,000円、調定額、収入済額いずれも18億6,455万5,000円でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額86万1,000円、調定額、収入済額いずれも106万8,000円でございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額672万8,000円、調定額、収入済額いずれも672万8,000円でございます。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。
次のページをお願いします。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

4目教育費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額いずれもゼロで、存目計上でございます。

5目消防費分担金、予算額ゼロ、調定額、収入済額いずれも3,387円。これは27年度から新たにこの案分金が入ってきたものでございます。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

2目民生費負担金、予算現額802万8,000円、調定額、収入済額いずれも776万158円。

3目教育費負担金、予算現額373万8,000円、調定額、収入済額いずれも372万9,460円でございます。

4目農業費負担金、予算現額180万円、調定額、収入済額いずれも180万円でございます。

5目衛生費負担金、予算現額3万2,000円、調定額、収入済額ゼロ。これは事業の対象者がいなかったため歳入がなかったものでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額222万1,000円、調定額、収入済額いずれも221万4,724円でございます。

次のページをお願いいたします。

2目民生使用料、予算現額3万8,000円、調定額、収入済額いずれも4万1,450円でございます。

3目農林水産使用料、予算現額123万5,000円、調定額、収入済額いずれも166万450円でございます。

4目土木使用料、予算現額1,188万6,000円、調定額1,282万7,380円、収入済額1,007万1,380円、収入未済額275万6,000円。こちらは1節の住宅使用料の収入未済でございます。

5目教育使用料、予算現額171万6,000円、調定額、収入済額いずれも201万6,099円でございます。

6目衛生使用料、予算現額26万4,000円、調定額、収入済額いずれも103万6,200円でございます。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額317万2,000円、調定額、収入済額いずれも334万9,530円でございます。

2目民生手数料、予算現額7万2,000円、調定額、収入済額いずれも6万1,736円ござい

ます。

3目衛生手数料、予算現額129万7,000円、調定額、収入済額いずれも126万498円でございます。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

6目土木手数料、予算現額5万9,000円、調定額、収入済額とも5万9,350円でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億1,384万1,000円、調定額、収入済額いずれも1億1,214万2,066円でございます。

2目衛生費国庫負担金、予算現額17万7,000円、調定額、収入済額いずれも17万6,040円でございます。

3目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額いずれもゼロ、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額1億817万7,000円、調定額9,738万336円、収入済額7,808万336円、収入未済額1,930万円。これにつきましては、2節総務費補助金の中で情報セキュリティ強化対策事業で550万円、地方創生事業で1,380万円を繰り越しているための収入未済でございます。

2目民生費国庫補助金、予算額4,234万3,000円、調定額4,307万1,000円、収入済額2,760万9,000円、収入未済額1,546万2,000円。この未済額につきましては、2節の臨時福祉給付金給付事業補助金で1,546万2,000円が繰り越しになったためのものでございます。

3目衛生費国庫補助金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともゼロ。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額3,212万3,000円、調定額、収入済額いずれも3,206万3,000円でございます。

5目土木費国庫補助金、予算現額6,977万9,000円、調定額、収入済額いずれも6,977万9,490円でございます。

6目教育費国庫補助金、予算現額33万5,000円、調定額、収入済額いずれも54万7,000円でございます。

7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額いずれもゼロの存目計上でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額18万1,000円、調定額、収入済額いずれも21万5,000円でございます。

2目民生費委託金、予算現額183万4,000円、調定額、収入済額いずれも202万8,686円でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額6,860万4,000円、調定額、

収入済額いずれも6,772万8,824円でございます。

2目衛生費県負担金、予算現額14万1,000円、調定額、収入済額いずれも14万832円でございます。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額11万1,000円、調定額、収入済額いずれも11万1,000円でございます。

2目民生費県補助金、予算現額5,104万7,000円、調定額、収入済額いずれも4,887万610円でございます。

3目衛生費県補助金、予算現額33億3,544万7,000円、調定額31億3,179万2,170円、収入済額23億1,904万6,170円、収入未済額8億1,274万6,000円でございます。

これにつきましては、次のページになります。

4節除染対策事業交付金におきまして、放射能対策事業の繰り越しのための収入未済でございます。

4目農林水産業費県補助金、予算現額2億6,321万2,000円、調定額2億6,125万6,759円、収入済額1億5,443万9,479円、収入未済額1億681万7,280円。この未済額につきましては、2節農業費補助金の中で農村地域防災減災事業の繰り越しで21万円、その下、3節林業費補助金でふくしま森林再生事業の繰り越しでございます。

5目商工費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

7目教育費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

8目災害復旧費県補助金、予算現額250万1,000円、調定額、収入済額いずれも358万1,106円でございます。

9目労働費県補助金、予算現額2,089万8,000円、調定額、収入済額いずれも2,081万7,168円でございます。

10目土木費県補助金656万2,000円、調定額、収入済額いずれも656万2,000円でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額1,589万3,000円、調定額、収入済額とも1,635万8,115円でございます。

2目農林水産業費委託金、予算現額330万5,000円、調定額、収入済額いずれも346万4,000円でございます。

3目土木費委託金、予算現額419万4,000円、調定額、収入済額いずれも372万1,930円でございます。

4目教育費委託金、予算現額753万1,000円、調定額、収入済額いずれも708万9,593円でご

ございます。

5目民生費委託金、予算現額8,000円、調定額、収入済額いずれも8,287円でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,268万4,000円、調定額、収入済額いずれも1,268万4,426円でございます。

2目利子及び配当金、予算現額63万9,000円、調定額、収入済額いずれも62万4,582円でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、現計予算額ゼロ、調定額、収入済額53万1,763円でございます。これは2節の法定外公物土地売払代金でございます。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

4目除雪車売払収入、現計予算額ゼロ、調定額、収入済額いずれもゼロでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額2,504万7,000円、調定額、収入済額2,762万7,375円でございます。内訳といたしましては、がんばれ天栄応援寄附金が591件でございます。また、3節こども未来寄附金が3件でございます。

2目教育費寄附金、予算現額10万1,000円、調定額、収入済額いずれも10万円。こちらの2節社会教育費寄附金も1件でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額147万8,000円、調定額、収入済額いずれも146万3,694円でございます。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額258万7,000円、調定額、収入済額いずれも258万7,000円でございます。

3目風力発電事業特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額8万8,000円、調定額、収入済額いずれも8万8,128円でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額いずれも1万1,873円でございます。

6目介護保険特別会計繰入金、予算現額1,402万2,000円、調定額、収入済額いずれも1,402万2,388円でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1億1,600万円、調定額、収入済額いずれも1億1,600万円でございます。

2目人材育成基金繰入金、予算現額130万円、調定額、収入済額いずれも120万円でございます。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額169万円、調定額、収入済額とも169万円でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額7,838万6,000円、調定額、収入済額いずれも7,838万6,000円でございます。

7目天栄村除雪車整備基金繰入金、予算現額1,118万円、調定額、収入済額いずれも1,118万882円でございます。

8目こども未来基金繰入金、予算現額110万円、調定額、収入済額いずれも45万円でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2億6,971万7,000円、調定額、収入済額いずれも2億6,971万7,163円でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額110万円、調定額、収入済額いずれも130万7,500円でございます。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額18万8,000円、調定額、収入済額いずれも18万304円でございます。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

4項雑入、1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ、存目計上でございます。

2目雑入、予算現額1,940万4,000円、調定額、収入済額いずれも1,884万6,552円でございます。

3目過年度収入、予算現額617万2,000円、調定額、収入済額いずれも634万1,511円でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、予算現額4億7,253万4,000円、調定額、収入済額いずれも4億4,523万4,000円でございます。

2目土木債、予算現額3,000万円、調定額、収入済額いずれも3,000万円でございます。

歳入合計、予算現額79億6,936万3,000円、調定額79億3,730万5,279円、収入済額68億6,158万151円、不納欠損額62万7,213円、収入未済額10億7,509万7,915円。

次のページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

順次、所管課長より説明をさせていただきます。説明に当たりましては、それぞれの節の欄中、支出額がゼロまたは不用額が10万円以上、あるいは特徴的な支出があるものを重点的にご説明をさせていただきます。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,834万7,000円、支出済額7,796万7,685円、不用額37万9,315円。この不用額につきましては、3節職員手当のほうで勤勉手当、時間外勤務手当でございます。そのほかは、おおむね予算額どおりの執行となっております。

次のページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額3億1,277万2,000円、支出済額3億617万7,992円、不用額659万4,008円。この不用額でございますが、2節給料につきまして一般職員の給料、あと3節の職員手当等におきまして、下から3つ目、一般職退職手当組合負担金、これが190万円ほど額の確定により不用となっております。そのほか、上のほうから4行目、退職手当組合負担金、扶養手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等でございます。4節共済費におきましては、一番下の社会保険料、こちらは額の確定による不用額となっております。7節賃金におきましては、臨時事務補助員の勤務日数の確定による不用額となっております。

次のページをご覧ください。

9節旅費につきましては、研修旅費の不用額でございます。10節の交際費につきましては、額の確定による不用減でございます。11節の需用費におきましては、下から2つ目、例規集追録代の額の確定による不用減等でございます。12節役務費につきましては、一番上、郵便料の額の確定による不用減でございます。

あと、次のページをご覧ください。

19節の負担金、補助及び交付金におきましては、15万1,000円ほど不用額が出ておりますが、これは細々節の金額の積み上げによる不用額が15万円となったものでございます。あと、このページでは、下から4行目、JAすかがわ岩瀬ガソリンスタンドの施設整備への負担金、またその2つ上でございますが、集会施設整備事業補助金ということで、中郷集会所、沖内集会所の建設への補助を行っております。

[企画政策課長 北嶋さつき君登壇]

○企画政策課長（北嶋さつき君） 続きまして、2目文書広報費、予算現額340万3,000円、支出済額332万1,498円、不用額8万1,502円です。こちらは毎月発行しております、てんえい広報紙の費用でございます。そのほか、各節ともほぼ予算どおりの執行となっております。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3目財政管理費でございます。予算現額1,209万5,000円、

支出済額1,205万4,479円、不用額4万521円。おおむね予算額どおりの執行となっております。

4目会計管理費、予算現額57万3,000円、支出済額44万9,060円、不用額12万3,940円。この中で、12節役務費でございますが、口座振替手数料、額の確定による不用額となっております。

5目財産管理費、予算現額3億2,300万5,000円、支出済額3億2,110万6,316円、不用額189万8,684円。この不用額ですが、まず11節需用費におきまして11万円ほど不用額が出ておりますが、これは細々節の金額の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料におきまして107万円ほど不用額が出ておりますが、これは一番下でございます。地方公会計整備業務委託料、額の確定によるものでございます。そして、一番下、15節工事請負費でございますが、こちらは53万円ほどの不用でございますが、役場周辺防災機能強化工事請負費の請け差でございます。この役場周辺防災機能強化工事につきましては、役場の前のふれあい広場、地下貯水槽を整備しております。

次のページをお願いいたします。

また、工事請負費の中では、庁舎非常用電源整備工事を行っております。25節積立金でございます。こちら11万円ほど不用が出ておりますが、これも細々節で金額の積み上げによるものでございます。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 続きまして、6目企画費です。予算現額1億1,995万円、支出済額9,294万5,410円、繰越明許費2,384万1,000円。こちらにつきましては、13節の委託料になりまして、情報セキュリティ強化対策事業の委託料が翌年度へ繰り越しとなったものでございます。不用額316万3,590円でございます。不用額の主な理由でございますが、11節の中で情報化に係る修繕備品等で確定によりまして不用が生じたものでございます。続きまして、14節、主に光ケーブルの添架料が見込みよりも少なかったことによりまして、合計額が10万円を超えているものとなっております。続きまして、15節工事請負費でございます。こちらにつきましては、イントラネット光ケーブルの移設工事の請負費でございまして、県実施のイントラネット光ケーブルの移設関連工事のほうが当該年度中に実施されなかったことによりまして、残となったものでございます。その他の節につきましては、おおむね予算どおりの執行となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、予算現額2億6,106万7,000円、支出済額2億3,553万29円、繰越明許費2,380万。こちらは次のページにございま

す防災センター工事、外構工事の繰越分でございます。不用額173万4,971円、こちらはまず3職員手当等の32万8,088円、こちらのほうは時間外勤務手当の残分となっております。11節需用費21万9,969円、こちらは電気料が見込みより少なかったためであります。

次のページをご覧ください。

15節工事請負費、不用額105万7,068円。こちらは防災センター整備工事の確定による請け差であります。

以上であります。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 8目交通安全対策費でございます。予算現額147万6,000円、支出済額127万310円、不用額20万5,868円。これでございますが、14節におきまして使用料及び賃借料、こちらが支出ゼロとなっております。これは交通安全大会でバス借上料が不用となったものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 続きまして、9目地方創生費でございます。予算現額6,664万9,000円、支出済額4,029万844円、繰越明許費1,380万円。こちらにつきましては、地方創生加速化交付金対応の事業になりまして、13節の委託料及び次のページ、19節の負担金、補助及び交付金の事業となっております。不用額1,255万8,156円、こちらの不用額の主な理由でございますが、この地方創生費の各節につきましては、平成26年におけます地方創生先行型地域消費喚起生活支援型の交付金によりまして、平成27年度へ繰り越しされたものでございます。繰越事業のため減額調整できず、不用額が生じておるものでございます。

主なものを不用額の説明をさせていただきます。

まず、8節でございますが、こちらにつきましては、主にイベント等の活動が当初計画より少なかったということでございます。同じく9節旅費でございますが、こちら活動の見込みが少なかったということで、実際不用額が生じてしまったということでございます。11節需用費でございますが、こちらは消耗品費が抑えられておりまして、不用額となったものでございます。13節委託料につきましては、こちらは天栄村高齢者タクシー利用助成の委託料のほうは不用減となっております。続きまして、14節使用料及び賃借料になります。こちらは公衆無線LAN工事が年度中に整備完了になりまして、回線使用料が不用となったためでございます。15節工事請負費、こちらは公衆無線LAN工事や、季の里天栄の防犯カメラ工事等の工事請け差による不用額でございます。18節備品購入費、こちらにつきましては着ぐるみ購入等の請け差により不用額が生じました。19節負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれの補助金が見込みより少なかったため、合計で不用額が大きくなったものでござ

ございます。

以上です。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 2項徴税費、1目税務総務費、予算現額7,533万、支出済額7,301万9,072円、不用額231万928円でございます。不用額につきましては、3節の職員手当等で時間外勤務手当等が見込みより少なかったために不用額が生じております。また、次のページの4節でございますが、共済費につきましても、額の確定によりまして不用額が生じております。また、23節償還金、利子及び割引料でございますが、こちらにつきましては、過年度還付金が見込みより少なかったため生じております。そのほかの節につきましては、ほぼ予算どおりに執行しております。

2目賦課徴収費、予算現額1,239万9,000円、支出済額1,225万3,705円、不用額14万5,295円でございます。各節ともほぼ予算どおり執行しております。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額3,409万円、支出済額3,243万2,571円、不用額165万7,429円でありまして、不用額につきましては、次のページ、19節の負担金、補助金及び交付金の中で個人番号カード事務負担金145万2,000円が不用となったものでございます。そのほか、各節はおおむね予想どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額151万6,000円、支出済額148万456円、不用額3万5,544円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目天栄村長選挙費、予算現額171万4,000円、支出済額171万849円、不用額3,151円。無投票となり、減額を行っております。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3目福島県議会議員一般選挙費、予算現額163万3,000円、支出済額159万9,854円、不用額3万3,146円。こちらも無投票となり、減額を行っております。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

4目天栄村議会議員選挙費、予算現額838万3,000円、支出済額669万7,610円、不用額168万5,390円。こちらにつきましては、7節賃金、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料で不用額が出ておりますが、3月末の選挙執行ということで、3月末での減額補正ができなかったためのものでございます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 続きまして、5項統計調査費になります。

次のページをお願いいたします。72ページになります。

1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額2万3,800円、不用額3,200円。こちらは各節ともほぼ予算額どおりの執行でございます。

続きまして、2目総務統計費、予算現額294万3,000円、支出済額293万6,780円、不用額6,220円。こちらは5年に1度の国勢調査が行われまして、村内40名の方に調査をお願いしたところでございまして、各節ともほぼ予算どおりの執行となりました。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額58万2,000円、支出済額53万5,457円、不用額4万6,543円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額5,299万6,000円、支出済額5,128万7,797円、不用額170万8,203円。不用額の主なものとしたしまして、まず1節の報酬ですが、民生委員推薦委員会及び災害義援金配分委員会の報酬を計上してはありますが、それぞれ開催されなかったため支出済額がゼロとなったものでございます。次に、3節職員手当等につきましては、時間外勤務手当が見込みを下回ったものでございます。

次のページをご覧ください。

2目老人福祉費、予算現額2億1,586万9,000円、支出済額1億7,571万8,671円、繰越明許費3,843万8,000円、不用額171万2,329円で、不用額の主な理由としましては、まず13節委託料で天栄ホーム用地造成実施設計委託料の不用が発生したものと、あと次のページ、19節で負担金、補助金及び交付金の高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金及び利用者負担対策事業補助金が見込みより下回ったものでございます。次に、繰越明許費でありますが、13節の委託料711万8,000円が天栄ホーム用地開発許可申請等の業務委託料となっております。あと、15節の工事請負費で天栄ホーム用地造成工事費3,132万円が翌年度に繰り越したものでございます。

3目老人福祉施設費、予算現額431万3,000円、支出済額405万7,993円、不用額25万5,007円。内訳としましては、11節の需用費で電気料が見込みより下回ったものでございます。その他各節ともほぼ予算どおりに執行いたしました。

78ページをご覧ください。

4目福祉医療費、予算現額9,185万9,000円、支出済額9,178万9,508円、不用額6万9,492円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目障害対策費、予算現額1億649万7,000円、支出済額1億581万1,197円、不用額68万5,803円で、次のページ、20節の扶助費で育成医療費10万円が該当者がなく使わなかったもの、あと障害児施設入所措置費が予算の見込みより少なかったためでございます。

6目放射能対策費、予算現額543万1,000円、支出済額542万9,952円、不用額1,048円。ほぼ予算どおり執行いたしました。

7目臨時福祉給付金給付事業費、予算現額2,520万3,000円、支出済額952万4,651円、繰越明許費1,546万2,000円、不用額21万6,349円。まず、不用額でございますが、19節の負担金、補助金及び交付金で臨時福祉給付金給付事業の交付金が見込みを下回ったものでございます。あと、繰越明許費でございますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付事業費で、11節の需用費、12節の役務費、19節の負担金、補助金及び交付金が翌年度に繰り越したものでございます。

82ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額5,642万5,000円、支出済額4,745万9,040円、不用額896万5,960円。主なものとしまして、7節の賃金、広戸小児童クラブの支援員及び支援補助員の出勤日数の減に伴う不用が生じております。あと、13節委託料、子ども・子育て支援収納システム業務委託料の見込みより下回ったもの、あと19節負担金、補助金及び交付金で施設型給付費459万円を予算しておりましたが、これが支出額がゼロになったもの、あと天栄ジュニア応援基金が予算を下回ったものでございます。あと、20節の扶助費につきましては、こども医療費が予算を下回ったためでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きます、2目児童福祉施設費、こちらは湯本保育所の経費になっております。予算現額784万3,000円、支出済額716万322円、不用額68万2,678円。不用額につきましては、7節賃金25万3,906円、こちらは臨時技能員の方が見込みより勤務日数が少なかったためであります。11節需用費21万8,164円、こちらは灯油代、電気料のほうが見込みより少なかったためであります。そのほかにつきましては、計上どおりだと思います。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 86ページでございます。

3目児童措置費、予算現額9,212万3,000円、支出済額9,211万1,363円、不用額1万1,637円で、ほぼ予算どおり執行いたしました。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） 4目保育所施設費、予算現額6,456万7,000円、支出済額6,371万5,829円、不用額85万1,171円。不用額の主な理由ですが、3節職員手当の中で時間外勤務手当が見込みより少なかったため、4節共済費の額の確定によるものです。7節賃金で臨時技能員の出勤日数が見込みより少なかったということになっています。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりで執行となっております。

次のページにいきまして、5目放射能対策費、こちらは天栄保育所の給食を提供するため食材の放射能値を測定した費用です。予算額15万円、支出済額14万9,886円、不用額114円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、予算現額275万2,000円、支出済額275万1,262円、不用額738円。ほぼ予算どおり執行いたしました。

3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額1,015万4,000円、支出済額1,009万7,209円、不用額5万6,791円。おおむね予算どおりの執行をいたしました。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額24万、支出済額24万、不用額ゼロ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額5,089万1,000円、支出済額5,020万2,634円、不用額68万8,366円で、主な理由としましては、3節職員手当で時間外勤務手当が見込みを下回ったものと、16ページ、次のページの19節負担金、補助金及び交付金で公立岩瀬病院寄附口座分担金が見込みを下回ったためでございます。

2目予防費、予算現額2,135万5,000円、支出済額2,030万2,522円、不用額105万2,478円。主な理由としましては、13節委託料で予防接種事業委託料が見込みを下回ったため。

次のページをご覧ください。

19節負担金、補助金及び交付金で予防接種交付金が見込みを下回ったもの、あと20節扶助費、養育医療給付事業費として29万7,000円予算を組んでいたんですが、該当者がいなかったため支出額がゼロになったもの、28繰出金、これは同じく予防接種の委託料が少なかったため、国保診療所への繰出金が減ったためでございます。

3目環境衛生費、予算現額1億1,851万5,000円、支出済額1億1,792万457円、不用額59万4,543円で、まず19節の負担金、補助金及び交付金の環境美化推進事業助成金の申請件数が見込みより少なかったため、あとは28節の繰出金で事業勘定への国保の特別会計繰出金が見込みを下回ったためでございます。

4目健康増進事業費、予算現額1,302万6,000円、支出済額1,283万1,228円、不用額19万4,772円で、翌ページの13節の委託料、それぞれ健診の委託料が受診者が見込みより少なかったためでございます。

5目保健センター施設費、予算現額1,714万5,000円、支出済額1,662万4,324円、不用額52万676円。11節の需用費で灯油代が見込みを下回ったためでございます。

6目墓地公園施設費、予算現額124万8,000円、支出済額118万1,053円、不用額6万6,947円で、おおむね予算どおりに執行でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 決算書説明の途中であります。ここで昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時01分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 98ページになります。

7目放射能対策費、予算現額33億5,427万4,000円、支出済額23億3,723万3,802円、繰越明許費8億8,100万円、不用額1億3,604万198円。まず、この繰越明許費でございますが、13節委託料で8億7,000万ほど地区除染の繰り越しをしております。15節工事請負費におきまして460万円ほど工事の繰り越しをしてきております。このようになります。不用額の内訳でございますが、職員手当等につきまして、勤勉手当の分で不用額が出ております。また、7節賃金におきましては、臨時事務補助員の勤務日数の確定により不用額が出ております。また、13節委託料におきましては、地区除染事業の委託料で、26年度から27年度へ繰り越した分の不用額がここで出ております。使用料におきましては、複写機使用料で額の確定により不用額が出ております。15節工事請負費につきましては、仮置き場工事でございますが、こちらも26年度から27年度へ繰り越した工事につきましての不用額が出ております。また、19節負担金、補助金及び交付金でございますが、こちらは公立岩瀬病院に委託して行っておりますホールボディカウンター、この負担金の確定による不用額でございます。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額4,525万7,000円、支出済額4,514万7,079円、不用額10万9,921円。この不用額につきましては、各節の積み上げにより10万を超えたもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目し尿処理費、予算現額1,535万8,000円、支出済額1,535万8,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額46万4,000円、支出済額23万9,700円、不用額22万4,300円。これにつきましては、19節負担金及び交付金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございますが、2基ほど予算化しておりましたが、1基にとどまったための残でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額3,376万1,000円、支出済額も同額でございます。水道事業会計繰出金でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額1万3,000円、支出済額1万300円、不用額2,700円。各節おおむね予算どおりの執行であります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額948万6,000円、支出済額943万9,962円、不用額4万6,038円。農業委員会関係の経費でございまして、各節おおむね予算どおりの執行でございます。

13節委託料のうち、一番下の農地台帳システム整備委託料につきましては、全国農地情報公開システム、通称農地ナビと言われる全国統一のシステムに対応するため、台帳システムを新たに整備したものでございます。19節負担金、補助金及び交付金の一番下の機構集積協力金等交付金でございしますが、農地中間管理機構に農地を貸し付けた方への支援金で、3名分、150万円の支出でございます。

2目農業総務費、予算現額5,430万1,000円、支出済額5,416万545円、不用額14万455円。職員の人件費でございます。3節職員手当の不用額12万2,661円につきましては、主に時間外勤務手当が見込みを下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費、予算現額1億7,203万、支出済額1億6,836万8,178円、不用額366万1,822円。11節需用費の不用額につきましては、天栄村農業振興地域整備計画の改定を予定をしておりましたが、28年度以降に延期をしたため、計画書等の印刷製本費103万2,000円が不用となったものでございます。それから、13節委託料の一番下、不動産鑑定評価業務委託料につきましては、道の駅の季の里天栄の拡充計画に伴う整備予定地の鑑定評価を行ったものでございます。15節道の駅の季の里天栄整備工事請負費につきましては、自動ドアの整備270万円、外壁の一部塗りかえ59万4,000円、トイレの改修94万円の合計額でございます。

次のページをお願いいたします。

道の駅羽鳥湖高原整備工事請負費でございますが、こちらは自動ドアの整備工事でございます。19節負担金、補助金及び交付金の不用額につきましては、主に下から8番目になりますが、環境保全型農業直接支払交付金につきまして、事業費の確定に伴い、不用となったものでございます。

4目畜産業費、予算現額49万9,000円、支出済額31万9,000円、不用額18万円。不用額でございますが、19節負担金、補助金及び交付金のうち天栄村畜産振興組合補助金につきまして、家畜導入頭数が予定よりも3頭少なかったことによりまして、18万円の不用となったものでございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 5目農業施設費、予算現額1億9,148万7,000円、支出済額

1億8,935万1,100円、繰越明許費40万円、不用額173万5,900円でございます。これにつきましては、13節委託費、委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

測量設計委託料の請け差によるものでございます。15節工事請負費でございます。主なものとしまして、工事請負費の請け差によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。104万5,672円ほど残が生じております理由でございますが、協働の里づくり交付金を9地区ほど見込んでおりましたが、5地区ほどにとどまったというようなことと、農業基盤整備促進事業補助金が見込みを下回ったというようなことによるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

- 参事兼産業課長（揚妻浩之君） 6目水利施設管理費、予算現額1,404万円、支出済額1,383万9,419円、不用額20万581円。竜生ダムの管理経費でございます。各節おおむね予算どおりの執行でございます。不用額につきましては、各節の積み上げでございます。

[税務課長 内山晴路君登壇]

- 税務課長（内山晴路君） 7目国土調査費、予算現額2,772万5,000円、支出済額2,703万6,619円、不用額68万8,381円でございます。こちらにつきましては、地籍調査の事業に係る経費となっております。不用額の3節職員手当並びに4節共済費につきまして不用額がございますが、こちらにつきましては見込みより少なかったために、このように生じております。なお、ほかの各節につきましては、予算どおり執行しております。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

- 参事兼産業課長（揚妻浩之君） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額817万1,000円、支出済額683万7,104円、不用額133万3,896円。

次のページをお願いいたします。

19負担金、補助金及び交付金のうち直接支払推進事業補助金でございますが、米の生産調整の実施主体であるすかがわ岩瀬地域農業再生協議会の事務経費に対する補助でございます。当初257万円を予定しておりましたが、事業確定により133万円ほどが不用となったものでございます。次の水田経営規模拡大支援助成金につきましては、平成27年度からの新規事業で、新たに5年間以上の賃借権を設定して水田農業の経営規模を拡大した農業者に、設定した面積に応じて助成金を交付するものであります。27年度につきましては、14名、面積13.22ヘクタールに対し、559万8,278円の交付となったものであります。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

- 学校教育課長（櫻井幸治君） 10目開発センター費、予算現額56万5,000円、支出済額50万6,630円、不用額5万8,370円。こちらは開発センター管理のための経費でございますが、ほ

ぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 11目羽鳥湖高原交流センター費、予算現額464万8,000円、支出済額454万5,841円、不用額10万2,159円。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

12目緊急雇用創出費、予算現額161万円、支出済額160万8,817円、不用額1,183円。緊急雇用により臨時職員1名を雇用したものでございます。

13目放射能対策費、予算現額4,535万3,000円、支出済額4,531万2,520円、不用額4万480円。13節委託料のうち、ため池詳細モニタリング調査業務委託料につきましては、ため池の底地に8,000ベクレルを超える濃度の放射性物質が検出された、ため池12カ所について詳細調査を実施したものでございます。その下の農業系汚染廃棄物処理事業設計委託料につきましては、放射性物質により汚染され、使用できなくなったキノコ原木の集積、保管業務の実施設計委託料でございます。19節負担金、補助金及び交付金の東日本大震災農業生産対策交付金でございますが、牛の飼料用に稲わらを丸くロールベアラー、それからラッピングマシン、それぞれ1台の購入費の補助でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額1億6,865万4,000円、支出済額5,157万5,084円、繰越明許費1億1,667万3,000円、不用額40万5,916円。繰越明許費につきましては、13節委託料におきまして、森林の放射性物質の低減や間伐などの整備を行うふくしま森林再生事業につきまして、総事業費1億4,098万3,000円のうち年度内に完了した大里地区の実施設計委託料以外を全て翌年度に繰り越したものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の年度別計画作成業務委託料が大里地区の実施設計委託料でございます。19節負担金、補助金及び交付金のうち天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金257万8,000円でございますが、狩猟期間以外の鳥獣捕獲に対する補助でございます。捕獲頭数はイノシシ76頭、ツキノワグマ13頭、ニホンジカ4頭でございます。一番下のイノシシ捕獲管理事業補助金につきましては、これは狩猟期間内のイノシシ捕獲に対する補助でございます。24頭分でございます。40頭分を予算計上しておりましたので、16頭分、36万8,000円が不用となったものでございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 2目林業振興費、予算現額898万3,000円、支出済額896万2,305円、不用額2万695円でございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 3目放射能対策費、予算現額8万8,000円、支出済額4万8,800円、不用額3万9,200円。キノコ原木購入に対する補助でございます。購入本数が約半分となったため不用額が生じたものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額70万4,000円、支出済額49万6,991円、不用額20万7,009円。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助金及び交付金のうち羽鳥湖わかさぎ漁業復興対策事業補助金につきまして、ワカサギの卵の購入数量が減少したことによりまして不用となったものでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額1万2,000円、支出済額5,800円、不用額6,200円。

2目商工業振興費、予算現額732万1,000円、支出済額724万3,881円、不用額7万7,119円。19節負担金、補助金及び交付金のうち住宅用太陽光発電システム設置費補助金でございますが、8件の実績でございました。

3目観光費、予算現額1,109万2,000円、支出済額1,069万6,677円、不用額39万5,323円。不用額につきまして、11節需用費でございますが、主にパンフレット印刷費の請け差ということでございます。それから、13節委託料につきましては、主に涌井の清水環境整備委託料が回数が減ったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助金及び交付金につきましては、観光関係団体等への補助負担金でございます。一番真ん中ほどの羽鳥湖高原ウオーク負担金でございますが、7月と10月に実施した大会の負担金、それぞれ100万円でございます。7月は1,377名、10月は860名の参加で実施をされたところでございます。

4目地域開発費、予算現額607万3,000円、支出済額595万6,998円、不用額11万6,002円。地域おこし協力隊、それから湯本の古民家関係の経費でございますが、各節おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目緊急雇用創出費、予算現額1,070万7,000円、支出済額1,070万7,000円、不用額ゼロ。緊急雇用の3事業によりまして、商工会に3名、それから観光協会に2名、計5名の臨時職員を雇用したところでございます。

6目放射能対策費、予算現額100万円、支出済額100万円、不用額ゼロ。てんえい元気祭の補助100万円でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額

1,008万1,000円、支出済額998万1,102円、不用額9万9,898円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、各種協議会の負担金となっております。ほぼ予算どおりの執行となっております。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億6,441万9,000円、支出済額1億5,089万4,370円、不用額1,352万4,630円でございます。これにつきましては、11節需用費でございます。今年降雪量が少なかったというようなことで、燃料費及び車両修繕が見込みを下回ったものでございます。次に、13委託料でございます。除雪委託料が先ほどの理由によりまして、見込みを下回ったというようなことでございます。あと、そのほかに橋梁点検、道路台帳委託料等の請け差によるものでございます。15節工事請負費でございます。これにつきましては、交通安全施設請負工事費、維持工事費等の請け差によるものでございます。16節原材料費、これにつきましては、次のページをお願いいたします。凍結防止剤が芝草・鎌房線に散布機を設置したところ、今年の降雪が少なかったというようなことでの凍結防止剤の残でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目道路新設改良費、予算現額2億3,492万5,000円、支出済額2億2,743万1,136円、不用額749万3,864円でございます。これにつきましては、13節委託料でございます。桑名・南沢線橋梁補修設計、測量設計等の請け差による残でございます。次に、15節でございます。工事請負費でございますが、主な理由でございますが、橋梁補修工事請負工事費の中で児渡橋でございますが、これが繰り越し工事であったための残が生じたものでございます。そのほかにつきましては、各工事費の請け差によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川費、予算現額272万2,000円、支出済額269万6,514円、不用額2万5,486円でございます。15節工事請負費でございますが、釈迦堂川と竜田川の除草工事を行ったところでございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額1,059万円、支出済額1,046万927円、不用額12万9,073円でございます。これにつきましては、各費目間による残の積み上げによりましての12万9,073円が残ったところでございます。19節で木造住宅耐震補助事業を実施しました。これにつきましては、1戸でございます。アスベスト含有調査につきましても、1戸の申請がありましたので、実施をいたしました。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億2,303万9,000円、支出済額1億2,303万9,000円。こちらは広域消防組合の分担金でございます。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、予算現額7,796万3,000円、支出済額6,725万1,832円、翌年度繰越額、

繰越明許費850万円、不用額221万1,168円でございます。繰越明許費につきましては、13節委託料におきまして、防災計画作成委託を翌年度に繰り越ししております。不用額につきましては、3節職員手当で、団員出動手当の額の確定による不用額でございます。また、11節需用費におきましては、ガソリン代、車両修繕費等の額の確定による不用額でございます。15節工事請負費につきましては、防災倉庫工事の請け差でございます。

次のページをお願いいたします。

3目消防施設費、予算現額3,949万2,000円、支出済額3,823万9,560円、不用額125万2,440円。不用額の内容でございますが、15節工事請負費におきまして、消防施設工事請負費でございますが、乾燥ポールの設置、この請け差でございます。19節負担金、補助及び交付金で水道事業会計負担金が額の確定により不用となったものでございます。

4目水防費、予算現額2,000円、支出済額ゼロ、不用額2,000円。これは水防に対する旅費の支出がなかったためでございます。

5目防災行政無線管理費、予算現額490万6,000円、支出済額473万3,058円、不用額17万2,942円。11節需用費におきまして、13万円ほどの不用額が出ておりますが、これは細々節、金額の積み上げによるものでございます。そのほかは、おおむね予算額どおりの執行でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額125万2,000円、支出済額117万7,419円、不用額7万4,581円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開き願います。

2目事務局費、予算現額1億424万2,000円、支出済額1億245万3,465円、不用額178万8,535円。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、次のページになりますが、施設修繕費、13節委託料において危険木伐採による環境整備委託料にそれぞれ請け差が生じたものでございます。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

3目緊急雇用創出費、予算現額731万1,000円、支出済額715万5,991円、不用額15万5,009円。こちらは小中学校へ特別支援教育支援員6名を緊急雇用により雇用した人件費で、7節賃金において勤務日数の確定により不用額が生じたものでございます。

次のページをお開き願います。

4目放射能対策費、予算現額115万1,000円、支出済額108万3,730円、不用額6万7,270円。こちらは子供の健康を守る対策支援事業県委託費による小中学校スキー教室、また学校給食モニタリングによるもので、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額3,759万9,000円、支出済額3,609万5,993円、不

用額150万3,007円。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、灯油代、電気、水道料の使用、また14節使用料及び賃借料においての自動車借上料が見込みより少なく済んだことによるものでございます。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開き願います。

2目教育振興費、予算現額1,990万円、支出済額1,969万8,801円、不用額20万1,199円。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして消耗器材の抑制、19節負担金、補助及び交付金においての通学費補助金が見込みより少なく済んだことによるものでございます。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,302万9,000円、支出済額2,201万6,863円、不用額101万2,137円。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、次のページをお開き願います。灯油代、電気、水道料の使用が見込みより少なく済んだことと、施設修繕費において請け差が生じたものでございます。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開き願います。

2目教育振興費、予算現額1,115万9,000円、支出済額1,103万3,086円、不用額12万5,914円。不用額におきましては、各節積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございました。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額8,746万4,000円、支出済額8,673万5,242円、不用額72万8,758円。不用額の主なものでございますが、3節職員手当等における時間外勤務手当が見込みより少なかったこと、4節共済費における一般職員共済組合負担金の額の確定によるもの、また11節需用費において灯油代が見込みより少なく済んだことによるものでございます。

また、主な事業でございますが、次のページをお開き願います。

15節において園舎屋根改修工事として大屋根の瓦をトタン屋根へと改修を行いました。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額3,789万8,000円、支出済額3,721万1,871円、不用額68万6,129円でございます。まず、3節の職員手当等の不用額につきましては、主に期末勤勉手当が見込み額を下回ったために生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

11節の需用費の不用額につきましては、主に放課後子ども教室等の暖房に使用する灯油代が見込み額を下回ったために生じたものでございます。

続きまして、2目生涯学習費、予算現額494万8,000円、支出済額474万6,408円、不用額20万1,592円でございます。各種講座を開催する経費及び文化祭等に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、予算現額166万8,000円、支出済額148万8,975円、不用額17万9,025円。不用額におきましては、各節の積み上げによるものでありまして、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 4目文化財保護費、予算現額68万5,000円、支出済額53万5,386円、不用額14万9,614円でございます。こちらは文化財保護に要する経費でございます。まず、賃金でございますが、指定文化財施設等の除草を職員等で行ったため不用となったものでございます。続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございますが、飯豊地区の村指定文化財、津室館城跡の石碑の改修工事等に対する補助でございます。

5目伝統文化施設費、予算現額573万6,000円、支出済額523万3,703円、不用額50万2,297円でございます。こちらはふるさと文化伝承館の管理運営に要する経費でございます。11節の需用費の不用額につきましては、伝承館の電気料が見込み額を下回ったことが主な要因でございます。その他に関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開き願います。

6目生涯学習センター費、予算現額935万7,000円、支出済額881万5,009円、不用額54万1,991円でございます。こちらは生涯学習センターの管理運営に要する経費でございます。まず、7節の賃金の不用額でございますが、臨時職員の勤務日数が予定を下回ったことが要因でございます。次に、8節の報償費でございますが、3月に実施予定の講座が中止となったことが要因でございます。次に、11節の需用費の不用額につきましては、生涯学習センターの電気料が見込み額を下回ったために生じたことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算のと通りの執行でございます。

次のページをお開き願います。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額1,227万8,000円、支出済額1,198万9,977円、不用額28万8,023円でございます。こちらはマラソン大会や各種団体補助など、体育事業に要する経費でございます。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、予算現額285万、支出済額276万1,688円、

不用額 8 万 8,312 円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3 目学校給食センター費、予算現額 4,238 万 5,000 円、支出済額 4,134 万 2,656 円、不用額 104 万 2,344 円。不用額の主なものでございますが、3 節職員手当等、4 節共済費における一般職員共済組合負担金の額の確定によるもの、また 11 節需用費において電気、水道料の使用が見込みより少なく済んだことによるものでございます。

また、主な事業でございますが、次のページをお開き願います。

14 節材料及び賃借料において、食器・食缶洗浄機を 8 月からリースにより整備をいたしました。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 4 目天栄体育施設費、予算現額 880 万 8,000 円、支出済額 837 万 2,518 円、不用額 43 万 5,482 円でございます。こちらは運動広場や体育館などの体育施設の維持管理に要する経費でございます。11 節の需用費の不用額につきましては、各施設の電気料が見込み額を下回ったことが主な要因でございます。そのほかに関しましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、次のページをお願いいたします。1 目農業施設災害復旧費、予算現額 571 万円、支出済額 551 万 700 円、不用額 19 万 9,300 円。15 節工事請負費でございます。災害が 2 件ございまして、その請け差によるものでございます。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう災害復旧費、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円の存目計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3 項文教施設災害復旧費、1 目公立学校施設災害復旧費、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円。こちらは災害がなく支出がなかったものでございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 2 目社会教育施設災害復旧費、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円。こちらにつきましても、災害がなく被害がなかったために支出がなかったものでございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 12 款公債費、1 項公債費、元金、予算現額 3 億 5,012 万円、支出済額 3 億 5,011 万 9,376 円、不用額 624 円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目利子、予算現額4,459万4,000円、支出済額4,459万2,084円、不用額1,916円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、予算現額2,000円、支出済額ゼロ、不用額2,000円。失礼いたしました。1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額656万1,000円、支出済額ゼロ、不用額656万1,000円。

歳出合計、予算現額79億6,936万3,000円、支出済額66億912万760円、繰越明許費1億2,191万4,000円、不用額2億3,832万8,240円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額68億6,158万151円、2、歳出総額66億912万760円、3、歳入歳出差引額2億5,245万9,391円、4、翌年度へ繰り越すべき財源7,343万5,000円、5、実質収支額1億7,902万4,391円。

以上をもちまして、平成27年度天栄村一般会計歳入歳出の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中ですが、暫時休議いたします。

2時40分まで休みます。

(午後 2時23分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時40分)

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 165ページでございます。

議案第9号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

174ページをお開きください。

事業勘定。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億3,713万4,000円、調定額1億7,866万9,751円、収入済額1億3,792万2,924円、不納欠損額33万9,740円、収入未済額4,040万7,087円。収入未済額の内訳でござい

ますが、1から3節の現年度分につきましては77世帯、4から6節の滞納繰越分につきましては82世帯分でございます。次に、不納欠損でございますが、3世帯、7件分について不納欠損をしております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額788万5,000円、調定額832万5,403円、収入済額829万2,701円、収入未済額3万2,702円。収入未済額につきましては、滞納繰越分が1世帯でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万、調定額、収入済額ともに6万4,390円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算現額1億4,970万9,000円、調定額、収入済額ともに1億5,430万5,711円でございます。

次のページをご覧ください。

2目高額医療費共同事業負担金、予算現額455万6,000円、調定額、収入済額ともに455万6,434円。

3目特定健康診査等負担金、予算現額89万7,000円、調定額、収入済額ともに89万7,000円。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算現額4,403万5,000円、調定額、収入済額ともに6,030万7,000円。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、予算現額4,370万3,000円、調定額、収入済額ともに4,420万7,359円。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、予算現額8,835万9,000円、調定額、収入済額ともに8,835万9,177円。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、予算現額455万6,000円、調定額、収入済額ともに455万6,434円。

2目特定健康診査等負担金、予算現額91万6,000円、調定額、収入済額ともに91万6,000円。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、予算現額3,912万3,000円、調定額、収入済額ともに4,218万9,187円。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、予算現額2,623万9,000円、調定額、収入済額ともに2,623万9,530円。

2目保険財政共同安定化事業交付金、予算現額1億8,072万3,000円、調定額、収入済額ともに1億8,072万3,412円。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額5万5,000円、調定額、収入済額ともに5万4,572円、国保基金の利子でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額6,061万1,000円、調定額、収入済額ともに5,948万5,215円。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額6,000万1,000円、調定額、収入済額ともに6,000万円。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目その他繰越金、予算現額7,261万2,000円、調定額、収入済額ともに7,261万2,521円。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額10万、調定額、収入済額ともに7万7,928円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに797円。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに5,232円。療養費に係る指定公費交付負担金でございます。

歳入合計、予算現額9億2,127万6,000円、調定額9億8,655万3,053円、収入済額9億4,577万3,524円、不納欠損額33万9,740円、収入未済額4,043万9,789円。

次のページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額530万2,000円、支出済額520万9,162円、不用額9万2,838円。

2目連合会負担金、予算現額60万4,000円、支出済額60万3,600円、不用額400円。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額245万7,000円、支出済額241万9,307円、不用額3万7,693円。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額9万6,000円、支出済額8万5,820円、不用額1万180円。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額9万9,000円、支出済額9万3,895円、不用額5,105円。

以上、1款につきましては、ほぼ予算どおりに執行いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額4億2,196万7,000円、支出済額3億8,329万4,784円、不用額3,867万2,216円、療養費が見込みを下回ったものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額5,121万5,000円、支出済額3,811万1,701円、不用額1,310万3,299円、同じく給付費が見込みを下回ったものでございます。

3目一般被保険者療養費、予算現額327万、支出済額292万3,595円、不用額34万6,405円、給付費が見込みを下回ったものでございます。

4目退職被保険者等療養費、予算現額12万5,000円、支出済額5万9,959円、不用額6万5,041円。

5目審査支払手数料、予算現額125万1,000円、支出済額122万7,119円、不用額2万3,881円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額6,202万1,000円、支出済額5,311万6,435円、不用額890万4,565円、見込みを下回ったものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額1,055万7,000円、支出済額659万7,205円、不用額395万9,795円、同じく見込みを下回ったものでございます。

次のページをお開きください。

1目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額10万、支出済額ゼロ、不用額10万。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1万、支出済額ゼロ、不用額1万、3目とともに該当者なしのためでございます。

3項移送料、1目一般被保険者移送料、予算現額1万、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円、1目とともに該当者なしのためでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額420万、支出済額378万円、不用額42万円、出産件数が1件見込みを下回ったものでございます。

2目支払手数料、予算現額3,000円、支出済額1,680円、不用額が1,320円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額60万、支出済額40万、不用額20万、4件見込みを下回ったものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、予算現額8,283万7,000円、支出済額8,283万6,414円、不用額586円。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額5,834円、不用額2,166円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、予算現額4万7,000円、支出済額4万6,551円、不用額449円。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額6,001円、不用額1,999円。
5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロでございます。

2 目老人保健事務費拠出金、予算現額5,000円、支出済額3,494円、不用額1,506円。

次のページをお願いいたします。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、予算現額3,927万2,000円、支出済額3,927万1,224円、不用額776円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、予算現額1,822万6,000円、支出済額1,822万5,737円、不用額263円。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、予算現額 1 億7,552万5,000円、支出済額 1 億7,552万4,395円、不用額605円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、予算現額621万9,000円、支出済額591万3,907円、不用額30万5,093円。これにつきましては、13節の委託料の特定健康診査委託料の受診件数が見込みを下回ったため不用が生じたものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額190万5,000円、支出済額184万5,916円、不用額 5 万9,084円。

2 目疾病予防費、予算現額497万6,000円、支出済額487万6,344円、不用額 9 万9,656円、人間ドックの委託料でございます。昨年は延べ113件の申し込みがありました。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円の存目勘定でございます。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算現額70万、支出済額61万5,330円、不用額 8 万4,670円。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算現額 1 万、支出済額ゼロ、不用額 1 万。

3 目償還金、予算現額145万2,000円、支出済額145万358円、不用額1,642円、過年度分の精算返納金になります。

4 目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円の存目勘定でございます。

5 目一般被保険者還付加算金、予算現額 2 万円、支出済額8,300円、不用額 1 万1,700円。

6 目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2 項延滞金、1 目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額 8 万9,000円、支出済額 8 万8,128円、不用額 872円。収納率向上対策事業費に対する繰入金でございます。

2 目診療施設勘定繰出金、予算現額1,184万2,000円、支出済額1,184万2,000円、不用額ゼロ

ロ。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,423万4,000円、支出済額ゼロ、不用額1,423万4,000円。

歳出合計、予算現額9億2,127万6,000円、支出済額8億4,048万4,195円、不用額8,079万1,805円。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額9億4,577万3,524円、2、歳出総額8億4,048万4,195円、3、歳入歳出差引額1億528万9,329円、5、実質収支額は同額であります。

次に、198ページをお開きください。

診療施設勘定でございます。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額468万2,000円、調定額、収入済額ともに455万8,701円。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額247万2,000円、調定額、収入済額ともに248万8,978円。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,680万3,000円、調定額、収入済額ともに1,659万7,622円。

4目一部負担金収入、予算現額353万3,000円、調定額、収入済額ともに369万2,210円。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額36万2,000円、調定額、収入済額ともに32万8,458円でございます。これは自費診療分でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額9万8,000円、調定額、収入済額ともに9万7,860円。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額832万3,000円、調定額、収入済額ともに820万1,272円でございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,184万2,000円、調定額、収入済額ともに1,184万2,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額71万6,000円、調定額、収入済額ともに71万6,484円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額59万7,000円、調定額、収入済額ともに54万

1,063円でございます。

歳入合計、予算現額4,944万5,000円、調定額、収入済額ともに4,907万9,648円でございます。

次、歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額3,510万3,000円、支出済額3,407万3,496円、不用額102万9,504円。不用額の主なものにつきましては、まず3 節職員手当等で時間外勤務手当が不用減となったもの、続きまして8 節の報償費で代診医師の報償費として計上しておりましたが、その代診医師がなかったということでゼロになったものでございます。次に、11 節の需用費で灯油代、あと修繕費が予算を下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、予算現額20万2,000円、支出済額7万6,640円、不用額12万5,360円。これにつきましては、9 節の旅費が見込みを下回ったものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、予算現額94万1,000円、支出済額79万776円、不用額15万224円。これにつきましては、11 節の需用費につきまして機械器具の修繕がなかったため支出がゼロになったものでございます。

2 目医療用消耗器材費、予算現額20万9,000円、支出済額18万5,684円、不用額2万3,316円。

3 目医薬品衛生材料費、予算現額1,209万3,000円、支出済額1,149万3,794円、不用額59万9,206円、薬剤購入費の不用減でございます。

4 目委託料、予算現額27万1,000円、支出済額22万2,763円、不用額4万8,237円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額62万6,000円、支出済額ゼロ、予算現額62万6,000円。

歳出合計、予算現額4,944万5,000円、支出済額4,684万3,153円、不用額2,600万1,847円。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4,907万9,648円、2、歳出総額4,684万3,153円、3、歳入歳出差引額223万6,495円、5、実質収支額は同額であります。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

（午後 3時06分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成28年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年9月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第 9号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第10号 平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第11号 平成27年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第14号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第20号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第23号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第15まで

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 後藤 修 君 10番 廣瀬 和吉 君
欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤 市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤 栄 一 君
湯 本 支 所 長	星 裕 治 君	天 栄 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	蕪 木 利 弘	書 記	小 山 ち え み
書 記	星 千 尋		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第8号～議案第22号の説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで一括議題となっていますので、先日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 212ページをお開き願います。

議案第10号 平成27年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2目利子及び配当金、予算現額4,000円、調定額、収入済額ともに5,527円でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額17万2,000円、調定額、収入済額ともに17万2,406円でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額22万8,000円、調定額収入済額ともにゼロでございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに106万5,300円。この収入につきましては、ふくしま緑の森づくり公社造林契約におきまして、高圧送電線下の接近木を伐採するため、公社造林契約地の一部を解除しております。その補償金の分収額が3月に入ったものでございます。

歳入合計、予算現額40万9,000円、調定額、収入済額ともに124万4,233円でございます。

次のページをお開き願います。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額23万6,000円、支出済額19万9,107円、不用額3万6,893円。

2 目財産管理費、予算現額7万3,000円、支出済額3,000円、不用額7万円。7 節賃金、9 節旅費、11 節需用費につきましては、これらに係る支出がなかったものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、予算現額40万9,000円、支出済額20万2,107円、不用額20万6,893円でございます。

次のページお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額124万4,233円、2、歳出総額20万2,107円、歳入歳出差引額104万2,126円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、222ページをお開き願います。

議案第11号 平成27年度大里財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,317円でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額3万7,000円、調定額、収入済額ともに3万7,691円でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額21万1,000円、調定額、収入済額ともに21万1,000円でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額26万1,000円、調定額、収入済額ともに25万8円でございます。収入未済額ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額21万3,000円、支出済額19万4,897円、不用額1万8,103円。

2 目財産管理費、予算現額3万8,000円、支出済額2万8,000円、不用額1万円。

11節需用費につきましては、これに要する支出がなかったものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額26万1,000円、支出済額22万2,897円、不用額3万8,103円。

次のページお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額25万8円、歳出総額22万2,897円、3、歳入歳出差引額2万7,111円、5 実質収支額、同額でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 232ページをご覧ください。

議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。こちらは、東北電力への土地使用料でございます。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに6円であります。こちらは、基金利子となっております。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額171万3,000円、調定額、収入済額ともに171万3,000円となっております。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額3万円、調定額、収入済額ともに3万93円となっております。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万5,822円となっております。こちらは、高圧線立ち木伐採の補償料となっております。

歳入合計、予算現額176万6,000円、調定額、収入済額ともに176万2,641円となっております。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万1,606円、不用額8,394円。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、予算現額3万7,000円、支出済額2万1,000円、不用額1万6,000円、旅費の支出ゼロは、これに要する支出がなかったところでございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、予算現額147万9,000円、支出済額146万3,694円、不用額1万5,306円。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額5万円、支出済額ゼロ円、不用額5万円。
歳出合計、予算現額176万6,000円、支出済額167万6,300円、不用額8万9,700円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額176万2,641円、歳出総額167万6,300円、歳入歳出差引額8万6,341円、実質収支額は同額でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 242ページをお願いいたします。

議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,731万9,000円、調定額、収入済額ともに1,866万6,758円でございます。ハイテク大山工業団地の土地貸付収入、8社分でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額272万1,000円、調定額、収入済額ともに272万1,665円でございます。前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額2,004万4,000円、調定額、収入済額ともに2,138万8,423円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,836万8,000円、支出済額1,805万699円、不用額31万7,301円。

11節需用費の不用額10万223円でございますが、主に施設修繕費が見込みを下回ったものでございます。

13節委託料の地質調査委託料につきましては、新規企業の立地予定地5カ所についてボーリング調査を行ったものでございます。

15節工事請負費の真ん中、進入路取付設置工事請負費でございますが、新規企業共通の進入路を設置したものでございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、地盤改良に要する経費の補償金として支出をしたものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額167万6,000円、支出済額ゼロ、不用額167万6,000円。

歳出合計、予算現額2,004万4,000円、支出済額1,805万699円、不用額199万3,301円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額2,138万8,423円、2、歳出総額1,805万699円、3、歳入歳出差引額333万7,724円、5、実質収支額同額でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 252ページをお願いいたします。

議案第14号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額1,009万5,000円、調定額1,309万554円、収入済額1,002万7,220円でございます。収入未済額306万3,334円でございます。これにつきましては、1節現年度施設使用料が14名の方の収入未済がございます。2節過年度施設使用料でございますが、17名の方の未納がございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額2万6,000円、調定額、収入済額とも2万4,736円でございます。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額405万7,000円でございます。調定額、収

入済額とも405万7,483円でございます。前年度の繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも5万9,400円、原子力災害の賠償金によるものでございます。

歳入合計、予算現額1,418万1,000円、調定額1,723万2,173円、収入済額1,416万8,839円、収入未済額306万3,334円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,318万1,000円、支出済額1,069万5,480円、不用額248万5,520円でございます。主な内容でございますが、11節需用費でございます。施設修繕費が見込みを下回ったものでございます。12節役務費でございます。し尿・汚泥汲取り料が見込みを下回ったものでございます。15節でございます。工事請負費、維持工事費の請け差と修繕がなかったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額100万円、支出済額ゼロ、不用額100万円。

歳出合計、予算現額1,418万1,000円、支出済額1,069万5,480円、不用額348万5,520円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,416万8,839円、2、歳出総額1,069万5,480円、3、歳入歳出差引額347万3,359円、実質収支額は同額でございます。

262ページをお願いいたします。

議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,253万3,000円、調定額7,529万9,897円、収入済額6,177万1,995円、収入未済額1,352万7,902円でございます。これにつきましては、現年度施設使用料でございます。69名の方の収入未済がございます。2節過年度施設使用料でございます。これにつきましては、77名の方の収入未済がございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1億3,902万8,000円でございます。調定額、収入済額とも1億3,902万8,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額94万円、調定額、収入済額とも

94万円でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額603万円、調定額、収入済額とも603万70円でございます。前年度の繰越金でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも44万6,040円でございます。

次のページをお願いいたします。

2項加入金、1目加入金、予算現額24万1,000円、調定額、収入済額とも24万円でございます。加入金でございまして、2件発生いたしました。

8款村債、1項村債、1目土木債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

歳入合計、予算現額2億877万7,000円、調定額2億2,198万4,007円、収入済額2億845万6,105円でございます。収入未済額1,352万7,902円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1億206万3,000円、支出済額9,731万7,275円、不用額474万5,725円でございます。主な内容でございますが、11節需用費でございます。薬剤費及び電気料の使用が見込みより下回ったというようなことでございます。施設修繕費の請け差によるものでございます。12節役務費でございます。し尿・汚泥汲取り料が見込みを下回ったというようなことでございます。13節委託料でございます。マンホールポンプの清掃費が見込みを下回った残でございます。15節工事請負費でございます。緊急の維持工事がなかったというようなことでの残でございます。16節原材料費でございます。緊急工事に使用する資材の購入がなかったというようなことでございます。

次のページをお願いいたします。

27節消費税でございます。これにつきましても見込みを下回ったというようなことでございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億544万4,000円、支出済額1億544万3,058円でございます。不用額942円でございます。内容でございますが、政府資金元金の償還金、地方公共団体金融機構元金の償還金でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額127万円、支出済額ゼロ、不用額127万円でございます。

歳出合計2億877万7,000円、支出済額2億276万333円、不用額601万6,667円でございます。

次のページをお願いいたします。

1、歳入総額2億845万6,105円、2、歳出総額2億276万333円でございます。歳入歳出差引額569万5,772円、実質収支額は同額でございます。

276ページをお願いいたします。

議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額101万5,000円、調定額84万4,042円、収入済額75万7,210円、収入未済額8万6,832円でございます。内容でございますが、現年水道料が1名の収入未済がございます。過年度使用料につきましても、同じく1名の方の収入未済がございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額193万1,000円、調定額、収入済額とも193万1,674円。前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも1万5,618円でございます。内容でございますが、原子力災害の賠償金でございます。

歳入合計、予算現額294万9,000円、調定額279万1,334円、収入済額207万4,502円、収入未済額8万6,832円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額276万8,000円、支出済額113万1,373円、不用額163万6,627円でございます。主な内容でございますが、11節需用費、緊急の施設修繕がなかったことによる残でございます。13節委託料、緊急の水質検査がなかったというようなことでの不用額でございます。15節工事請負費、緊急の漏水修理等がなかったというようなことでの残でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額18万1,000円、支出済額ゼロ、不用額18万1,000円。

歳出合計、予算現額294万9,000円、支出済額113万1,373円、不用額181万7,627円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額270万4,502円、2、歳出総額113万1,373円、3、歳入歳出差引額157万3,129円、5、実質収支額は同額でございます。

286ページをお願いいたします。

議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額54万1,000円、調定額、収入済額とも52万9,200円でございます。消火栓工事の負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額720万1,000円、調定額683万9,495円、収入済額636万5,515円、収入未済額47万3,980円でございます。主な内容でございますが、現年度使用料が8名の方の収入未済がございました。過年度使用料でございます。これにつきましては5名の方の収入未済があったということでございます。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額ゼロ、調定額、収入済額とも1万3,000円でございます。設計審査手数料が発生したものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額2,115万3,000円、調定額、収入済額とも2,115万3,000円でございます。簡易水道事業施設整備費国庫補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額5,052万9,000円、調定額、収入済額とも5,052万9,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額570万5,000円、調定額、収入済額とも570万5,644円でございます。前年度の繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも5万3,481円でございます。加入金が3万円、原子力災害賠償金として2万3,481円が入っております。

歳入合計、予算現額8,513万円、調定額8,482万2,820円。収入済額8,434万8,840円、収入未済額47万3,980円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額1,331万9,000円、支出済額1,075万1,061円、不用額256万7,939円でございます。主な内容でございますが、11節需用費でございます。緊急の修繕がなかったということによります不用額の発生でございます。13節委託料でございます。緊急の水質検査がなかったというようなことでの残でございます。15節工事請負費でございます。緊急の漏水修理がなかったことによる残でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、予算現額6,991万5,000円、支出済額6,714万1,440円、不用額277万3,560円でございます。

次のページをお願いいたします。

主な内容でございますが、15節工事請負費でございます。簡易水道施設請負工事の請け差によるものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額189万6,000円、支出済額ゼロ、不用額189万6,000円。

歳出合計、予算現額8,513万、支出済額7,789万2,501円、不用額723万7,499円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額8,434万8,840円、2、歳出総額7,789万2,501円、歳入歳出差引額645万6,339円、実質収支額も同額でございます。

298ページをお願いいたします。

議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額66万1,000円、調定額、収入済額とも66万9,060円。現年度の使用料でございます。未済はございません。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額8万3,000円、調定額、収入済額とも8万3,205円でございます。前年度の繰越金です。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額521万8,000円、調定額、収入済額とも521万8,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも1万1,880円。原子力災害の賠償金でございます。

歳入合計、予算現額596万3,000円、調定額598万2,145円、収入済額も同額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額595万8,000円、支出済額513万9,502円、不用額81万8,498円でございます。内容でございますが、11節需用費で緊急の施設修繕費がなかったというようなことでの残でございます。12節役務費でございます。し尿・汚泥汲取り料が予算を下回ったというようなことでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円。

歳出合計、予算現額596万3,000円、支出済額513万9,502円、不用額82万3,498円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額598万2,145円、2、歳出総額513万9,502円、歳入歳出差引額84万2,643円、実質収支額は同額でございます。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 308ページをお願いいたします。

議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

す。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額9,935万5,000円、調定額1億243万4,560円、収入済額9,931万7,700円、不納欠損額24万3,600円、収入未済額287万3,260円。収入未済額につきましては、現年度分が23名、滞納繰越分が30名となっております。なお、不納欠損につきましては、滞納繰越分3名について執行いたしました。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目督促手数料、予算現額1万6,000円、調定額、収入済額ともに8,140円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億1,366万円、調定額、収入済額ともに1億714万2,243円。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額5,389万3,000円、調定額、収入済額ともに5,061万2,000円。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、予算現額87万8,000円、調定額、収入済額ともに87万7,000円。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額387万3,000円、調定額、収入済額ともに377万3,895円。

4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額12万5,000円、調定額、収入済額ともに13万円。

次のページお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億8,620万3,000円。調定額、収入済額ともに1億6,986万4,918円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額110万5,000円、調定額、収入済額ともに120万9,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億217万1,000円、調定額、収入済額ともに9,570万4,000円。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、予算現額43万9,000円、調定額、収入済額ともに43万8,500円。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額193万6,000円、調定額、収入済額ともに188万6,948円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額6万2,000円、調定額、収入済額ともに6万3,125円。

3項財政安定化基金支出金、1目交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入
済額ともにゼロ円。

次のページをお願いします。

2 目利子及び配当金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに8,437円。基金の利子で
ございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼ
ロ円。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額9,410万2,000円、調
定額、収入済額ともに9,410万2,000円。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、予算現額45万3,000円、調定額、収入済額と
もに45万3,563円。

3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額177万3,000円、調定額、
収入済額ともに177万3,000円。

4 目その他一般会計繰入金、予算現額749万8,000円、調定額、収入済額ともに749万8,000
円。

5 目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額71万4,000円、調定額、収入済額ともに71万
4,000円。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額6万2,000円、調定
額、収入済額ともに6万2,000円。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算現額742万4,000円、調定額、収入
済額ともにゼロ円。これは、予算はとっていたんですが、給付費が間に合ったために執行さ
れなかったものでございます。

次のページお願いいたします。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額2,231万7,000円、調定額、収入済額とも
に2,231万7,496円。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000
円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円。調定額、収入済額ともにゼロ円。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額6億9,808万2,000円、調定額6億6,107万2,825円、収入済額6億5,795万5,965円、不納欠損額24万3,600円、収入未済額287万3,260円。

次のページお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額161万6,000円、支出済額155万5,387円、不用額6万613円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額21万4,000円、支出済額19万8,673円、不用額1万5,327円。おおむね予算どおりの執行でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額261万7,000円、支出済額230万3,899円、不用額31万3,101円。中身につきましては、19節の介護審査会の負担金が見込みより下回ったためでございます。

2目認定調査等費、予算現額300万7,000円、支出済額240万8,840円、不用額59万8,160円。内訳でございますが、まず7節の賃金で、介護保険認定調査員の3人分の調査回数が見込みより下回ったため。12節役務費で、同じく医師意見書の手数料が見込みを下回ったためでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額4万5,000円、支出済額4万4,731円、不用額269円。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額2億150万円、支出済額1億9,876万6,728円、不用額273万3,272円。給付費が見込み額を下回ったものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額718万円、支出済額703万7,937円、不用額14万2,063円。同じく給付費が見込み額を下回ったものでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしでございます。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億5,200万円、支出済額3億1,530万110円、不用額3,669万9,890円。同じく給付費が見込み額を下回ったものでございます。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしのためでございます。

次のページをお願いいたします。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額120万、支出済額65万5,243円、不用額54万4,757

円。申請者が見込みを下回ったためでございます。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額180万、支出済額49万5,906円、不用額130万4,094円。同じく申請者が見込みを下回ったためでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,510万円、支出済額2,477万8,514円、不用額32万1,486円。見込みを下回ったものでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしのためでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額1,020万円、支出済額758万3,985円、不用額261万6,015円。給付費が見込み額を下回ったものでございます。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしのためでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしでございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしのためでございます。

5目介護予防福祉用具購入額、予算現額36万円、支出済額6万2,791円、不用額29万7,209円。申請者が見込み額を下回ったものでございます。

6目介護予防住宅改修費、予算現額60万円、支出済額43万2,257円、不用額16万7,743円。同じく申請者が見込みを下回ったものでございます。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額144万円、支出済額127万8,500円、不用額16万1,500円。給付費が見込みを下回ったものでございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしのためでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額48万、支出済額39万7,300円、不用額8万2,700円。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,349万5,000円、支出済額1,349万4,238円、不用額762円。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中ではありますが、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時06分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 324ページをお開きください。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、予算現額135万、支出済額128万3,862円、不用額6万6,138円。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算現額84万円、支出済額76万5,000円、不用額7万5,000円。これにつきましては、紙おむつの給付事業でございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、予算現額3,770万円、支出済額3,760万3,548円、不用額9万6,452円。

2 目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

3 目特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4 目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

2 目から4 目までにつきましては、該当者なしのためでございます。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、予算現額1万円、支出済額8,437円、不用額1,563円、これは基金の利子でございます。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費、予算現額136万3,000円、支出済額133万8,493円、不用額2万4,507円。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費、予算現額214万5,000円、支出済額214万613円、不用額4,387円。

3 目総合事業費精算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5 款につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算現額540万円、支出済額540万円、不用額ゼロ。

2 目総合相談事業費、予算現額355万5,000円、支出済額355万5,000円、不用額ゼロ。

3 目権利擁護事業費、予算現額4万5,000円、支出済額4万5,000円、不用額ゼロ円。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

5 目任意事業費、予算現額9万3,000円、支出済額8万円、不用額1万3,000円。これは、家族介護者の交流事業でございます。

3 項介護予防・日常生活支援サービス事業費、1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ、不用額 1 万円。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算現額 26 万 3,000 円、支出済額ゼロ、不用額 26 万 3,000 円。該当者なしのための支出額がゼロになったものでございます。

4 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、予算現額 22 万 2,000 円、支出済額 22 万 1,600 円、不用額 400 円。

5 項その他諸費、1 目その他諸費、予算現額 1 万円、支出済額ゼロ円、不用額 1 万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、予算現額 799 万円、支出済額 783 万 9,012 円、不用額 15 万 988 円。過年度分の精算に伴う償還金でございます。

2 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額 1,402 万 3,000 円、支出済額 1,402 万 2,388 円、不用額 612 円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額 19 万 2,000 円、支出済額ゼロ円、不用額 19 万 2,000 円。

歳出合計、予算現額 6 億 9,808 万 2,000 円、支出済額 6 億 5,109 万 7,992 円、不用額 4,698 万 4,008 円。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 6 億 5,795 万 5,965 円、2、歳出総額 6 億 5,109 万 7,992 円、3、歳入歳出差引額 685 万 7,973 円、5、実質収支額は同額でございます。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 340 ページをお願いいたします。

議案第 20 号 平成 27 年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額 3 万 7,000 円、調定額、収入済額ともに 5 万 2,052 円であります。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額 2,384 万 4,000 円、調定額、収入済額ともに 2,384 万 4,079 円であります。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額 9,087 万 5,000 円、調定額、収入済額ともに 8,795 万 667 円でございます。余剰電力の売電収入でございます。

歳入合計、予算現額 1 億 1,475 万 7,000 円、調定額、収入済額ともに 1 億 1,184 万 6,798 円で

ございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1億766万5,000円、支出済額9,212万5,128円、不用額1,553万9,842円。11節需用費の不用額186万4,755円、13節委託料の不用額258万3,292円につきましては、いずれも緊急点検分として見込んでいた額が不用となったものでございます。

15節の工事請負費、18節備品購入費につきましては、いずれも落雷等による故障箇所の復旧工事が発生しなかったため、支出がゼロとなったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額709万2,000円、支出済額ゼロ、不用額709万2,000円。

歳出合計、予算現額1億1,475万7,000円、支出済額9,212万5,128円、不用額2,263万1,872円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億1,184万6,798円、2、歳出総額9,212万5,128円、3、歳入歳出差引額1,972万1,670円、5、実質収支額は同額でございます。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 350ページをお開きください。

議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額1,963万9,000円、調定額、収入済額ともに1,953万7,900円。

2目普通徴収保険料、予算現額485万3,000円、調定額、収入済額ともに470万9,400円。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,500円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額52万4,000円、調定額、収入済額ともに45万9,948円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,860万7,000円、調定額、収入済額ともに1,860万7,575円。

3目広域連合分賦金、予算現額20万3,000円、調定額、収入済額ともに20万36円。

4目保健事業費繰入金、予算現額20万8,000円、調定額、収入済額ともに20万8,802円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに

1万1,873円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いします。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額68万7,000円、調定額、収入済額ともに68万7,666円。これは、村の集団健診によるものでございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに4万7,900円。

2目還付加算金1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5項雑入、1目雑入、予算現額63万4,000円、調定額、収入済額ともに63万4,000円。これは、20名の人間ドックに対する定額の負担金でございます。

歳入合計、予算現額4,542万4,000円、調定額、収入済額ともに4,510万8,600円。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額18万9,000円、支出済額13万8,846円、不用額5万154円。

2目徴収費、予算現額33万5,000円、支出済額32万1,102円、不用額1万3,898円。1目、2目ともにほぼ予算どおり執行でございます。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,310万1,000円、支出済額4,284万4,575円、不用額25万6,425円。納付金が見込みを下回ったためのものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額167万2,000円、支出済額166万7,104円、不用額4,896円。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額5万円、支出済額4万7,900円、不用額2,100円。

2目還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

次のページをお願いします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額1万2,000円、支出済額1万1,873円、不用額127円。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額6万4,000円、支出済額ゼロ円、不用額6万4,000円。

歳出合計、予算現額4,542万4,000円、支出済額4,503万1,400円、不用額39万2,600円。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4,510万8,600円、2、歳出総額4,503万1,400円、歳入歳出差引額7万7,200円、5、実質収支額は同額であります。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時33分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後1時30分）

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業損益計算書。

1、営業収益、給水収益9,128万5,423円、受託工事収益129万2,760円、その他営業収益10万2,180円、計9,268万363円。

2、営業費用、原水及び浄水費833万1,536円、配水及び給水費942万3,575円、受託工事費119万7,000円、総係費1,952万5,099円、減価償却費7,940万1,680円、資産減耗費ゼロ、その他営業費用8万2,280円、計1億1,796万1,170円、営業損失2,528万807円。

3、営業外収益、受取利息及び配当金4万7,228円、他会計補助金3,376万1,000円、雑収益5万1,550円、長期前受金戻入2,169万5,703円、計5,555万5,481円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費2,616万8,158円、雑支出9万5,760円、計2,626万3,918円。

営業外利益2,929万1,563円、経常利益401万756円、当年度純利益同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,540万8,689円。

平成27年度天栄村水道事業貸借対照表。

資産の部、1、固定資産、有形固定資産、イの土地からトの建設仮勘定まででございます。有形固定資産合計21億6,550万4,227円。無形固定資産、イ、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計同額でございます。固定資産合計21億6,588万7,527円。

2、流動資産、現金預金1億7,323万5,849円。未収金2,515万7,783円、貸倒引当金△406

万3,000円。未収金合計2,109万4,783円。貯蔵品15万6,700円。流動資産合計1億9,448万7,332円。

資産合計23億6,037万4,859円。

次のページをお願いいたします。

負債の部、3、流動負債、未払金、イ、営業未払金235万4,955円、ロ、営業外未払金3,451万3,100円、未払金合計3,686万8,055円。企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,128万8,006円、企業債合計同額でございます。引当金、イ、賞与引当金34万1,086円、ロ、法定福利費引当金6万1,525円、引当金合計40万2,611円。計1億1,855万8,672円。

4、固定負債、企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債9億189万6,164円、固定負債合計同額でございます。

5、繰延収益、長期前受金、イ、国庫補助金1億7,736万943円、ロ、他会計補助金1,480万円、ハ、その他長期前受金7億6,737万2,126円、計9億5,953万3,069円。

長期前受金収益化累計額、イ、国庫補助金△7,532万9,691円、ロ、他会計補助金△799万2,000円、ハ、その他長期前受金△2億4,803万6,234円、計△3億3,135万7,925円、繰延収益合計6億2,817万5,144円。

負債合計16億4,862万9,980円。

次のページでございます。

資本の部、6、資本金、自己資本金、イ、固有資本金2,551万1,489円、ロ、出資金2億4,823万261円、ハ、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金計3億1,981万5,358円。

資本金合計は同額でございます。

7、剰余金、資本剰余金、イ、国庫補助金7,596万6,200円、ロ、他会計負担金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

利益剰余金、イ、減債積立金5,764万703円、ロ、建設改良積立金700万円、ハ、当年度未処分利益剰余金2億2,540万8,689円、当年度純利益401万756円、利益剰余金合計2億9,004万9,392円、剰余金合計3億9,192万9,521円。

資本合計7億1,174万4,879円。

負債・資本合計23億6,037万4,859円。

次のページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業剰余金計算書。

資本金、当年度末残高でございます。自己資本金3億1,981万5,358円、借入資本金はゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございます。国庫支出金7,596万6,200円、

他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円。資本剰余金合計1億188万129円。

次に、利益剰余金。

減債積立金5,764万703円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,540万8,689円、利益剰余金合計2億9,004万9,392円、資本合計7億1,174万4,879円。

平成27年度天栄村水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金が401万756円出ておりますので、減債積立金の積み立てとするものでございます。

18ページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業収益費用明細書でご説明を申し上げます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,690万7,000円、決算額9,858万8,249円、増減額168万1,249円でございます。これにつきましては、水道料が見込みより多かったというふうなことでございます。また、水道の加入者がふえたというふうなことでございます。

2目受託工事収益、予算現額152万7,000円、決算額129万2,760円、増減額23万4,240円の減でございます。これにつきましては、3節消火栓工事請負費が見込みを下回ったものでございます。

3目その他営業収益、予算現額8万1,000円、決算額10万2,180円、増減額2万1,180円の増でございます。これにつきましては、手数料が見込みより多かったということでございます。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ、増減額2,000円の減でございます。存目の計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額6万円、決算額4万7,228円、増減額1万2,772円の減でございます。預金利息でございます。

2目他会計補助金、3,376万1,000円、決算額は同額でございます。増減ゼロ、一般会計の補助金でございます。

3目雑収益、予算現額5万円、決算額5万1,550円、1,550円の増でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減でございます。

5目長期前受金戻入、予算現額2,125万7,000円、決算額2,169万5,703円、増減額43万8,703円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額1,070万7,000円、決算額899万781円、不用額171万6,219円でございます。これにつきましては、4節委託料でございます。緊急の水質検査がなかったというふうなことで不用でございます。5節修繕

費でございます。これにつきましても緊急の修理がなかったことによる不用額でございます。

2目配水及び給水費、予算現額1,199万、決算額1,010万1,355円、不用額188万8,645円でございます。不用額についてでございますが、6節の修繕費が、緊急の修繕がなかったということでの不用が発生しております。

3目受託工事費、予算現額152万9,000円、決算額129万2,760円、不用額23万6,240円でございます。4節修繕費の請け差によるものでございます。

4目総係費、予算現額2,119万2,000円、決算額1,992万4,523円、不用額126万7,477円でございます。主な不用額でございますが、4節の法定福利費が見込みより少なかったというようなことでございます。

次のページお願いいたします。

19節賞与引当金繰入金が見込みを下回ったというようなことで不用額でございます。

5目減価償却費、予算現額8,007万2,000円、決算額7,940万1,680円、不用額67万320円、これにつきましては、1節有形固定資産減価償却費が見込みを下回ったというようなことでございます。

6目資産減耗費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円でございます。

7目その他営業費用、予算現額9万4,000円、決算額8万7,871円、不用額6,129円でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額2,617万2,000円、決算額2,616万8,158円、3,842円でございます。ほぼ予算どおり執行しております。

2目雑支出、予算現額10万1,000円、決算額ゼロ、不用額10万1,000円でございます。2節もその他の雑支出でございまして、過年度使用料の還付がなかったことによる不用額の発生でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円でございます。

2目過年度損益収益損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円でございます。

4項予備費、1目予備費、予算現額18万2,000円、決算額ゼロ、不用額18万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業資本的収入及び支出の明細についてご説明を申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額3,500万円、決算額1,770万円、増減額1,730万円の増でございます。これにつきましては、石綿セメント管更新事業の繰り越しによるものでございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額830万5,000円、決算額783万円、増減額47万5,000円の減でございます。これにつきましては、消火栓配水管布設の負担金でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額、決算額、増減額ゼロでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額7,860万9,000円、決算額5,613万8,800円、翌年度繰越額2,043万6,000円、不用額203万4,200円。翌年度繰り越しにつきましては、石綿セメント管の更新事業でございまして、工事費の翌年度繰り越しでございます。そのほか、1節の工事請負費につきましては、請け差によるものでございます。

2目固定資産購入費、予算現額514万7,000円、決算額511万160円、不用額3万6,840円、これにつきましては、中央監視盤の更新でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額7,824万9,000円、決算額7,824万8,036円、不用額964円でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） これより各会計決算順に質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第8号 平成27年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 11ページ、歳入の2項固定資産税で、現年課税分の不納欠損額が5万200円となっておりますが、これについて詳しく説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

固定資産税のほうの不納欠損額の5万200円でございますが、こちら現年分ということで、こちらは土地家屋を所有していた方の不動産、こちらのほうが、親族等が相続放棄によりまして放棄されたということで、こちらのほうにつきましては、相続人がいないということで、現年度分を不納欠損というふうな形で負っていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ不納欠損ということなんですけれども、じゃ、その放棄された土地というのは、どこか売却とかいうことで、そこから回収するとかという方法はなかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

[税務課長 内山晴路君登壇]

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

先ほどの相続放棄の関係につきましては、こちらのほう相続放棄ということですので、改めて課税される物件に対して裁判上の手続を踏んでから納税義務者を定めまして、それから新たに課税というふうな形で処分対象というふうな形にとっていきたいというふうにご考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そのほか不納欠損額なんですけれども、村税で62万7,000円ということで、改めてお聞きいたしますが、この不納欠損の判断基準をちょっと説明していただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

[税務課長 内山晴路君登壇]

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

税務のほうの場合ですと、地方税法に基づきまして、滞納処分の停止というふうなことがございまして、こちらのほうの処分要件に該当するものに関しまして不納欠損というふうな形をとらせていただいております。その要件としましては、滞納処分をする財産がないとき、生活困窮させる場合がある場合ですとか、あとは所在不明な方、そういった方がいる場合、あとは処分停止、なかなか所在がつかめなくて、どうしても確認がとれないといった場合には、処分停止以後3年経過後、不納欠損というふうな形をとらせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 不納欠損、これ毎年幾らかあるわけですが、苦しくても一生懸命払っている方もいらっしゃると思いますので、税の公平性の観点から、簡単に不納欠損、なるべくしないように、しっかりと取り立てるということを行ってください。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 13ページの地方消費税交付金という、これ1億759万4,000円来ているんですけれども、これ事業者の消費税8%を納めたやつ2%か何%来るやつなんですか。細かく説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

12ページの地方消費税交付金についてのご質問でございます。

我々ふだん消費税と言っているもの、8%でございますが、これを細かく見ますと、消費税と地方消費税と2つに分かれております。消費税が8%のうち、消費税が現在は6.3%、残りの1.7%分が地方消費税となっております。この地方消費税につきましては、県税ということで、県のほうに配分されます。この1.7%のうちの残りの半分、半分は県のほうの歳入となりまして、残りの半分を市町村に人口割、事業者割等で配分されます。それが今回ここで計上しております地方消費税交付金という形になっております。

これが、昨年度は1億700万円ほどでございますが、消費税が5%の時代、毎年5,000万円前後でした。平成26年4月1日に8%になってから、それまで26年3月まで5%のときは、地方消費税が1%割でございました。1%の2分の1が県から市町村のほうに配分されておりました。それまでは、その使い道に特段制限はなかったわけでございますが、4月1日以降、もともとの1%の2分の1につきましては、使い道は指定はないんですが、新たに上がりました0.7%分の2分の1、これにつきましては、社会保障財源化ということで、社会保障の4経費、年金、医療、介護、あと少子化に対処をするための施策に要する経費というふうなことで、使い道が指定されております。

それで、27年度の決算では、総額1億700万円のうち、使い道が制限されないものが約6,000万円、あと、使い道が制限されるものが約4,700万円、村のほうに歳入として入っております。そのように使い道の制限があるものにつきましては、今申しました少子化とか、年金、医療、介護、そのほうに充てて、村のほうで執行しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、これ1.7%が県と市町村で折半するということは、県が半分とって、残りの全部59市町村で分けるということ。すると、その中の事業所分と人口割でこっちに来るということ。これ県に来るのは何ぼぐらいなんですか。わかりませんか。わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 139ページ、小学校費の11節電気料、これ551万7,412円となっているんですけども、これは小学校4校ですよ。中学校2校で686万というのは、これ半分しか、2校分しかないのにこんなに金額、ちょっとおかしいと思うんですけども、お答えをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

小学校の電気料、あと中学校の電気料でございますが、中学校管理費における電気料でございますが、こちらは村立中学校の2校の合計となっております。

なお、電気料がかさんでいる要因といたしましては、平成23年度に改築いたしました天栄中学校校舎におきまして、オール電化方式を採用しております。その関係で、通常期でも月20万円台、冬場においては月70万円台と、年間約500万円の電気料を支出していることが挙げられます。

なお、各学校とも節約には十分努めておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ソーラーパネルつけていますよね。あれ小学校も中学校も全部ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

村立小中学校、各校ともソーラーパネルのほうは設置されております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ソーラーパネルつけて工事費やって、電気料は安くなったんですか、これ、前から比べて。ちょっとその辺、説明できますか。何ぼ電気料安くなったんだか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

ソーラーパネルをつけた当時とその後については、今、即答ちょっとできかねますけれども、当時、私が天栄中学校にいたころは、天栄中学校のほうは、大体電気料が200、普通の小学校ぐらいの電気料でありました。ところが、先ほど課長が申し上げましたように、新しい校舎になりましてオール電化、特に冬は、ストーブが全て電気なものですから、暖まるまでかなり時間がかかる等々で、かなり電気料が高いというようなことで、私も昨年度、再度それをもう一度確認するよというふうなことで、電気料を無駄に使っているんじゃないかということで中学校のほうに確認しましたら、夏場もクーラーはあるんですけども、クーラー等もできる限り使わない、節電をしてもそのぐらいかかるというような現状なんです。

ですから、これについては構造上、やはり冬のストーブ、電気、これがかなりかかるというようなことで、この辺については、今後、もうでき上がっているものですから、その辺ちょっとどういうふうな形にしたらいいのかなというようなことで、実は教育委員会のほうでも若干頭を悩ましている点でございます。

なお、前との比較については、お許し願えれば、後で積算してお知らせしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ湯本中学校のほうは寒いと思うんですけども、湯本中学校の暖房はどうやっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

湯本中学校の場合については、暖房については石油で対応しております。ただ、湯本中学校においても、当初、天栄中学校が新しくなる前の旧校舎、旧校舎の場合、湯本のほうが天栄中学校より人数は少なかったんですけども、やっぱり電気料等はかかっていた。やはり新しいというようなことがございますから、そういうふうな経過がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） でも、これはオール電化にしても月70万の電気料というのは、相当高いと思うんですけども、ソーラーパネルつけて、前と比べてどのぐらい安くなったとかわからないんですよ。これどうも理解に苦しむというか、オール電化で、冬は例えばファンヒーターかなんかでやるとか、意味はなくなっちゃうんですかね。これちょっと異常でしょう、月70万の電気料は。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

先ほどもお話ししましたように、天栄中学校の年間500万というのは、本当に非常に大きいと、金額が。そういうようなことで、先ほどもお話ししましたように、これどういうふうな形なんだというようなことで、先ほどもお話ししましたように、天栄中学校のほうに詳細について確認はいたしました。

ところが、やはり先ほど課長のほうから説明したように、例えば、前はなかった消雪のための電気関係、そういうふうなものもございまして、それも、今年の冬については、そんなに雪は降らないんだからということで切っていただきました。それにしてもやはりかかるんです。

ですから、これは何度もお話ししますように、当初、天栄中学校が設計のときに、やはりそのぐらい電気がかかるような設計になっているのかな。それで学校のほうでは、これも再三お話ししますように、決して無駄遣いをしているわけではないんです。それで、500万円というふうな電気料は、これはすごくおかしいということで、私らのほうも何回も何回もお話を学校のほうにさせていただきまして、学校については、本当に極力、その電気料については小まめに節電をしている状況でもこのような形なので、再度、もう一度天栄中学校については、その辺のところを検証いたしまして、それでもこのぐらいかかるのかどうかという

ようなことを、検証はして参りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、特定の学校ばかりそういうふうにしては、建物が建っちゃったからしょうがないと思うんですけれども、ただ、無駄を省いて、例えば建設課のU字溝足りないからそういう、欲しいところいっぱいあるんでしょうね。だから、その無駄を消すようにということで、私はこれ余りにも差があったものですから質問したんですけれども、ただその辺はもうちょっと、月70万というのはすごい電気料だと思うんです。その辺をちょっと考えながら、教育長さんからよく校長先生に言って節電してもらうように、10万でも5万でもいいでしょうけれども、70万、ちょっとかかり過ぎのような気はするんですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 61ページ、天栄村高齢者タクシー利用助成事業委託料であります、これ27年度の12月から、27年度中4カ月で登録者というんですか、利用者が2名ということでしたが、27年度、幾らぐらいの予算で計上していましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの高齢者タクシー利用助成事業委託料につきましては、160万円を計上していたということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この5,640円というのは、その2名の利用した金額ということでしょうか。

また、今年度、28年度幾らぐらい計上していますか。あと、今現在、登録者数ですか、それをお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

28年度につきましては、23万円を計上しておりまして、28年度、バスの利用につきましては10件、タクシーの利用につきましては、ただいま1件の申し込みをいただいて、交付しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、137ページ、一人暮らし高校生生活支援金なんですけど、何名の方がご利用したかお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

一人暮らし高校生生活支援金の人数でございますが、合計8名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ちょっと少し聞きたいんですけど、本所分と支所分で何名とかというのわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

内訳でございますが、湯本地区6名、本庁地区2名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

次、43ページ。

緑の分権事業農作物販売代金144万7,744円、これちょっと内容を聞かせてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ハウスにおいて栽培しましたレタスの販売代金の収入でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 当初の日に、私、一般質問で栽培研究会とかブランド推進協議会のやつでいろいろ質問したんですが、担当課長からは、助成金の問題ですね、これ、63ページの備考の内訳の欄をちょっと見たんですけども、天栄ブランド化推進事業補助金が150万というのは私は聞きました、補助金を出しますということで。ブランド化に対してのこの中身がわからないんです。これ天栄ブランド購入補助金68万6,812円というのがあるんですけども、これはどういうふうなものか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

天栄ブランド購入補助金につきましては、村の3大ブランドである天栄米、それから天栄長ネギ、天栄ヤーコンを道の駅から購入した方々に、2割を割引するというような制度でございます。その合計額が68万6,812円ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） ブランドはヤーコンとネギだけですか、これは。ご確認ください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

3つのブランド、天栄米、それから天栄長ネギ、天栄ヤーコン、この3つでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私が聞いたかったのは、前はブランド推進協議会に出した150万というのは聞いたんですけども、結局、だから米に対しても幾らかは出ているということなんです。買入れして、何%か戻すという形の意味なんですか、これ。

ちょっとそのやり方の中身、仕組みをちょっと教えてもらいたいですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

生産者に対する補助ではなくて、その米、長ネギ、ヤーコンをお買い求めした方に、2割割引をするということですので、お買い求めをした方が2割分の補助を受けているという形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これは、季の里を利用しての購入者に対しての補助という意味ですね。わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 11ページの、この収入未済額についてお尋ねします。

固定資産の収入未済額が1億を超しておりますが、これらの要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

固定資産税の収入未済分ということで、こちらの方々の状況でございますが、固定資産税のほうは、まず遠方者の方といたしますか、そっちのほうですと、まず関東方面の方とか、なかなか連絡がとれない方、あとは、中には村内の方、県内の方というふうな形でいらっしゃるんですが、なかなか連絡がとれない方の滞納者がいるということと、あと、相続放棄とかそういう部分のこともございますし、相続人がなかなか見つからないという方がいらっしゃいまして、そういう方の調査に時間等がかかります。そういう方の調査の部分で、若干ちょっと時間がかかっているというふうなこともございます。

あと、金額的にちょっと大きい方がございまして、そちらの滞納の方には長期的な返済計画を立てていただいて、少しずつ納めていただいているというふうな状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、これは別荘地が多いということなんですか。普通の一般の村民の固定資産税というよりも、そういった別荘地だけの会社関係が多いというようなことに理解していいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、収入未済の方々がこういった方々がいらっしゃいますということでも申し上げたところでございます。

収入未済の中身につきましては、金額が大きい方がございまして、法人の方でありますとか、個人の方でありますとか、そういった方が中にはいらっしゃいますので、具体的に何社かというのはなかなか申し上げられませんが、内容的には個人の方と法人の方というふうなことでご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 一般の村民についてはそうはないと思うから、別荘地や何かが多いのかなと思った。だから、その要因は別荘地のほうが多いから別荘地でいいんですが、会社関係とか言えたらいいんですが、とにかく、金額が余りにも多過ぎます。ひとつ回収に頑張っていたきたい。

続いて、もう一つお尋ねします。

入湯税があるんですね、これ。収入未済額241万3,055円ありますが、これ、入湯税というのは、お客さんから各もらっているんでしょう、各温泉施設の関係で。ですから、何でお客さんからもらっているにもかかわらず、こういうふうが多いのか。これらの入湯税の収納といたしますか、これをいただくのは毎月もらうのか、まとめてもらうのか、どんなあれをして

おるんですか。これは消費税と同じく納めるということなんでしょう、税金ですから。その回収方法については、今までどうやっていたんだか。余りにも金額が多いものですから、どういう回収方策をとっていたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

入湯税につきましては、事業者様からの申告納付というふうな形になりますので、基本的には翌月に申告をしていただきまして、その月の翌月に納めていただくというふうな形をとっております。

ただ、その事業者の方々が、場合によっては遅れてしまったりとか、そういった場合もございますし、また、なかなか思うように事業がうまくいかなくて、なかなかそちらまで手が回らないというふうな部分もございます、そういった方々の滞納といえますか、そういうふうな状況にはなっております。

こちらの回収方法としましては、まず業者さんのほうにご連絡を差し上げまして、納付交渉を行いまして、分割納付というふうな形でもお話はしております。

その中で、なかなか納められないといった場合には、こちらのほうで出向いて訪問徴収というふうな形、場合によっては差し押さえというふうな手続をとらせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 徴収方法については、翌月収納すると、納付するという形が基本的なんです。9月の場合には10月に、9月いっぱいの方は10月に。この未済額は、遅れている中でも回転はしているんでしょう、もらえないというふうな話もあるんですけども、もらえないというのはちょっとおかしいと思うんです。普通だったら、言葉は悪いが業者さんは詐欺師かペテン師というか、横領といいますかね、もらった金を納めないで使っているということですから、普通とはわけが違うと思うんです。

ですから、とれないというのは、ちょっと毎月しながらとれなくなっちゃったというのは考えられにくいんですが、やはり徴収方法に問題があるんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。問題は、今までのやり方、こういうふうにもいつも結構あるんです。この入湯税の。回転はしているんですか、固定化はしていないんですか、どうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

事業者さんのほうには、できるだけ納めていただくように、こちらのほうからもその都度ご連絡を差し上げたりとか、訪問したりですとか、そういった対応はしております。

ただ、事業者さんのほうも、銀行さんからの借り入れがあったりですとか、債務のほうが多くてなかなか手が回らないというふうな場合もございますので、そういった資産の状況までこちらのほうで調査しまして、その中で対応を図っているところでございます。

先ほどもご質問の中で不納欠損、処分停止というふうなことでお話ししましたが、生活困窮、もしくは事業の停止というふうにならないように、こちらのほうである程度状況を踏まえて納付交渉を行っているような次第でございます。

できるだけ資産調査をして、できるものについて滞納処分をするというふうな形では行っておりますが、なかなか資産のほうで、資産といっても金銭です、金銭のほう、なかなか納められる状況でないということなので、その辺の状況を踏まえて対応しているようなところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） どうも話がかみ合わないんですが、今聞いたのは、不納欠損額のどうのこうのじゃなくて、資産をどうのこうのじゃなくて、未収決済額が多いから、これも長期延滞固定化されてなくて、2カ月なり3カ月なり過ぎながら、固定化しないで回収されているのならいいんですが、固定化されている場合には、きちんとした、何と申しますか先ほども言った資産の凍結なり、そういうことはしなきゃならないと思うんですが、これは回転しているんですか、固定化しないで結構回っているんですかと。ここに金額が余りにも多いんですが、固定化しないで、それなりに回収されて動いてはいるということなんですか、どうなんですか。そこをお尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

固定化しているのかというふうなお話ですが、1件は休業しているような状況でございます。1件については毎月分納していただいているということで、何年か分かの入湯税が未納になっているというふうな状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、1件だけが固定化ということで、ここにある収納未済額については、固定化はされていなくて、1カ月遅れとか2カ月、3カ月遅れながらも収納していると、納付いただいているというふうに解釈とっていいんですね。どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

1件のところが残っております。そちらが固定化されております。もう1件のほうが休

業状態というふうなことで、それ以外のところにつきましては、固定化はされていないというところでございます。ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何件かの固定化はあるということなのですが、その1件、2件というのは、金額が大きいわけじゃないんでしょう。だからどうも、この250万近くの金が1件や2件で持っているわけじゃないんでしょう、これ。1件や2件で持っているんですか。動いているということは、何件もあって、ほかはきちんと遅れていながらも回収していると、納付されているということなんですか。それとも、その1件、2件というのは、この2人で占めているんじゃないんでしょう、これ、250万。どうなの、その辺なんですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

[税務課長 内山晴路君登壇]

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

その2件で、ほぼ全額に近い形で未納にはなっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） わけわからなくなってきました。2件でこんなにもあるというのは、ちょっと考えられないですね。未納欠損額の16万7,000円くらいは、大体は私らも今、感づいたんですが、こうだろうと思ったんですが、これが2件でこんなに。

これはあれですね、村長、これはこのまま課長で任せておけるような問題じゃないんじゃないですかね。どうなんでしょう。2件で240万でこれ回収できそうもないというような回答なんです、どうなんですかね、これ。存続するも執行部としても考えなきゃならないんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、その残についてはしっかりと納付いただけるように働きかけをして参らなければ、他の温泉旅館に対しても公平性がとれませんので、そこはしっかり対応して参りたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 回収していただけないと、本当にこの金額を2件でこんなに納めないでおいたのでは、ほかの業者に対しても、かなり問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

この辺にしておきますが、ただ、どうも税務課長、ちょっと俺、もう1回あんたに聞きたいんだけど、最初、5番議員が質問した中で、不納欠損額の5万200円、これ裁判やっ

てもらおうというようなことになれば、不納欠損金にならないんじゃないの。どうなんですか。もらう可能性がないからこそ不納欠損金に上げたんじゃないの。どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

今の段階では納税義務者が発生しておりませんので、一度、処分停止といたしますか、不納欠損というふうな形で落とさせていただきまして、改めて民法上の手続を踏まえて、新たに納税義務者という形で民法上で規定させていただいて、その中で課税権を発生させて処分をするというふうな形になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これについては回収する考えなんですね、これ、最後までやるということなんですか。どうも大丈夫なの、これ。民事裁判起こして、裁判やって、回収するならいいですよ。裁判やってどのぐらい、この5万200円の金もらうのに、裁判費用幾らかけるんだか知らないですが、そこまでやって回収するというなら、それはそれなりの考えなんだろうが、どうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

失礼いたしました。まず、一旦これを不納欠損したいということで、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 77ページの天栄ホーム用地購入費というふうに、これありますけれども、この用地を、天栄村の持つ要するに費用というのは、用地は天栄村で持つというふうなことを聞いています。あと30床の増設をするということは、我々聞いているんですが、造成費というのも天栄村で持つようになるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

77ページの繰越明許費3,132万円がございしますが、これがその造成工事費ということで、今年度に繰り越している部分でございします。これに不足が生じておりまして、6月にこれにプラスの補正をしております。ですから、造成費は村が持つというふうな形になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 造成費も村が持つということですね。

それで、建築費は、いわゆる岩瀬福祉会が建物のほうは持つんだということを聞いているわけですが、この岩瀬福祉会の中身なんです、我々、現在ある天栄ホームの岩瀬福祉会の構成は、須賀川市、鏡石町、天栄村というふうになっていますが、今回の新しい建物についても、この1市1町1村が費用を持つということによろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

構成市町村全部で持つかどうかというのは、すみません、つかんでいなかったんですが、一応天栄村からは1億出すというふうには、補正するというふうには予算は組んであります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） どうも私、1億という話、ちょっと初めて聞くように思うんですけども、これは建物の金として1億を出すということなんですか。この土地代とかなんかも全部含んで1億出すという意味なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 1億は、当初予算で3月の議会で承認をいただいていると思うんですが、建物分でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 建物は、総額どのぐらいの予定で建築費は組んでいるのでしょうか。それと、その構成市町村での負担割合はどのようになっているのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

議案審議の途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

（午後 2時56分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時15分）

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 失礼いたしました。

天栄ホームの建物の建築費用でございますが、4億1,600万で、助成等につきましては、先ほど言いました天栄村が1億円、あとほかの市町村はございません。そのほかに岩瀬福祉会のほうで申請しまして、県の補助金が一応9,000万、残りにつきましては岩瀬福祉会のほうで借入金をするというふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと最後のほう聞こえなかったんですが、県のほうの4億1,600万で天栄村が1億円、県の補助が9,000万で、残りは岩瀬福祉会で要するに分割で払っていくみたいな話ですか。

〔「要は金融機関から借り入れ」の声あり〕

○7番（渡部 勉君） 金融機関から借り入れということですか。いわゆる構成市町村が、あと別に持つということはないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 今回の増床分につきましては、天栄村だけの負担というふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が申し上げたいのは、いわゆる岩瀬福祉会が今後支払っていく分、3億1,000万ぐらいになるんですか。その3億1,000万は、いわゆる須賀川市と鏡石町と天栄村と3等分して払っていくみたいな形になるんでしょうか。岩瀬福祉会が払うということはどういうことですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

岩瀬福祉会はあくまでも介護保険法上の事業所の一つというふうになっております。ですから、介護保険で利益を上げていただいて、その利益の中から返済していくということになりますので、その借入金を各市町村が負担するというものではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 岩瀬福祉会の構成はやっぱり1市1町1村で間違いないですね。須賀川市も当然入っているという計算でいいわけですね。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

今現在、岩瀬福祉会が経営しております特別養護老人ホームにつきましては、鏡石町の鏡

石ホーム、須賀川市の長沼ホーム、天栄村の天栄ホームの3カ所になっております。ただ、役員の構成等につきましては、須賀川市さんも入っていますので、議員がおっしゃるように、須賀川市、鏡石町、天栄村で役員が構成されております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 最後にもう一つだけ伺いますが、いわゆる建物の図面や何かはまだできていないということなんですか。30床ということだけが示されているんですが、我々は図面とか何かというのは見たことないんですけれども、ここまで来てできていないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 建物に関しましては、岩瀬福社会のほうで設計委託をしている状況でございまして、ほぼ図面はできつつありますが、まだ完成品には至っていないというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ここまで来て完成していないというのも変な話、ここまで工事も進んでいて完成していないというのもおかしい話なんですけど、完成した暁にはぜひ議会にも提出してください。

以上です。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の老人ホームのことについてお聞きしたいんですけれども、115ページですね、これに対して、老人ホームに対して私のほうに内部告発みたいなものが来て、村長に前に見せたことがありますよね。それに対してちょっとお聞きしますけれども、その30床ですか、増額するということに対して今、7番議員さんの質問では、天栄村が1億円、そしてあくまでもあとは福社会とかいいますけれども、そうするとこれは単独で1億円出すのは天栄村だけということですよ。この30床のこれに対して、そこに入れる人員の歩合はどのようになっているのかお伺いしたいんですけれども。例えば、優先的に入れるのとか。それとも、今まで同じく鏡石、長沼、須賀川のホームと同じくその中で鏡石の人も入れる、長沼の人も入れる、須賀川の人も入れる、そういう状態なのか、それとも天栄村の人、優先的に入れるのか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

増設する30床のうち全てということは、なかなかそれ難しいんですが、極力天栄で出資しているものですから、助成しているものから、多く天栄の村民がそこに入れるようにという話をしております。ただ、はっきりまだそのうちの何床が、じゃ天栄村だということまでは話はしておりませんので、今後建築が進む中で岩瀬福祉会とそういった話をしながら、ただ、先ほども話がありましたように、県からの補助金9,000万も出ているというような状況でございますので、その辺も踏まえながらこの交渉をして参りたいというようなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その中で、天栄の村長さん、岩瀬社会福祉会の評議員にはなっていないが、天栄ホームに対しては村の税金を投入している以上、口を出すためにも参加要請すべきだと、それは可能なのかという、こういう投書がありましたので、それは可能なんですか、可能でないんですか、評議員に。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

現在、首長が役員になるかどうかというのは、ちょっとつかんではないんですが、現役員及び評議員の名簿を見ますと、首長さんが役員等になっているという状況ではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これも村長さんに見せたから、あとこの問題に対して、君島所長というんですか、それで話の内容はしたんですか。しました、どのような話の内容でしたか。これ全部読むと大変だから。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

施設長とは、今、議員がおっしゃったように、投書の件でお話をさせていただきましたが、あとは個人的な名前が出てくるものから、ここでは控えさせていただいた中で、その経過についてはお話をさせていただければと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 投書で一般質問でやってくれということで、一般質問でやるべきものでないと思って、村長さんと所長さんにはこの投書はコピーして置いてきましたけれども、その内容はどこまで事実だか私も確認はしていないんです。ただ、ここに要するに、気になったようなこと何点かありましたからお聞きただけのことであって、別に評議員とかそう

いうのに入って、やっぱり口出すとかそうじゃなくて、評議員そのものがどういうことを評議員というのはやるのか、そのこと自体も私はっきりよくわからないんです。評議員というのはどういう方が評議員になって、評議員というのはどういう仕事をするか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

今現在、当村から評議員として挙がっている方が3名でございます。3名とも民生委員さんでございます。あと、岩瀬福祉会の規約を見ますと、評議員につきましては、評議委員会の権限ということで予算、決算、基本財産の処分、予算外の新たな義務の負担、また権利の放棄、定款の変更、合併、解散、その他この法人の業務に関する重要事項を理事会において必要と認める事項を審議するというふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何かハローワークに提出している求人募集に対して、4.2カ月の賞与と3.7カ月の賞与があるというのですけれども、これどちらが正解なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 今のご質問は、岩瀬福祉会の求人のことだとすれば、申し訳ないんですが、私としては把握していないので、今この場ではお答えできません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、次に移ります。

115ページ、13節のため池詳細モニタリング調査業務委託料、2,548万8,000円となっておりますけれども、確かこれ12カ所でしたよね。そして、その調査は終わったんですか。終わったならば、終わった結果はどのようになっているんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

12カ所の調査は終了をいたしました。12カ所行ったところ、一番、池の底の泥の放射性物質の濃度を測定をした結果でございますが、この中で必ずやらなければならないという池が、12カ所全てやらなければならないという結果になりました。28年度につきましては、そのうちの3カ所を実施するというところで現在作業を進めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、12カ所のうちに12カ所やるようになりまして、3カ所だけは終わったということですね、3カ所終わったということですか。終わったならば、結果

も教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

12カ所全てやる必要があるという結果が出まして、28年度、本年度にそのうちの3カ所、実際に工事に着手をするということでございます。まだ工事が終わった箇所はございません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、これはまだ終わっていないということですね、工事は。もう決算だから終わっているのかと思った。

じゃ、次、117ページの19節の天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金257万8,000円、このときに確か3月の議会のときに、わなでイノシシをとったときに、わなの人は一銭も金もらえなくて、猟友会が来て猟友会が射殺したときには、猟友会が3万の金をもらえるんだけれども、結局はわなをかけてイノシシをとった方には一銭も入らないと、それでは不公平じゃないかということで、そういう苦情も村長さんも聞いておりますということなんですけれども、その後改良してみますという、村長さんはそういう答弁でしたけれども、どのように猟友会と鳥獣会の協力隊ですか、どのような話が進んでいるのかお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

有害鳥獣捕獲実施隊との協議の結果、協力員が設置をしたわなにイノシシが入った場合ですが、それにつきましては、協力員に1万6,000円を助成をするということで、実施隊は2万円、合計、今年度ですと1頭当たり3万6,000円の助成となるわけですが、そのうちの1万6,000円が協力員のほうに支払いになって、残り2万円が実施隊のほうに行くというふうに分けて支出をするというようなこととお話をさせていただいたところです。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、協力隊のほうにも1万、今4,000円と言ったのかい。

〔「1万6,000円」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 6,000円。あと今度は今までの3万だったのが3万6,000円になったわけですか。2万6,000円。猟友会のほうには2万、そして協力隊のほうには1万6,000円ということで話をついたということですね。じゃ、わかりました。

私の質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、109ページの19節負担金、補助及び交付金の中で、行政区協働の里づくり交付金が決算して上がっております。先ほどの説明ですと、今年9地区が予定して予算に上げておいたけれども、5地区しか実施されなかったと言いました。大変これいい制度で、村では何年か前から始まっておるわけですが、以前にもこのことで質問したことがあるんですが、どうしても予算に上げておいても不用額でかなりの金額が上がってきちゃう。もったいないと思うんですね、いい制度であっても。だから、これは村民の方、とりわけ中心になる区長さん方あたりに、その内容がよく理解されていないのか、どうしてこの取り組みをいい制度なのにやらないのか、やった地区はどのような工事で、5地区はどんな工事にこれをやって実施したのか、その点を含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

議員のご質問のとおり、区長さんを通じまして、当初の1月に駐在員会議がございます。その際にも駐在員さんにはお伝えをしております。5月ごろに再度、区長さん宛にこういういい事業があるというようなことで文書を発送いたしました。その後何名かの区長さんがおいでになりまして、稲刈りが終わった段階には何件か要望を挙げていきたいというようなことの返事でございますので、もう少し時間いただきたいと思います。

あと、5地区……

〔発言する声あり〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） すみません。文書的には今年の5月にも発送はしております。

〔発言する声あり〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 5地区の内容でございますが、小川、中部、南部、飯豊、沖内の5地区でございます。主なものは、ほとんど水路の補修でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この事業に対する総額は50万円で、そのうち、以前は七、三で、現在は九、一ですね。九、一のままで、それでよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

創設当時は65%の補助でございます。現在は90%の補助でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これは、その1割の負担金が地元負担ということですが、今、事業で

やっている中山間地、それから多面的機能の事業をやっている地区は、その1割はそこから確か補填できるから、すぐ取り組んだほうが良いというような話がまとまるようなんですが、たった1割であっても、そういうふうな補填する金額が各家庭から出るとなると、取り組む行政区もきっと二の足踏むのかなというような気がしますが、その5地区は全て多面的機能と中山間地の事業に取り組んでいる行政区ばかりですか、その5地区は。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今申しあげました5地区については実施しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これは行政区が村で20もあって、たった1年当たり5地区しか取り組みをやらないというのは、もったいないこの事業だと思うんですよ。いい制度であって、村でこれ何年になるんだか、ちょっと把握をしておりますけれども、何で区長さんが取り組みに積極的にならないのかというような原因は突きとめたことはございますか。何か書類を提出しなくちゃならないはずだから、その書類をつくるのに区長さんが何かなかなか二の足踏むのかな。それから、どんな仕事をやればその50万以内で取り組みやすいのかなというようなことも、やはり建設課あたりで、こういうような仕事が50万以内ならやりやすいし、地元でこういうので困っているはずだから、ぜひ区長さん、これを取りまとめてやってくださいよというような指導をしなければ進まないと思うんですよ。ですから、そのような点も勧めてやったらどうかと思うんですが、その点はどうお考えでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

駐在員会議等では説明が不十分なのかなというふうなことで、同じ話の繰り返しになりますが、今年再度、区長さんをお願いするというようなことをしたものですから、また周知徹底を図っていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これは27年度の決算ですから、今年度、28年度はこれから確か来年の3月31日までの間に農閑期になると取り組むこともできるでしょうから、ぜひいい制度だから勧めてもらうようお願いしたいと思います。

それから、次に移ります。もう1点お願いします。

115ページのやはり19節の負担金、補助及び交付金の中で、ちょっとこの文言で内容がわからないものですから、東日本大震災農業生産対策交付金とその下の営農再開、これどっち

かは確か仮の配賦が入っているのかなと思うような気もしないが、その2点を詳しい説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、営農再開支援事業補助金につきましては、仮の補助でございます。その上の東日本大震災農業生産対策交付金でございますが、これは肉牛組合が購入した稲わらを丸くロールベアラー、それからラッピングマシン、それぞれ1台の購入について補助したものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、営農再開の仮の配賦については、27年度も各農家さんに配賦になりましたけれども、28年度も配賦になったんだっけか、これいつまで無償配賦になる可能性があるんでしょうか。それから、その上の、今の震災のロールベアラーとか何とかというのは、それはどこで機械を置いてどのように使用してというような管理そのものはどういふふうに扱っているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

営農再開支援事業のいつまで続くんだというようなご質問でございますが、これも県の補助事業でございますので、県の動向によってというお答えになるかと思いますが、県のほうで何か策定をしております風評・風化対策強化戦略というのがございます。それに基づいてこの事業を実施されているところでございますが、この戦略の取り組み期間が、まずは平成29年度までというような期間が区切られております。しかしながら、環境の変化に応じてそれはまた延長になるというような注意書きもございますので、現時点ではいつまでということとは正確には申し上げられないというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、購入機械の管理につきましては、肉牛生産組合の代表の組合員の方の倉庫といえますか、作業所におきまして管理をしているというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 43ページお願いしたいんですが、雑入の中で太陽光発電余剰電力売買収入というのがあるんですけども、この太陽光はどこに設置したところの電力料でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

1 番議員ご質問の太陽光発電の売電のほうでございますが、各小学校・中学校及び生涯学習センターに設置しております太陽光の売電料でございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北嶋正君。

○1 番（北嶋 正君） わかりました。もっと収益があるのかと思っていました。

では、83ページなんですけど、19の負担金の関係で、ここに561万5,250円の不用額が出ておりますけれども、当初予算との見積もりの関係でどういうふうなあれだったのかなということで、余ったのはいいんですけども、その関係の説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

19節の561万5,250円の不用額の意味だと思っておりますが、施設型給付費としまして予算を459万ほどとっております。この施設型給付費というのが、村民であって村外の保育所に預けている場合、それに対して給付をするというものでございまして、昨年度はそれがなかったがために、その金額が全部不用残となったものでございます。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第9号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 決算特別会計の中で余剰金が1億円出ておるといことでありますが、それについてどういうことでそれだけの余剰金が出たか、具体的に説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

178ページをご覧ください。

9款繰入金、1目の一般会計繰入金ということで、すみません、その下です、2項基金繰入金、1目国保基金繰入金ということで予算を組んでいるんですが、これが中身につきまして、昨年12月に要は医療費が足りなくなるということで、3,000万の補正をいたしました。その後、今年3月の議会でまた3,000万の補正をしまして、基金を6,000万ほど取り崩すという予算を組んだわけでございます。予算の執行に伴いまして、6,000万をそのとおり基金を取り崩したわけでございますが、結局、見込んだとおりの医療費がかからず、そのまま基金の取り崩しの分が残ってしまったということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 12月に3,000万、それから3月に3,000万、基金を取り崩して入れたと。それは医療費の見積もりということで入れたということですが、結局3月の時点で締め切るといことで、合計1億円余剰金が出たと。その積算にかなりの開きがあるといことで、本当きちんと計算できていたのかどうかというのが大変疑問であります。その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

通常、2款の保険給付費の分が全て医療費というふうになってくるんですが、2カ月おくれで支払うというふうな形になっております。ですから、診療分でございますと、毎年3月診療分から翌年2月診療分までが1年度ということで支払うという形になっております。ですから、毎年、昨年でございますと、27年の3月診療分を27年の5月に支払っているといことで、支払いについては5月から翌年の4月までで1年間払っているわけなんです、昨年の5月に払った金額、一般被保険者の療養給付費だけでございますと、5月に払っているのが月

4,000万の医療費を払っています。その次の月も3,700万、その次も3,500万というふうに、当初見込んだ金額より最初の出だしが大幅に増額したということで、このままでは足りないということがありまして、その試算した結果が先ほど申しあげました12月の補正、それでも足りないということで3月の補正というふうになってきたんですが、結果的に後半の部分、要は1、2、3、4で払っている金額が全部3,000万以下になってしまったというふうなことで、月によって2,000万前後も医療費が上下してしまったということがございまして、結果としては見込み誤りだったということになるんですが、当時はそういう試算で基金を崩さなければ間に合わないという算定に至ったわけでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 私はぱっと見て、今回議員の改選がありまして、共産党の議員がいなくなったんですけども、あの方がライフワークとして国保基金取り崩して、その分国保税安くしなさいとずっと言っていました。天栄村もその意見に賛同してやっているのかなというふうな見方もできるんですけども、1億円も余るということは、やはりそういった考えの人も、国保税を多く払っている人、何だ随分払っているのに1億円も余して、安くしろという話も出てくるかというふうに思うんですけども、やはりその辺はずっと国保基金しっかりと守ってきたということがありますので、その辺はどうなんですか、この国保基金、今後どういうふうにしていくんですか。取り崩していくんですか。それとも、毎年毎年きちっと守っていくんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず、昨年6,000万基金を取り崩しがために、今現在、基金の残が5,600万ほどになっております。だから、一時期あった2億以上の金額というのが、もう既に5,600万になってしまったということもございまして、今、議員がおっしゃるように、このままでは基金が枯渇してしまうということもございまして、あくまでも条例では基金は医療費が急激にはね上がった場合に使うというふうになっておりますので、後ほど提出させていただきます今年度の補正予算で、6,000万全部ではないんですが、幾らかでも基金に積み立てるという補正を組まさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今年度の補正で2,100万ですか、基金に戻すというようなことは見ておるんですが、ちょっと1点お伺いしたいのは、これ何でも多分支払いのために、足りなくなるからとさっき言いましたよね、足りなくなるから3,000万、3,000万おろしたんだと。これ前だと多分そういうことなかったんでないのかなと思うんですけども、支払いのために

その基金を3カ月なり流用するとか、半年流用するというのは今までもやられたことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

基金につきましては、平成20年度のときに2億5,000万ほど基金としてはありました。それ以降21年、22年、23年というふうに、毎年少しずつ取り崩しているという状況でございます。あくまでも支払いのためにというわけではないんですが、国保税を年度の途中で引き上げるというわけにもいかないものですから、一応当初に組んで国保税の試算をしまして、これでやりくりができるというふうに見込んだのが、予想以上に医療費給付費が上がってしまったということで、その不足分を基金を取り崩さざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 数年前に基金が2億5,000万あって、それを順次取り崩して現在5,600万、補正で足しても七千五、六百万ということで、例年取り崩している、それだけ医療費がかかっているということなんですけれども、今後この基金、最低限どれぐらいは維持していかなくちゃいけないというのと、そうするとこの医療国保税も多分上がってくるのかなというふうに思いますが、今後の見通しというのは、見通しとその基金の最低限の維持のラインというのはどういうふうに考えているのですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

国民健康保険条例の基金の資産としまして、過去3年間の保険給付費の平均年額の4分の1相当額以上を所有するというふうになっています。それで計算していきますと、1億3,400万ほどが目安というふうになって参ります。今、議員がおっしゃいましたように、2,100万の補正を入れたとしても、まだ7,000万にしかならないということで、まだ目安の半分になるかならないかということになってきますので、基金につきましては極力使いたくはないというふうに考えていますし、やっぱりあくまでも条例上そうなっている以上は条例に従って積み立てをしていくというふうに考えてはおりますが、ご存知のとおり平成30年度から天栄村国保から県国保に変わります。このときにその基金の考え方とか、医療費の支払いの考え方が大幅に変わって参りますので、今後の基金の考え方につきましては、その辺の動向を見ながら、なお再検討していきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） はい、わかりました。

もう1点質問なんですけれども、この平成27年度主要施策の成果というものの89ページ、これ国民健康保険特別会計（診療施設勘定）というのがあるんですけれども、その3点の成果というところで重点事項「利用促進を図り医療提供体制の確保と包括的な医療充実による診療所運営」というふうに書いてありますが、これどういう意味ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

あくまでも湯本診療所につきましては、湯本地区の医療のかなめとして位置づけなければならない場所だと思っております。それにつきましては、湯本中学校、湯本小学校のいろんな健診、または予防接種等々については全て診療所をお願いしてやっていただくということもございますので、そういう意味で利用を図って医療提供をしていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 湯本地区に診療所に先生がいないというのは、それは確かに大変困るんでありますが、この歳入のほうを見ますと、前年度対246万円の赤字というようなことで、これ毎年毎年医療収入減っていますよね。その大事さもわかるんですけれども、やはり先生が2,000万円相当の給与をもらっておると。やっぱりそれに見合った、ここに重点事項に書いてある利用促進、それから医療提供の体制の確保、これはやっぱりきちんとした初期医療とか、そういうものをきちんとやってほしいというふうなことだと思いますので、これから契約も公開されるかと思いますが、その辺言うべきところはきちっと言っていただきたいというふうに思いますが、その点については村長、答弁願います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

診療所の運営につきましては、なかなか高齢化をしてきた中で利便性というか、なかなか足がないというお話も聞いておりますので、そういったところも含めて、地域、湯本の住民の方々にどういった形で利便性を持たせるかというようなことも視野に入れながら、次年度しっかりと対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） いや村長、交通とかそういうものの利便性はもちろんですけれども、診療に対する考え方、先生とかの、その辺の考え方をもうちょっと積極的に、患者さんを増やすとか、それは不健康な人を増やすという意味じゃないですよ。昔はもっともっと患者さ

んいたはずなんです。だから、その辺をもっともっと話して、そっちのほうの利便性をというか、利用促進を図っていただきたいというような話をしているんです。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっぱりおっしゃるように、医療の部分を充実させてくれというようなお話でございますが、それについても今いる先生と看護師の方々とお話をしながら、しっかりとした対応をしていく。そして、今後も受診する方、減ってきたというようなお話もありますが、人口も減少してきている中で、できる限りの対応をしっかり行っていただきたいというようなお話は直接先生ともさせていただいておりますので、その中でまた今後も診療所に診察に来ていただける方が増えるように働きかけをして参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第10号 平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第11号 平成27年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の質疑

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定につ

いて質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 232ページの2款の一般会計繰入金から、一般会計から171万3,000円ほど繰り入れあって、次に後ろで繰出金が147万9,000円あるんですよね。これ一般会計、どいう金額なのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） では、お答えいたします。

そちらの金額なんです、昭和51年に公有林整備事業のほうでお金を借りまして、それでそちらのほうのお金なんです、財産区のほうでお金のほう借りられませんでしたので、一度財産区のほうに一般会計のほうで繰り入れをして、毎年財産区のほうの会計のほうから繰り出しということで償還しております。そういった仕組みになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ財産区、基金があるわけだと思うんですが、基金のほうは使わない、使っちゃだめなんですか、そういうのは、金。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 4時14分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時15分）

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

現在、湯本財産区基金の残高が1万8,260円となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ特別会計、こういう場合にはみんな一般会計から補填して財産区を維持するということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 4時17分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時18分)

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦勞さまでした。

(午後 4時18分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 5 号)

平成28年9月天栄村議会定例会

議事日程（第5号）

平成28年9月12日（月曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 2 議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第14号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第20号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第23号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第24号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第25号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第26号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第27号 平成28年度湯本財産区特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第28号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第29号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第30号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第31号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第32号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第33号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第34号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について

- 日程第24 議案第35号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第36号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第37号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第27 陳情審査報告
- 日程第28 閉会中の継続審査申出
- 日程第29 議案第38号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第30 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司	君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路	君
住 民 福 祉 課 長	森	廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之	君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤	市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤 栄 一	君
湯 本 支 所 長	星	裕 治 君	天 栄 保 育 所 長	兼 子 弘 幸	君

学校教育課 櫻井幸治君 生涯学習課 小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 蕪木利弘 書記 小山ちえみ
議事兼 事務局長

書記 牧野真吾

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第12号 平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について、昨日からの質疑を再開します。

湯本支所長、星裕治君。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 6番議員さんの質問にお答えする前に、答弁にお時間をとらせていただき、誠に申し訳ありませんでした。

湯本財産区特別会計に対し、一般会計からの繰出金と繰入金がそれぞれあるのは、まず、一般会計に対する繰出金でございますが、昭和50年代に入り、造林のための公有林整備事業資金を複数年間借入れを行い、これらにかかる元利償還金は一般会計を通して行われるため、繰り出しをしているところであります。

一方、繰入金でございますが、これら元利償還金等を含む特別会計の歳出が歳入を上回っている状況のため、その収入不足分を一般会計からの繰入金で補っているものでございます。

ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 要するに、これは、植林をしたときの借入金というようなことで出しているんですね。一般会計から繰り入れして、繰り出ししていると。それはわかったんですが、ただ、償還金なら償還金ときちんと書いたほうがかえってわかりやすいんですが、繰出金では全然わからないんで、それは、内容はわかりました。

でも、昭和50年代に、これ、植林するのに借入金したというようなことなんですが、かなりの、年間100万以上の金が出ているわけですよ。これ、何年償還なんでしょう。その辺、内容を詳しくちょっと教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

償還期間につきましては、昭和51年から平成34年までの期間となっております。

以上であります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大層な期間であるということは、これから見ると、借入金も相当な、これ、元利金だからあれでしょうけれども、相当な金額を借り入れしていると思います。

財産区についてはちょっとなかなか私らわからないんですが、これは、全部植林するときにはあれなんですか、こういうことが発生するというのは大いにあるんですか。各基金を積んでおいて、それは売った材木を基金に積み立てしておいて、そして村で使用させていただくというようなことになるんでしょうけれども、各地区、こういうやり方をしているんですか。

全然、今、湯本の財産区を見ますと、1万8,000円くらいの基金しかないんですよ。ほかかなりの金額を持っているんですが、どうも財産区の割には植林すると。昔のことだからちょっと難しいんでしょうが、当然、昔からそれ、植林してあったところを伐採して売って、そしてまた伐採してから植林をするというようなことだったんでしょうけれども、その辺、伐採した後すぐ植林するのが普通でしょうから、売ったときの金は、大分前の話だけれども、その金はどこに行っちゃったんだか、その辺、ちょっとわかれば。わかればというか、所長に言うのもちょっと酷な話かもしれないですね、大分前の話だから、30年も前の話だから。

でも、この運用というのは、そういった、村で、何か話を聞くと、学校の校舎建てたり、そういった修繕費とかなんとかに使うというような話を聞いてはおったんですが、どこでも、湯本以外は、牧本も大里も基金はあります、この前、我々も、牧本で基金を取り崩して公共事業に充てたということは聞いておりますが、ただ1万8,000円しか残っていないというのは、そのいきさつは、売った金を全部何さ使っちゃったんだか。

そして、大体面積、どのくらいの植林の面積あるか、もう一つ。そして、普通、立木を売る場合には何年くらい育てて売るのか、その期間。材木を売るまでの、植林してから売るまでの期間は大体何年くらいで見ておるのかと、その辺をわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） まず、1点目の基金に関してなんですが、基金に関しましては、ちょうど平成11年3月に、今までお金、償還のために村のほうに繰り出していたんですが、

平成11年3月でなくなっております。

あと、先ほどの木の状況なんですけど、今現在、杉をその当時植林しましたのが39.01ヘクタール、ヒノキが0.5ヘクタール、アカマツが121.99ヘクタール、エンジュ、クリが2.96ヘクタールということで、全部で164.46ヘクタールを植林いたしました。

先ほどありました、何年で売れるようになるかということだったんですが、当時植林してからもう35年経っております、今現在、販売できる状態にはなっております。ただ、今現在、木材の価格がすごく安いので、ちょっと売るのには厳しいかなという状況であります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、もう売る時期に来ているんだけど売れないと。売らないというか、安くて時期を見ているというようなことなんでしょうけれども。かなりの面積でありますから、かなりの金額が入ると思いますので、そういう時期であるとすれば、平成3年と言ったんだっけか、にもう金がなくなっちゃって、基金が底をついて、今に至っているということなんでしょうけれども、本来なら何とかなるということだったんでしょうから、わかりました。

ひとつ、高く売って、村のために役立てていただきたいと思います。了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第13号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第14号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第15号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計

決算認定について質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 262ページの1目農林水産使用料、1節、2節の収入未済額180万、これちょっと聞き逃しちゃったんですけれども、もう一回説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

農業集落排水施設使用料の現年度分でございます。180万840円ございますが、67名の方の収入未済でございます。

過年度施設使用料でございます。77名の収入未済がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、かなり金額多いんですけれども、これ、どういうふうにするつもりなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 毎月督促状を出しまして、督促に歩いております。大きな滞納者につきましても誓約書を取りまして、役場に呼び出しをいたしまして、納めさせているところでございますが、なかなか思うように収益、収入が上がらないところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、かなりの、過年度分で1,172万というのは大変なことだと思うんですけれども、これは個人の分ですか、それとも事業所ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 個人でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、水道料ならとめることできるんですけれども、下水道はとめようがないですね。これからどういう方法で徴収するつもりなんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議員おっしゃるとおり、容易ではないんですが、水道の使用料もやはり同じく滞納されておりますので、下水道の督促をした際に水道使用料のほうも残っているというようなことで、水道も止めますよというようなことで、通知文は差し上げております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、滞納している人は、上水道と下水道、一緒だということですか。同じ人数なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

ほぼ同じような方でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、引っ越しされたかなんかして不納欠損になるという人はいないんですか。全部今も、現在も使っているということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

何名かの方は、確かに転居されている方はいらっしゃいますが、ほとんどの方はまだ村内にいらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 現年度で180万ということは、これ、過年度でまた来年増えるということでしょう。何度督促を出しても全然反応が無い、これ、減る可能性はあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

完全になくすというのはちょっと容易ではないと思いますが、なくすように努力して参ります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 不納欠損額に入れるのには何年間あるんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 下水道料につきましては、5年以上過ぎたものについては不納欠損できます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、平等の意味でも、早く何とか払ってもらうように努力してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 1点だけお聞きしたいと思います。

265ページの1目加入金、1節の加入金、2戸分、24万あったというような報告でございましたが、この集落排水に加入すべき可能のある家庭からして、現在、加入率は何%になっておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時21分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時23分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 大変失礼いたしました。お答えいたします。

平均で96.7%でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 現在のパーセントが96.7%、あと3%、4%の家庭が加入すれば100%で、加入率がよくなるわけですが、これ、そもそも、集落排水事業というのは環境整備をよくするために始まったと思うんですが、本当はこれ、100%加入して環境がよくなる、水質もよくなるということが一番ふさわしいわけでございますけれども、今後、これ、無理無理加入させるというわけではないですが、無理無理加入させて、先ほど服部議員が質問したように、どうしても家庭的に大変な人を加入させて、収入未済額にまた加算されるようでは困りますけれども、なるだけなら、やはり加入させるのが本来の姿ではないかと思っておりますので、どのように進めていくのか。

それから、この加入者、2戸で24万ですか、ということは、1戸当たり12万。これ、集落排水が始まったときに、そのときに加入しないで後から入ると、これ、高くなるんだよなんていう話もあったんですけども、始まったときも今も12万、同じなんですか。その2つ、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えします。

1件目の、今後の加入促進はどうするんだというようなことと承っておりますが、今後と

も、100%に向けて加入促進を図っていききたいとは考えております。ただ、100%になるためには、流入人口というのもございます。その流入人口がございますので、今の加入世帯のみだけでなく流入人口もあるので、そのように100%というのはなかなか難しいのかなとは思っております。

加入金につきましては、当初12万で徴収しました。当時の説明ですと、加入率を図るために、後で加入する場合には負担金がかかりますというようなことだったものですから、ある程度加入率に対しては成果があったのかなとは思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） その加入率については、今、課長が答弁したとおり、単純に100%にはなかなかありませんよということですが、それはしょうがないです。幾らかでも現在の九十六.何%、96.7%より幾らかでも、より加入率が上がるように努めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第16号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第17号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第18号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第19号 平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定
について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第20号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算

認定について質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 風力発電の基金の残高、今、幾らあるか教えていただきたいと思ます。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成27年度末で、1億8,931万2,060円の残高でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 344ページ、ちょっとお開き願いたいんですが、風力発電の実質収支額197万2,670円となっております。だけれども、基金の積立金として、歳出で4,094万2,052円出ております。

これ、どうもちょっと詳しく見ていないと、風力発電は1,972万1,670円しかもうからないのかなというふうに思うわけなんです、この下に、ちょっとわからないんですが、地方自治法第233条の2の規定によるという、この条文の内容はちょっとわからないんですが、ここさ繰入金したら、4,000万の繰り入れしたやつは書くということではないんですね。何か繰り入れ、ここさ書くようになっているんですが、その繰り入れはここに書かないとって、ただ歳出で出していると、何かもうかっていないんじゃないかというような見方あるんですが、やはり、繰り入れ分というのは収益分なんだから、どこかにきちんと明示しておかないと、ちょっと見たときわからないと思ますが、そういった表示の仕方はしないというか、しなくてもいいということをやっているんでしょうけれども、こういった項目をきちっとここに、こういう項目があるんだから、村でも繰り入れした場合には、繰り入れの項目を書くべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、6番議員さんからご質問ありました基金への繰入金の表し方ということでございますが、これにつきましては、今後どういうふうな表し方ができるか、ちょっとその辺を検討させていただいて、今後考えさせていただきたいと思ます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） わかりました。後から調べて教えていただきたいと思ます。

それと、この基金1億8,900万何がしあるんですが、この使い道はどんなものに使うか考えているのか、教えていただきたいと思ます。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

基金のこの先の使い道というお尋ねでございますが、この風力発電施設も当初、建設から16年目でございます。一般的に言われている耐用年数が17年間ということでございますので、今後また継続していく上では、補修なりというような費用もかかって参ると思われま。そういう支出に充てていくことを前提として、考えてはおります。

施設のその後につきましても、仮にこの施設を取りやめをして、また国有地をお借りしていますので、そこをお返しする際にもかなりの費用がかかるというようなこともございますので、今後継続していくにしても、やめるにしても、いずれにしてもお金がかかるというようなことでございますので、この基金については、そういった双方のことをにらみながら、大事に使っていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今後の補修なり撤去の費用として取っておくということなのですが、17年の耐用年数で16年ということは、もうほとんど風車としてもかなりの摩耗と申しますが、消耗をしていると思うんですが、今まで16年間やってきて、ちょっと私らもわからないんですが、この補修費以外に取り崩して、何かに使ったということはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

基金の取り崩しは、平成21年度に1,600万円を行っております。これは、修繕に充てるという目的で取り崩したものでございますので、修繕以外に取り崩したことはないということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、この風力発電は何のためにやったか意味ないですね。せっかく貯め込んだやつは、みんな修繕費なりに、また今後廃棄するための費用に使うということになれば、金かけてつくった意味が全くなされていないんですが、無意味な風力発電じゃなかったんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

風力発電の意義でございますが、収支の残、そこだけ見ていきますと、確かに大方分、また次の年に補修費でかかってしまうと、この先も補修費に要するというようなことになりま

すので、そこだけ見れば、やはり金額から見ればそういった側面もあるといえますか、そういったご指摘もあろうかというふうには思いますが、やはり今、再生可能エネルギーを国でも進めているというような状況でございますので、環境に配慮した、自然に優しい電力の確保という、そういった意味では、やはり一定程度の効果があったと。

また、継続していく上でも、そういった観点をお考えをいただきながら、そういった側面もお考えの中にお含みおきをいただきながら、ちょっと見ていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 多少の金額ならいいんですが、これ、村で出した金額も相当あるわけですね。全額補助でなかったわけですね。億の金を出しているわけですね。

でも、一定の自然に優しいエネルギー、今、流行っているんですが、でもこれはちょっと無謀な事業ではなかったのかなと思います。もうつくっちゃって、もう今、稼働して、収支においては採算がとれていると思うんですが、できるだけ貯めて、これ撤去するときに、また村から持ち出しというようなことのないように、きちんとした会計管理をしていただきたいなと思います。

これは、大分昔の話ですから、今、課長の皆さんにどうのこうの言ってもわからないでしょうから、執行部もその辺よく踏まえて、この維持管理をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第21号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第22号 平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 19ページの1節水道使用料の、この備考欄というのは、収入未済額なんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

決算額の消費税の部分でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あれ、これ、収入未済額というのはどこに載っているんですか。収入未済額。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

この決算書の中には、未済額は出てきておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 決算書に未済額が出ていないというのは、どういうことなんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 議案審議の途中でありますが、3時まで休議いたします。

（午後 2時49分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お時間をとらせまして、申し訳ございませんでした。

担当者にちょっと確認をいたしましたところ、収益費用明細書の中には記載がないというようなことでございます。

毎月、残高試算表というのを作成しております。その中での3月31日現在でございます。現年度におきまして859万3,780円でございます、130名の方でございます。過年度につきましては、800万3,923円でございます、109名の方でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。上下水道とも、徴収に頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第23号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案の49ページをお開き願います。

議案第23号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,105万9,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

54ページをご覧ください。

第2表、地方債補正（変更）

起債の目的、1、臨時財政対策。補正前、限度額1億円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができる。補正後、限度額1億1,765万1,000円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

次に、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額13万1,000円。減収補填特例交付金の額の確定によるものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額418万1,000円の減。普通交付

税の確定による減でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額230万8,000円。社会保障・税番号制度システム及び個人番号カードの補助金でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額275万2,000円。地域介護交付金、税番号制度システム整備費補助金等でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額208万3,000円。放射能検査維持管理経費補助金、保育所給食整備体制事業補助金等でございます。

3目衛生費県補助金、補正額20万円。フッ素化合物洗口事業補助金等でございます。

4目農林水産事業費県補助金、補正額857万3,000円。農業費の補助金でございます。

9目労働費県補助金、補正額34万5,000円。

3項委託金、4目教育費委託金31万5,000円。スクールソーシャルワーカー活用事業委託金の増でございます。

6目民生費委託金、補正額1万円。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,716万7,000円。がんばれ天栄応援寄附金でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、5目後期高齢者医療特別会計繰入金7万4,000円。

6目介護保険特別会計繰入金1,836万9,000円でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,400万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億1,902万4,000円。前年度繰越金の額の確定でございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、114万円。

3目過年度収入9万8,000円。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,765万1,000円。臨時財政対策債でございます。

次に、歳出でございます。

なお、この中で、2節、3節、4節、給料関係の人件費の補正を計上しておりますが、いずれもそれぞれの目で人事異動に伴う当初予算との差を計上するものでございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、2節給料、3節職員手当等、4節町債等につきましては、人件費の確定による減でございます。ここで、需用費から旅費への組み替えがございましたが、こちら、国道118号期成同盟会の要望活動に係るものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額414万9,000円。2節、3節、4節は、人件費の確定による増減でございます。

3目財政管理費、補正額1,124万5,000円。ここで、8節報償費につきましては、ふるさと納税のお礼品の品代でございます。11節需用費は、ふるさと納税に係るパンフレット等の印

刷費でございます。

13節委託料は、ふるさと納税に係りますインターネットの委託の費用でございます。

5目財産管理費、補正額7,716万7,000円。こちらは、財政調整基金の積立金、がんばれ天栄応援基金の積み立てでございます。

6目企画費、補正額458万8,000円。13節の委託料につきましては、社会保障・税番号制度システムに係ります運用テストの委託料でございます。あと、15節につきましては、電柱移設等に伴いますイントラネット、光ケーブル移設工事請負費でございます。

7目支所及び出張所費、補正額8万1,000円の減。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、高齢者世帯訪問事業に係ります自動車借上料でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額347万円の減。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による減でございます。13節委託料につきましては、こちらも社会保障・税番号制度に係ります運用テストの委託料でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2節、3節、4節につきましては、人件費確定による減でございます。委託料につきましては、社会保障・税番号制度に係ります運用テスト、また、負担金・補助金につきましては、個人番号カードの負担金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額25万円。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。

2目老人福祉費、補正額3,506万3,000円。13節委託料で、地域包括支援センターの事業運営の委託料でございます。また、19節でございますが、介護ロボット等導入支援事業補助金ということで、天栄ホーム、デイサービスみんなの家を対象に予定しております。28節繰出金は、介護保険特別会計繰出金及び地域支援事業繰出金でございます。

3目老人福祉施設費、補正額748万3,000円。こちらで、15節工事請負費は、老人福祉センターの大広間のエアコン設置、風呂温水ボイラーの交換等でございます。

5目障害対策費、補正額390万1,000円。13節委託料につきましては、社会保障・税番号システムに係ります運用テストの費用でございます。また、23節償還金利子及び割引料は、国経営負担金確定によります返納金でございます。

6目放射能対策費、補正額127万6,000円。こちらで、需用費につきましては、放射性物質測定器の修繕でございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額19万2,000円。こちらも事業費確定による返納金でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額135万4,000円。7節につきましては、わん

ばく広場の臨時職員賃金改定による増額分でございます。委託料につきましては、社会保障・税番号システムの運用テストの委託料でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、国庫分の確定による返納でございます。

2目児童福祉施設費、補正額4万5,000円。こちら、2節、3節、4節、人件費確定による増減でございます。

4目保育所施設費、補正額616万3,000円。こちら、2節、3節、4節、人件費確定による増でございます。

5目放射能対策費、補正額8万円でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額335万2,000円の減。こちら、2節、3節、4節、人件費確定による減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。7節賃金につきましては、臨時技能員、湯本地区高齢者世帯訪問事業の賃金でございます。また、委託料におきましては、社会保障・税番号システムの運用テスト委託でございます。

2目予防費、補正額70万6,000円。8節報償費、11節需用費につきましては、虫歯予防のためのフッ素化合物洗口に係る経費でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、養育費医療給付事業の実績確定によるものでございます。

3目環境衛生費、補正額106万6,000円。13節委託料につきましては、社会保障・税番号システムの運用テストの費用でございます。28節繰出金につきましては、二岐専用水道水源補修のための繰出金でございます。

5目保健センター施設費、補正額99万1,000円。こちら、健康保健センターの給湯用補給ポンプや照明器具等の修繕でございます。

7目放射能対策費、補正額442万1,000円の減。こちら、2節、3節、4節、人件費確定による減でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額670万8,000円の減。こちら、水道事業繰出金の減でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額266万9,000円。こちら、まず、賃金でございますが、緊急雇用に職員を雇用しておりますが、緊急雇用のほう、10カ月のみ対応となっておりますので、残りの2カ月分を予算化したものでございます。13節委託料につきましては、農地利用状況調査業務の委託料でございます。

2目農業総務費、補正額326万7,000円の減。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による減でございます。

3目農業振興費、補正額3,283万円。まず、11節需用費、修繕費でございますが、こちら、

農業促進ハウスの修繕でございます。13節委託料につきましては、道の駅季の里周辺の設計業務等委託でございます。工事請負費につきましては、羽鳥湖畔オートキャンプ場のボイラーの修繕でございます。

5目農業施設費、補正額256万5,000円。まず、ここでは、委託費から工事請負費の組み替えがございます。繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

6目水利施設管理費、補正額285万円の減。こちら、2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、竜生ダム事業費確定に伴う減でございます。

7目国土調査費、補正額5万円の減。こちら、2節、3節、4節、人件費確定による増減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額75万円。19節負担金、補助及び交付金でございますが、飼料用米取り組み面積増加に伴う助成金の補正でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額21万3,000円。こちら、施設、消防設備の修繕でございます。

12目緊急雇用創出費、補正額5万4,000円。臨時職員等の賃金改定によるものでございます。

13目放射能対策費、補正額630万円。まず、こちら、ため池底質除去処理があります工事請負費からの委託料への組み替えでございます。また、東日本大震災農業生産対策交付金ということで、飼料生産組合、肉牛生産組合が行う機械購入に伴う補助でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額1,220万8,000円。まず、賃金から報償費へ、鳥獣被害パトロール賃金から報償費への組み替えでございます。需用費につきましては、湯本スキー場圧雪車の点検整備、修繕でございます。委託料につきましては、湯本スキー場指定管理委託料でございますが、平成27年度、雪不足によりまして、稼働日数、入り込み数等が減となりまして、収入も減となったため、その赤字に対し、臨時的に委託料を増額するものでございます。15節工事請負費、湯本スキー場リフト改修工事でございます。18節備品購入費は、レンタル用品の購入費でございます。

2目林業振興費、2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増でございます。

7款商工費、1項商工費、6目放射能対策費、補正額150万円。こちらは、合宿誘致助成事業補助金の増額でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額13万円の減。2節、3節、4節、人件費確定による増減でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、25万5,000円の補正でございます。こちらは、土

木資材の購入でございます。

2目道路新設改良費、補正額274万8,000円。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。

工事請負費につきましては、法面補修工事費から舗装打ち換え工事への組み替え、また、戸ノ内・丸山線道路改良工事請負費で、舗装面積の増に伴う増額でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額179万円。こちらは、賃貸住宅建設費補助金の増額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額406万6,000円。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による減でございます。7節賃金につきましては、スクールソーシャルワーカーの単価改定によるものでございます。11節需用費、施設修繕費につきましては、湯本小教員住宅、大里小校長住宅の修繕でございます。

3目緊急雇用創出費、補正額24万2,000円。こちらも賃金で、特別支援教育支援員の単価改定によるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額4万4,000円。こちら、負担金等の増によるものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額13万円。こちらも、負担金の増によるものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額194万7,000円。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増でございます。15節工事請負費につきましては、幼稚園のテラスの屋根のふきかえ工事の請負でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、2節、3節、4節につきましては、人件費確定による増減でございます。

3目湯本公民館費、補正額11万9,000円。報償費の増額等でございます。

6目生涯学習センター費、補正額37万8,000円。こちらは、15節工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、太陽光発電機器の高圧器、高圧計器交換に伴うものでございます。

6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額11万9,000円の減。こちらは、額の確定による減でございます。

3目学校給食センター費、補正額273万9,000円の減。2節、3節、4節につきましては、人件費確定による減でございます。7節賃金につきましては、臨時調理員の賃金でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、学校給食費負担金ということで、給食の食材の値上げを各保護者に負担してもらわず、村で生産されます食材等を使ってもらうための補助を今回行うものでございます。

4目天栄体育施設費、補正額16万2,000円。こちら、運動広場の受変電設備の改修でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、1万円の減。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 道の駅の件なんですけど、今回、周辺整備設計等の業務委託料、3,000万からとってございます。この設計なんですけど、かなり高いように思われますが、これは何社からとってあるんだか。1社に任せてこういった整備計画をつくるんだか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回、補正として計上させていただきました内容が、地形測量、それから用地測量などの測量業務、それから造成工事の設計、それから許認可業務の支援委託、それから山林の部分の立木の調査、それから土質の調査という4つの業務を計上させていただいております。一括発注として考えておりますので、請負事業者につきましては1社ということ考えているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私は、この道の駅を、こういった道の駅をつくるかというような委託料かと思いましたが、土質調査も入っているというようなことで、そちらのほうの金額が大きいかどうかかわりませんが、やはりこういった道の駅をつくるかというのは、オープンコンペというんですか、みんなから案を出して決めてはどうかかなと思ったんですが、1社では、1社ですばらしいのができればいいのですが、その辺のかかる金額はどのくらいかわりませんが、そういった土質調査以外で、こういった施設をつくるかというような委託料についてはどのくらいかかるか。

また、そういったオープンコンペみたいなのでそれぞれ募集して、こういった施設がいいということを出してもらって、そこから採用するというのも一つの方法かと思うんですが、まずその辺、土質調査以外の施設に対する委託料と、そういったオープンコンペをするかどうか、考えはあるかどうか、お尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回計上させていただいた内容につきましては、施設を整備していく、その計画をつくる上で必要となる測量、それから調査を行うという費用でございまして、具体的に施設整備に関する提案といたしますか、そういう部分の費用は今回は入っておりません。この測量設計等の結果を踏まえまして、各社からご提案をしていただくなり、その整備に関しましては、今後考えていくというようなこととございますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございせんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 72ページ、農林水産業費の11節と12節、15節なんですけれども、この修繕費、湯本スキー場の修繕費が264万2,000円、あとスキー場の指定管理者委託料110万円、あと、スキー場のリフト改修工事637万。これ、今のスキー場に対してこの補正をとっているということは、結局はそれだけの見込みが、これだけの修繕費がかかったということですよ。そうすると、私の聞きたいのは、湯本のスキー場に改善費とか、あと、その下に、また今度は湯本レンタル購入費とかありますけれども、実際にこれ、年間にどれぐらいの利益が上がっているんですか。これ、補正とっていますけれども。利益は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成27年度につきましては、例年になく雪不足ということで、大変収入が減少しております。27年度につきましては、利益は出ておりません。

26年度、25年度、24年度につきましては、指定管理料を含めると、それぞれ300万から400万程度の黒字という決算になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 27年度は雪不足で利益が上がっていない、それでも26年度、25年、24年度は300万ぐらいの黒字になりましたと言いますけれども、これ、修繕費とか委託料とかはその約10倍まではいかないけれども、1,000万以上かかっているわけですよ。

そうすると、村長さんにお聞きしたいのは、このスキー場に毎年毎年こういうふうに赤字、赤字といっても、これはもう、村のほうからある程度のこういうふうに補助金を補正でとらなければやっていけない状況なのに、これからもスキー場として経営するよりも何か方法を考えるということは、そういうことは考えているんですか。今のスキー場に対して。年間300万ぐらいの売り上げに対して、補助事業でこれだけの予算をとるというのに対して、今後どのような考えを出しているんですか。このままで継続していくという考えなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

前にも、このスキー場にかかる修繕費というようなこととお話をしたかと思うんですが、この圧雪車も年数がもう24年、それと、リフトも稼働している上ではどうしても消耗してくる、部品も交換しなくちゃならないと。スキー場を運営している上では、この修繕費、もうリフトの安全面から考えると、これは必要経費として見ていかなければならない経費なんです。

議員ご指摘のように、じゃ、どんな形で今後考えていくのというようなことでございますが、当面、冬期間の誘客については有効なスキー場であるというようなことで、今、私も認識しながら努めているものですから、こういったところはご理解をいただきたいと。

ただ、今後は、経営的な部分を見ながら、今、スキー場の運営評価委員の皆さんに評価をしていただいた中で、どのような方向性を決めて参りたいかというようなことで考えておりますので、ご理解をいただければと。

ただ、今、冬期間の、前も、今、言いましたように、誘客には必要なスキー場であるというような認識でございますので、当面は続けていきたいというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんの言い分はわかりますけれども、このまま今の天栄村のこのスキー場、湯本スキー場、毎年毎年誘客も少ない、それに対して利益も上がらないのにもかかわらず、これからどんどん修繕費とかリフトとか、修繕、改善とかそういうふうにお金がかかりますので、これからまだかかると思いますよ、そうなった場合には、そこに天栄村の財源をつぎ込むのが余りにも大きいので、何らかの方法を村のほうでも考える時期に来ているんじゃないかと、そういうふうな考えで質問したんですけれども、例えば、村長ひとりの考えでできるんだったら、そういうふうな方々の委員会なりをつくって今後の対応を考えるべきだと、私はそういうふうな時期に来ていると思うんですけれども、その辺の答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

スキー場の運営、今後の経営については、スキー場運営評価委員会というものを設けまして、専門の方々のご意見をいただきながら方向性を決めていくというようなことで、一昨年从那その委員会を立ち上げて、経営状況、今後の運営について協議をしていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） いろいろな方法があると思いますけれども、一日も早く決断したほうが私はよろしいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 73ページの7款商工費、放射能対策費なんですけれども、これについて、ここに載っている合宿誘致助成補助金とは直接関係ないんですけれども、多分、この放射能対策費で、商工会で発行している商品券もこの項目に入っているかと思うんですが、それについての質問なんですけれども、お許しいただけるでしょうか、議長。

○議長（廣瀬和吉君） はい、質問続けてください。じゃ、答弁もらいますか。

○5番（小山克彦君） いや、いいです。質問していいですかということだから。

○議長（廣瀬和吉君） いいです。

○5番（小山克彦君） それでは、質問させていただきます。

今年度、村の商工会で商品券を発行しておりますが、10月発行予定の商品券において、商工会で盗難に遭ったというような話がありますが、話がありますじゃなくて、盗難に遭ったらしいんです。それ、我々商店のほうにも連絡があったんですが、村のほうにはその連絡はありましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

商工会の正副会長、それから佐藤課長がお見えになりまして、その旨の報告はいただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それについて、村のほうの対処、それから商工会のほうの対処はどのように行ったか、伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、商工会の対応ですが、直ちに須賀川警察署に被害届を出して、被害の確定をして、捜査をお願いをしているというようなことと承っております。再発防止につきましては、商品券の保管を事務所内に施錠できる書庫を設けて、そこに保管をするというような手だてを講じていくというような報告を受けております。

村の対応でございますが、そういった報告をいただいて、その推移を現在注視しているという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、村のほうから放射能対策費ということで、商工会のほうに商品券補助金を出しているんですけども、商品券、言ってみれば現金と同じ扱いだと思うんですよ。その保管について、大変、商工会のほうでルーズであったということで、盗難に遭ったということですが、これ、村のほうからも厳重に注意するべきで、その経過報告も、私ら商店にはただ盗まれた、盗難に遭い、その商品券、注意していただきだけの報告しかなかったんですけども、厳重に商工会のほうに注意すべきであって、今後の経過も報告してもらうようにすべきだと思いますが、村長、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これは厳重に保管、管理のほう、しなければならぬというようなことで、私からも担当というか所管の課長、商工会長のほうにも話はさせていただきました。

まだ今、捜査中というようなことでございますので、今、産業課長からお話がありましたように注視をしているというような状況でございますので、こちらについては、今も状況等々いろいろ、商品券は2カ所で使われたというような情報は入りましたが、それ以上、今は捜査中なものですから、我々がとやかく、そこに話を、口を出す部分ではないので、今、商工会、警察からの報告をいただくのを待っているような状況でございますので、今後はこのようなことがないように、しっかりと村のほうとしても指導して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今年度から山村開発センターのほうに引っ越して、こういう盗難があったと。何か、せっかくいいところに引っ越してもらったのにというようなことですが、しっかりと厳重にこれから。

あれ、事務所、鍵かかるんですかね。かかるんですか。事務所に置かなくたってという話なんですけれども、とにかく、商工会長並びに事務局のほうにしっかりと注意していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第24号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 81ページをお願いいたします。

議案第24号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,783万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,453万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,025万円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

85ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、これは、県国民健康保険に移行するためのシステムの改修の補助でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額122万6,000円。27年度確定に伴う増でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額6,609万3,000円。前年度繰越金の確定に伴う増でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額51万3,000円の増。これは、先ほど申し上げました、県国保へ移行するためのシステム改修の委託費でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,000万円。一般被保険者療養給付費の見込み額の増に伴う増でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、同じく見込みの増によるものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額2,100万円。基金への積立金でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、療養給付費の額の確定に伴う精算返納金でございます。

続いて、診療施設勘定でございます。

次のページをお開きください。

事項別明細書、診療施設勘定。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額173万6,000円。前年度繰越金の確定による増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、職員人件費の減額でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額180万9,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第25号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 90ページをお願いいたします。

議案第25号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358万9,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

92ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額96万8,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額96万8,000円。基金の積立金でございます。

以上であります。よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第26号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 93ページになります。

議案第26号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額28万2,000円のうちで、歳入を補正する。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

95ページをお願いいたします。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万1,000円の減。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1万1,000円。

以上であります。よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第27号 平成28年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 96ページをご覧ください。

議案第27号 平成28年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ176万8,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

98ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万7,000円。こちら、前年度繰越金の額の確定によるものであります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1万7,000円。こちらは、需用費の増であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第28号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第28号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,223万2,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

101ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額504万6,000円。ハイテク大山工業団地の土地貸付収入2件分でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額323万7,000円。前年度繰越金の確定に伴う

補正であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、補正額358万3,000円。地質調査の委託料でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額470万円の増。

以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第29号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第29号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,343万4,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

105ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額27万3,000円。前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額27万3,000円。25節の基金積立金を31万2,000円ほど減額しまして、28節、58万5,000円を農業集落排水事業特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第30号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第30号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,146万7,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

109ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額256万5,000円。一般会計からの繰り入れでございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、補正額58万5,000円。大山地区排水処理施設事業特別会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額209万5,000円。前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額315万円。人件費の増による増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、209万5,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第31号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第31号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306万2,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

112ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額49万9,000円。一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額24万9,000円、前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額74万8,000円。15節工事請負費の増額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第32号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第32号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,060万3,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

115ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額272万6,000円。前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額162万円の減。これにつきましては、工事請負費の減によるものでございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額162万円の増でございます。これにつきましては、先ほど一般管理費を減額したものを事業費と組み替えをするものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額272万6,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第22、議案第33号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

- 参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第33号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205万円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

119ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額69万2,000円。前年度の繰越金でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額69万2,000円でございます。予備費に繰り入れるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第23、議案第34号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第34号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,738万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ6億8,975万円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

123ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額477万2,000円。
給付費の増に伴う増額でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、調整交付金確定による増でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額763万8,000円。
現年度、過年度ともに、給付費の増に伴う増額でございます。

次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、給付費の増に伴う増額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額2,876万円。給付費の増に伴う増額でございます。

6目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額43万4,000円。過年度分の確定に伴う増でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額120万円。介護給付費準備基金繰入金の増でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額64万3,000円の減。前年度繰越金の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,910万円。地域密着型介護サービス給付費見込みの増によるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、介護予防サービス給付費の見込み増によるものでございます。

7目介護予防サービス計画給付費、同じく見込み増によるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、過年度額の確定に伴う償還金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額1,837万円。一般会計繰出金過年度分の確定に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第24、議案第35号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第35号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,472万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,064万8,000円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

130ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,472万1,000円。前年度繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,344万円。13節は保守点

検委託料の増、15節は不良部品交換工事でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額128万1,000円。

以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第25、議案第36号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第36号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,603万円とする。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

133ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6万7,000円。前年度繰越金の確定に伴う増でございます。

歳出、4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額7万5,000円。前年度確定による一般会計への繰出金の増でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額8,000円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第26、議案第37号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第37号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成28年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額670万8,000円の減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額674万8,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額4万円の増。

平成28年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

136ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額670万8,000円の減。一般会計からの補助金の減でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正予算額732万8,000円の減。これにつきましては、人件費の減によるものでございます。

6目資産減耗費、補正予算額58万円。これにつきましては、繰越工事で行われました石綿管の除却費の増でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額4万円。企業債利息の増でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第27、陳情審査報告を議題といたします。
受理された1件の陳情について、本定例会初日において総務常任委員会に付託となっております。受理番号第9号の審査結果について、総務常任委員長からの報告を求めます。
総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

- 総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。
天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。
陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号9。付託年月日、28年8月19日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、採択。

委員会の意見、地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質を確保するためには、安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。地方財政の確立を目指すため、人的サービスとしての社会保障予算の充実や小規模自治体に配慮した財政措置が不可欠であることから、国に対し、平成29年度の政府予算地方財政への検討に当たっては、地方の実情を十分に把握した中での歳入歳出の見積もりが的確になされるよう、意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

- 議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。

委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第28、閉会中の継続審査申出を議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長から申し出願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成28年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長から申し出願います。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）総務常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長から申し出願います。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長から申し出願ひます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成28年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）議会広報発行のため、取材並びに編集及び調査研究。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで、追加議案が2件ござひますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、ご異議ござひませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程及び追加議件を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 4時37分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時44分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第29、議案第38号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 137ページになります。

議案第38号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年9月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9項、別表中の村長の給料月額のうち10分の1を、副村長の給料月額のうち10分の1をそれぞれ減額するものとし、村長、副村長にあっては、平成28年10月1日から平成28年10月31日までの間、これを適用する。

附則、この条例は平成28年10月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

平成26年2月発生豪雪農業災害に関連して、当時の担当課長から、自らの申し出により降格願が提出され、受理されました。このような事態に至ったことについて、村長と副村長から、管理監督者としての責任を明確にするため、給料減額の申し入れがございました。村長及び副村長、自らの申し出によりまして、平成28年10月1日から平成28年10月31日までの1カ月間、村長及び副村長の月給、月額給与を10%減額するものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ただいまの提案理由の説明の中で、前課長が自らの申し出により降格処分の願いを出したということですが、その辺をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 私のほうからご説明申し上げます。

担当課長から、村内を騒がせ、村民の方々に不信感を与えたことに対しまして、降格願が提出されました。その内容につきましては、このような事態を招き、自信がなくなり、精神的にも不安定な状態が続いて、課長としての職務の遂行に不安があるとの理由で降格願が提出され、受理をいたしました。そのため、参事兼課長から副課長というようなことで降格をしたわけでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そうしますと、自らの申し出ということですので、公的に課長の処分というのは何もなされていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

本人からの申し出を受理したというような形でございますので、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 自らの申し出の内容が、村内、村民を騒がせたと。結局、課長職に自信がなくなったという理由だそうです。

村長は、6月の定例会一般質問の答弁の中で、この事件に関しまして、何ら事務的な手続等々不備はなかったというようなことを一貫して申しておりましたが、現在でもそれについては、村長の考えは変わっていないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

手続上は、6月の定例議会で申し上げたとおり、問題はないというようなことで認識しており、ただ、配慮が足りなかったというようなことがございまして、世間を、村民を騒がせて迷惑をかけたというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この提出された条例に関しまして、私は反対ということで意見を申し上げます。

というのは、前課長が仕事上、手続上、例えばハウスの再建に関しまして虚偽の記載があったとか、そういう部分は一切ないということでありました。今回の降格願も、自ら課長としての仕事が全うできないということで申し出があったそうです。ということは、本人に対して具体的な処分はなかったし、本人も多分、具体的にそういう過ちはなかったというふうには私は理解しております。であるならば、本人に公的な処分がないのに、それを飛び越えて村長、副村長がこの減給の条例改正を申し出るということは、何か理由の中で、先ほどの提案の理由の中で、この状況に関して、こういう状況をつくったことに関して申し訳なかったというふうなことで、要するに道義的な部分に関して申し訳なかったということでありますが、そういう事実がないところで、道義的な部分だけで軽々に村長、副村長の減給を行うというのは、今後、例えばこういう事件が起こった場合、この道義的な部分だけで村長、副村長の減給というのが出てくる可能性だってありますよね。

やはり、現実的に事実をきちんと把握した上で、前課長、その当事者に罪があったりとか、そういうものがなければ、軽々に、ただ単なる道義的な部分でこういうものをやるというのは、前例として私は反対であります。

もちろん、道義的な部分はあるかとは思いますが、この行政処分に関しましては、きちっと行政という形で事実関係を積み重ねた上で、処分、こういう条例改正をやるべきだというふうには思いますので、私は反対いたします。

○議長（廣瀬和吉君） それでは、賛成討論を行います。

賛成討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（廣瀬和吉君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第30、発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君登壇]

○5番（小山克彦君） 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年9月12日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由

地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質を確保するためには、安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税等の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。

地方財政の確立を目指すため、人的サービスとしての社会保障予算の充実や、小規模自治体に配慮した財政措置が不可欠であることから、国に対し、平成29年度政府予算、地方財政の検討に当たっては、地方の実情を十分に把握した中での歳入・歳出の見積もりが的確になされるよう、意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣特命担当大臣（経済財政政策担当）、地方創生担当大臣。

以上であります。

なお、意見書については、別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

つきましては、これをもって平成28年9月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年11月30日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 後 藤 修

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月7日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月7日	同意
2号	牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月7日	同意
3号	湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月7日	同意
4号	天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について	9月7日	原案可決
5号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	9月7日	原案可決
6号	天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月7日	原案可決
7号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	9月7日	原案可決
8号	平成27年度天栄村一般会計決算認定について	9月9日	認定
9号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月9日	認定
10号	平成27年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月9日	認定
11号	平成27年度大里財産区特別会計決算認定について	9月9日	認定
12号	平成27年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月12日	認定
13号	平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
14号	平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
15号	平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
16号	平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月12日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
17号	平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
18号	平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月12日	認定
19号	平成27年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月12日	認定
20号	平成27年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
21号	平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	認定
22号	平成27年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月12日	認定
23号	平成28年度天栄村一般会計補正予算について	9月12日	原案可決
24号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
25号	平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
26号	平成28年度大里財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
27号	平成28年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
28号	平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
29号	平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
30号	平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
31号	平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
32号	平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
33号	平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
34号	平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
35号	平成28年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
36号	平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
37号	平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月12日	原案可決
38号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月12日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	9月12日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
8	平成28年 7月27日	スキー場連絡道路村道認定について	羽鳥高原活性化協議会 会長 平田 浩司	議 長 限 (議長に対しての要望 事項であるため)
9	平成28年 8月19日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	須賀川市森宿字ヒジリ 田50 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結 果
9	平成28年 9月6日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採 択